

平生町告示第59号

平成24年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年2月22日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成24年3月7日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成24年第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成24年3月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成24年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成24年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成24年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町スポーツ推進審議会条例

- 日程第25 議案第21号 平生町スポーツ推進委員条例
- 日程第26 議案第22号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第30 報告第1号 平生町土地開発公社の平成24年度事業計画及び資金計画並びに  
予算について
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 委員会付託

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定（13日間）
- 日程第5 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成24年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成24年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 日程第24 議案第20号 平生町スポーツ推進審議会条例  
日程第25 議案第21号 平生町スポーツ推進委員条例  
日程第26 議案第22号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例  
日程第27 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第28 議案第24号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）  
日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
日程第30 報告第1号 平生町土地開発公社の平成24年度事業計画及び資金計画並びに予算について  
日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山田 健一君 副町長 ..... 佐竹 秀道君  
教育長 ..... 高木 哲夫君 会計管理者 ..... 藤田 衛君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....	吉賀 康宏君	
総合政策課長 .....	角田 光弘君 町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....	洲山 和久君	
健康福祉課長 .....	弘中 賢治君	
経済課長兼農業委員会事務局長 .....	岩見 求嗣君	
建設課長 .....	安村 和之君 佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長 .....	福本 達弥君	
社会教育課長 .....	小島 康司君	
総合政策課長補佐兼財務班長 .....	石杉 功作君	

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、柳井靖雄議員、河内山宏充議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告並びに

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めたもの及び委任を受けたものの職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

日程第22．議案第18号

日程第23．議案第19号

日程第24．議案第20号

日程第25．議案第21号

日程第26．議案第22号

日程第27．議案第23号

日程第28．議案第24号

日程第29．議案第25号

日程第30．報告第1号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告並びに日程第5、議案第1号平成23年平生町一般会計補正予算から、日程第29、議案第25号山口市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第30、報告第1号平生町土地開発公社の平成24年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

月日の流れは早いもので、もう年度末の3月を迎えました。春の足音が聞こえる昨今となり、自然界を眺めれば、万物に生命が満ち、躍動感あふれる季節となりました。春は、卒業式や入学式の時期であり、別れと出会いの季節でもあります。卒業式や入学式の風景は、こうした春の自然界が始動する清新な空気と重なり、一層感動を誘うものとなっております。

また、日本を震撼させた、あの東日本大震災から、早いもので、1年になります。死者・行方不明者約1万9,000人。生まれ故郷を離れ、避難をされている方々は、今なお34万人おられます。特に、この冬の日本列島は厳しい寒波に見舞われ、日本海側を中心に例年になく積雪量となり、避難されている方々には、この厳しい寒さの中、今なお大変つらい生活を余儀なくされていることでしょう。被災地の方々の心情は察して余りあります。私たちにとっても特別な重さをもった、この1年でありましたが、被災地の皆さんにおかれましても、あすを信じて復興の歩みを一步一步進んでほしいと願うものであります。引き続き我々国民一人一人、それぞれの立場で温かいできる支援をしていきたいものだと思っております。

そうしたさなか、平成24年第1回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会に御提案いたします議案は、平成23年度補正予算6件、平成24年度予算9件、条例8件、事件2件、同意1件、報告1件でございます。

それではまず、国政につきまして、触れてみたいと思います。去る1月24日に召集された第180通常国会で野田首相は施政方針演説を行いました。冒頭に「日本再生元年」として、「重要課題を先送りしてきた『決められない政治』から脱却することを目指す」と表明され、また「大震災からの復旧・復興」、「原発事故との戦い」、「日本経済の再生」の3つを最優先課題として提唱されたところであります。是非、一刻も早く、この国難ともいふべき危機に立ち向かい、日本が直面している多くの課題について、国民に対し政治の責任を果たしてもらいたいと思っております。

次に、国の予算であります。政府は昨年暮れに平成24年度予算案を決定をいたしました。

一般会計の総額は、前年度対比で2.2%減の90兆3,339億円となっております。東日本大震災の復興予算を特別会計の計上や基礎年金国庫負担の一部財源を交付国債で賄っている

ものを合わせると、実質的には過去最大となっております。地方交付税については、入口ベースでは1.1%の減となっておりますが、昨年同様、別枠で1兆500億円の増額となり、これを含めた出口ベースでは0.5%増の1兆4,545億円となり、5年連続の増額が確保されたところであります。

次に、地方財政計画についてであります。今回の地方財政への対応は、東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減債事業など通常分とは別枠で所要の事業費や財源が確保されております。

通常収支分の地方財政計画は、前年度対比0.8%減の8兆1,700億円となっております。以上が国の状況であります。私は、昨年末の全国町村長大会に続き、ことし1月下旬に全国町村会の都道府県町村会正副会長交流会に出席をし、町村としての立場を国に対しても説明をしております。

今後も、全国町村会と連携を密にして、喫緊の課題や情勢の対応について、引き続き国へ要請をしております。

なお、昨年、地域主権関連三法案が成立をし、法制化されました「国と地方の協議の場」は、東日本大震災の復旧・復興はもとより、我々地方自治体の諸課題を協議していく上で極めて重要であります。今後におきましても国と実効性のある対話を積み重ね、真に効果的な施策が進められるよう、私も議会の皆様のお力をお借りしながら、やるべきことはしっかりやっていきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本町の予算編成について申し上げます。平成24年度は、本町のまちづくりのいわば羅針盤であります「第四次総合計画」の2年目であり、計画を具現化すること、そして将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築することに主眼を置き、平成24年度のテーマを「“協働”で 未来につなぐ まちづくり」と決めました。「第四次平生町総合計画」の理念を念頭に、より一層の経費の削減に努め、町民のニーズを的確に反映した、効率的で効果的な予算編成とするよう指示し、取り組んできたところであります。混迷する政治状況の中で、予算編成時には不透明な部分が多く、手探りの状態で予算編成作業となりましたが、国並びに県の予算動向を見極めながら、情報収集に努めて対応してまいりました。こうした状況の中、歳入におきましては、町税は、税制改正により個人住民税は増加をするものの、評価がえにより固定資産税は減少することから、ほぼ横ばいの状況にあります。

また、地方交付税につきましては、国の予算においては昨年より若干増額されておりますが、普通交付税は本町の需要、収入の見込額を算定したところ、ほぼ前年並みになる見込みであります。

しかしながら、扶助費などの社会保障関係経費や公債費などの義務的経費、他会計への負担金や、繰出金等の固定経費の一般会計に占める割合が大きくなるなど、財政運営は引き続き非常に



厳しい状況であることに変わりありません。そのような中であっても、われわれ自治体として果たすべき使命は、住み良さが実感できる、住んでよかったと思える地域をつくることであります。町民の皆さんの満足度を上げていくべく、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、新年度予算の概要について申し上げたいと思います。このたびも、50億円を下回る「堅実型」の予算組みとなっております。一般会計の予算は、対前年度比0.7%増の48億7,540万円であります。

まず、歳入であります。町税につきましては、扶養控除の見直しにより個人町民税は増加するものの、固定資産税は評価がえなどにより減少し、町税全般におきましては昨年度比で0.5%の微増となっております。自主財源の確保に向け、今後においても、公平・適正な賦課徴収に努めていきたいと考えております。地方交付税につきましては、国の予算は23年度比較で0.5%、800億円の微増となっており、普通交付税については、前年度並みと見込んでおりますが、特別交付税については、近年の交付額を勘案の上、増加を見込み、交付税全体では、2,400万円、1.2%増加するものと予想しております。その他、国庫支出金の減少は、主には子ども手当の制度改正に伴うもの、県支出金の増加は、ため池等整備事業実施に伴うものであります。

繰入金につきましては、一般財源の需要の増加に対応するために、財源不足を補うため財政基金から6,400万円を繰り入れをいたしております。町債につきましては、建設事業等の特定財源として、また実質的な交付税である臨時財政対策債の発行を見込み、前年度比1.1%、460万円増加をいたしております。

次に、歳出であります。まず、一般会計全体の工事請負費であります。ため池等整備事業や、平生小学校外構整備事業等の実施によりまして対前年度比37.3%増の約2億7,700万円となっております。さらに、このたびの23年度3月補正予算をお願いをさせていただいております。防災行政無線整備事業を合わせますと、24年度の実質工事請負費は約3億4,800万円となり、前年度を大きく上回り、景気対策及び安全安心の対策にも配慮したものとなっております。そのほか、子どものための手当などの扶助費や、国民健康保険事業や介護保険事業、下水道事業など特別会計への繰出金や公債費などが予算の中で大きなウエイトを占めておるのが現状であります。

なお、その他の歳出につきましては、後ほど改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や介護保険事業において給付費の増加に伴い予算規模は拡大しておりまして、特別会計全体では、対前年度比6.3%増の39億8,455万1,000円となり、町の全会計の合計では、対前年度比3.2%増の88億5,995万1,000円となっております。

次に、平成24年度のテーマであります「“協働”で未来につなぐまちづくり」をもとに、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、このテーマに沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の柱は「みんなで創る町民自治のまちづくり」であります。人口減少、少子高齢社会の進行により、地域力は低下する傾向にありますが、この対策として、「協働」のまちづくりは、住み良さが実感できるまちづくりには不可欠な、行政としても大変重要な取り組みであると考えております。これまでも町民の方々の御理解と御協力を得て、自治会活動や地域活動への積極的な支援など、地域との協働関係の構築に取り組んできたところであり、自治会活動交付金の拡充を行うなど、さらなる取り組みを行ってきたところであります。この協働のまちづくりについて、この主体となる住民をはじめ、住民団体、自治会、企業、行政がそれぞれが役割を果たすことのできる基本的なルールとなる、「まちづくり条例（仮称）」の制定に向けた取り組みを23年度からスタートさせております。24年度には条例を制定し、さまざまな取り組みの指針としてまいりたいと思います。このほか、継続事業の自治会活動や集会所建設の助成をはじめ、新規事業といたしまして、地域のイベントの充実と地域の活性化や地域の連帯感の醸成を図るため、自治宝くじ助成事業を活用してのイベント資機材の購入を助成をいたしていきたいと思っております。また、生涯にわたってスポーツを楽しむことができるようにスポーツ推進計画の策定に着手いたします。

次に、2つ目の柱であります、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」であります。まず、地域の安全・安心の確保であります。自主防災組織の組織率の向上をはじめ、自主防災組織の訓練、「防災メール発信事業」の加入促進など、引き続き取り組んでまいります。新規事業といたしまして東日本大震災を教訓に、地域防災力を高めるための防災士資格取得の助成や津波に対する意識を高めるため、町内の電柱等100カ所程度に標高表示板を設置をいたしたいと思っております。そして、県が指定した土砂災害警戒区域に伴う土砂災害ハザードマップの作成に取り組んでまいりたいと思っております。

また、災害に強いまちづくりのため、危険ため池の整備事業や海岸高潮対策の施設である中川と曽根の両排水機場の改修に伴う県事業負担金などを計上をいたしております。住民生活の安全・安心を目指して、さまざまな事業を展開することといたしておりますが、介護認定の要支援、要介護の方々に対する外出支援の一環としての「介護サポートタクシー事業」や介護認定の非該当の方々の家事の支援をする「生活サポート事業」を継続して実施いたします。新規事業といたしまして、乳幼児から高齢者を対象にした、健康増進・食育推進計画を策定し、健康づくりの支援と疾病予防に取り組むことといたしております。生涯を通じた健康づくりの推進プランに着手をいたします。さらに、道路を初め、河川、下水道の整備など、快適な住環境づくりにも取り組んでまいります。環境対策として、太陽光発電システム設置助成制度を設け、取り組んでおりま

すが、3年目となります平成24年度においてもこの事業を推進してまいりたいと思います。

次に、3つ目の柱は、「未来にはばたく人材を育むまちづくり」であります。まず、少子高齢化が進む中、子育てに要する保護者の経済的負担の軽減や子供を生み育てることに喜びと充実感が持てるよう子育て支援をしてまいりたいと思います。子供たちの疾病予防対策として、子宮頸がん予防ワクチン接種をはじめ、ヒブワクチン接種、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業など予防接種事業を実施をしてまいります。また、各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に子供の健全な育成や保護者の就労支援、母子の健康支援といった子供と親が健やかに暮らすことのできる環境整備を進めてまいります。教育におきましても、未来を将来を担う子供たちが、豊かな心と健やかな体を育むための環境づくりを初め、確かな学力育成のための体制づくりや安全・安心な教育環境の整備、また家庭と地域が繋がり信頼される学校の創造、生涯学習、青少年健全育成活動の推進など、取り組みを進めてまいりたいと思います。特に、教育施設の耐震化につきましては、平生中学校の普通教室棟の耐震補強工事の実施設計に取り組むほか、町体育館の現況耐震診断を行うことといたしております。

次に、4つ目の柱は、「活力に満ちた元気なまちづくり」であります。魅力と活力のあるまちづくりには、本町の産業の育成・支援を初め、特性を生かした地域資源の開発が必要不可欠であり、引き続き、取り組んでいくものであります。新しい取り組みとして、地場産業の活性化を図るため、「産業祭」の開催を予定をいたしております。平生町の産業の元気を発信をしていきたいと思っております。農業や水産業においては、担い手の育成や、確保や、そして経営基盤の安定に向け、関係機関と連携をとりながら取り組んでまいります。また、有害獣による農業被害は年々深刻化しているため、各種施策の拡充・創設により、対策を総合的に進めてまいります。観光においては、岩国錦帯橋空港の開港に向けた広域的な取り組みとして、柳井地域1市4町共同で、観光パンフレット等を作成し、首都圏に向け当地域のPRを積極的に行なってまいりたいと思います。

なお、平成23年度から地域経済の活性化を目的に、生活基盤となる民間住宅の住環境の改善支援策として創設をいたしました、「住宅リフォーム資金助成事業」も引き続き行うことといたしております。

次に、5つ目の柱であります「健全な財政で持続可能なまちづくり」についてであります。「第四次平生町総合計画」及び「第五次行政改革大綱」の実施計画の実践に取り組んでまいりたいと考えておりますが、総合計画につきましては、平成24年度が2年目となることから、計画の具現化をさらに進め、明るく住みよいまちづくりに取り組んでまいります。あわせて、第五次行政改革大綱を実践することにより、地方分権にふさわしい自立した自治体を目指してまいりたいと思っております。そのために、起債残高の減少や、基金残高の増加など、財政基盤の強化や、

安定的な歳入の確保と経費節減には引き続き努めてまいりたいと思います。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、のちほど、議事日程に基づきまして、それぞれ個別に御説明を申し上げたいと思います。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、「平生町まちづくり条例（仮称）」について申し上げます。昨年12月からまちづくり条例策定の検討作業部会である民間の「まちづくり条例検討部会」（10人）と、行政の「まちづくり推進研究グループ」（9名）の合同部会により、12月から毎月1回のペースで、グループで課題を協議しながら進める方式、いわゆる「ワークショップ形式」で本格的に検討をスタートいたしております。この合同部会の中では、委員全体で町政を運営する立場に立って、共通認識の中で協議をしていくことを目的に、町の職員による事業説明に基づく自主勉強会もあわせて行っております。現在、第4回目の合同部会を3月5日に開催しておりますが、委員の皆様方には長時間にわたり熱心に取り組んでいただいております。この合同部会は、計画では計8回開催し、その中で条例の素案を作成していくことにいたしております。協働のまちづくりは、本町のこれからのまちづくりの大きなテーマでもあり、意識の醸成や啓発も大切なことだと判断をし、協議の内容について定期的に経過を町民の皆さんにお知らせする、まちづくり条例「かわら版」を発行いたしました。第1回目を2月下旬に全世帯に配布させていただきましたが、合計4回の発行を考えております。今後も、議会の皆様、町民の皆様へ、逐次御報告を申し上げながら素案を作成していきたいと考えておりますので、よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

次に、岩国基地民間空港の再開についてであります。岩国基地民間空港の再開につきまして、平成24年度内の開港に向け、国並びに岩国空港ビル株式会社において、現在、施設の整備が進められておりますが、過日、就航予定の航空会社から、2012年度下期に羽田・岩国間に1日4往復の定期便を開設するという内容を含んだ2012年度の航空輸送事業計画が発表されたところであります。これで、空港の開港がより身近に感じられるわけでありまして、開港に合わせまして、岩国錦帯橋空港利用促進協議会でのPR事業の取り組みのほか、先ほど申し上げました柳井地域1市4町で構成する柳井地区広域行政連絡協議会におきましても、観光パンフレットなど共同で取り組む旨、先般申し合わせを行ったところであります。空港へのアクセス改善に向けた取り組みも、広域で行ってまいりたいと考えておりまして、この空港再開が県東部地域の活性化につながるよう期待をし、また取り組んでまいりたいと思います。

次に、住宅用太陽光発電システム設置費助成事業についてであります。平成22年度から新規事業として導入いたしましたこの事業は、地球温暖化対策の一環として、風力発電に伴う固定資産税の一部を原資に基金を積み立てて、町独自の取り組みとして推進してきたところであります。全体計画は、3カ年で110基分の助成を行うもので、町民の環境への関心が高く12月末には

予定の募集数35基に達し、本年度の募集を締め切ったところであります。新年度におきましても、本年度と同程度の予算措置をさせていただき、地球温暖化対策に寄与していきたいと考えております。

次に、水道事業高料金対策事業についてであります。柳井地域広域水道事業における高料金対策に伴う山口県の新たな支援制度について報告をいたします。水道事業高料金対策については、県は、平成14年度から10年間にわたり、当地域の実情を理解をいただき特段の支援をいただいたところであります。先般用水供給事業について、当初の計画どおり補助期間10年が終了するので、廃止されることが決定をされました。用水供給事業に対する県の支援が廃止されることは、各市町の財政にとって大変厳しいものがあり、昨年8月から要望活動を展開をしております。

本年1月12日に最後の詰めとして、各構成団体の首長や地元選出県議と一緒に県知事に対し、激変緩和の暫定措置として「今後の市町負担額が平成23年度の額を上回らないよう県費補助していただきたい」それから「暫定措置の期間は、少なくとも5年間は継続していただきたい」の2点について要望活動を行ってきたところであります。これまでの要望活動の成果と県知事の特段の配慮によりまして、先月22日の記者発表では、要望の内容を一部上回る新しい支援制度が打ち出され、ひとまず安心をいたしましたところであります。今後も水道事業の健全経営に向けた取り組みをさらに進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、曾根公民館建築についてであります。昨年12月26日に曾根公民館建てかえに係る、第1回目の地元説明会を開催し、最初の平面プランを示し、御意見をお聞きしました。その意見をもとにNTTファイナンス株式会社と協議を重ね、変更図面による、第2回目の地元説明会を1月31日に開催し、プランを示させていただきました。2回目の説明会のプランに対しては、地元の皆様の意見を反映した内容ということで特段意見もなく承認していただくことができ、建設に向けた次のステップに入ったところであります。最終プランでは、鉄骨造平屋建てで切妻型の勾配屋根で建築面積は489.57平米となり、現状より若干縮小したものとなっております。また、入館時には、これまで同様室内履きを利用するものとなっております。現在の状況につきましては、既に建物の解体を終え、設計につきましては基本設計、実施設計を同時に進めているところであります。以上、12月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告させていただきます。

それでは、御提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしましては、5,578万7,000円を追加いたしまして、予算総額は50億387万2,000円となる

ものであります。

歳出の主なものより申し上げます。15ページの一般管理費では、それぞれ確定あるいは確定見込みによりまして減額するものであります。庁舎管理費では、国の3次補正によりまして、防災行政無線整備事業に係る実施設計と施工管理委託料及び工事請負費を計上いたしております。

企画振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。財務財産管理費におきましては、各費目の減額に伴いまして一般財源の余剰分を財政基金へ積立金として計上いたしております。

16ページの戸籍住民基本台帳費と統計調査費は確定見込みによりまして、それぞれ減額あるいは増額をいたしております。

17ページの国民年金総務費では、ねんきんネット整備に係るパソコン等の導入見送りにより減額をいたすものであります。老人福祉総務費の老人保護措置費におきましては、入所者数の実績により減額をいたすものであります。介護保険事業勘定特別会計への繰出金は給付費の増額に伴いまして、町負担分を増額するものであります。福祉医療対策費では、実績見込みによりまして、福祉医療費を増額するものであります。

18ページにかけての障害者福祉費では、実績見込みによりまして、障害福祉サービス費負担金と更生医療給付費を増額するものであります。児童措置費では、実績見込みによりまして、子ども手当を減額するものであります。保育所運営費では、実績見込みによりまして、賃金と法人保育園保育委託料を減額するものであります。

19ページの健康づくり推進事業費では、各種検診委託料を実績見込みによりまして減額をいたすものであります。環境衛生費の浄化槽設置整備事業費補助金と太陽光発電システム設置費補助金は実績見込みにより、減額をいたすものであります。水田農業推進対策費では、米需給調整総合対策事業費補助金が、国よりJAへ直接支払われることとなったため、減額をいたすものであります。

21ページの道路橋梁新設改良費では、平成23年度に交付されました、市町村振興宝くじ交付金を財源充当いたしますので、一般財源を減額いたすものであります。河川維持改良費では、湊の内樋門のポンプの修繕料を計上いたしております。排水機場整備事業負担金では、県事業の実績見込みによりまして減額をいたすものであります。砂防費の自然災害防止事業負担金につきましては、県事業の実績によりまして減額いたすものであります。

22ページの公園事業費では曾根児童公園排水施設整備の完了により減額をいたすものであります。下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正によりまして、繰出金を減額いたすものであります。

24ページの小学校の学校管理費では、事業完了により工事請負費を減額いたすものであります。

す。小学校費と中学校費の教育振興費では、入札実績によりパソコンの借上料を減額いたすものであります。

25ページの保健体育総務費では、実績によりまして備品購入費を減額いたすものであります。負担金、補助及び交付金につきましては、事業完了によりまして、それぞれ減額いたすものであります。

26ページの保健体育施設費では、事業完了によりまして、工事請負費を減額いたすものであります。

27ページの上水道企業費の水道料金低減対策事業につきましては、田布施・平生水道企業団への補助金を増額いたすものであります。

28ページの渡船事業費におきましては、国庫補助金の確定によりまして不足分を負担するものであります。簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。9ページから12ページにかけての、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源であります。実績に基づきまして減額あるいは増額をいたしております。寄附金の一般寄附金につきましては、ふるさと納税によるものであります。基金繰入金につきましては、太陽光発電システム設置費補助事業の実績に基づきまして減額をいたすものであります。諸収入の雑入であります。市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金の一部が配分されるものでありまして、町単独事業の財源となるものであります。災害救助費繰替支弁は、平生町の保健師を福島県会津保健福祉事務所へ災害派遣をいたしておりましたので、派遣に係る旅費や時間外勤務手当の一部として支給されるものであります。

14ページの町債では、各事業の確定見込みによりまして、減額をいたすものであります。また、国の3次補正で事業実施をする、防災行政無線整備事業によりまして、緊急防災・減災事業債を新たに発行いたすものであります。

前に戻りまして、5ページ、第2表の繰越明許費につきましては、防災行政無線整備事業と海岸保全施設整備事業の翌年度への繰り越し事業分であります。

6ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明申し上げました地方債の増額あるいは減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、29ページに給与費明細書、30ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

御説明いたします。今回の補正額 5,555万8,000円を追加いたしまして、予算総額は17億2,873万8,000円となるものであります。

歳出であります。9ページの一般管理費につきましては、70歳以上の窓口負担割合が4月から2割に引き上げが見込まれておりましたが、平成24年度以降においても1割に据え置きになるため、高齢者受給者証の差しかえに係る経費を計上いたしております。連合会負担金につきましては、新規導入の国保総合システムの不具合などにより、システム稼働が遅れ、各市町に経費が発生することから、全額調整交付金の対象とされ、負担金として納付いたすものであります。

11ページにかけての保険給付費につきましては、今後の給付見込みによりまして、増額をいたすものであります。保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、当初予算での拠出額の算定で医療費全体の伸びが急速であったことから、多めに見込んでおりましたが、平成23年度の確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。6ページの国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては、医療給付費の増加に伴いまして、追加をいたすものであります。高額医療費共同事業負担金につきましては、共同事業拠出金の減額により、所要額を減額いたしております。

7ページの県負担金につきましては、共同事業拠出金の減額により、所要額を減額いたしております。県補助金の県財政調整交付金は、医療給付費の増額に伴いまして追加をいたすものであります。療養給付費交付金につきましては、医療給付費の増加に伴いまして追加をいたすものであります。8ページの共同事業交付金につきましては、医療給付費の見込みにより、所要額を増額をいたしております。

続きまして、議案第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額20万円を減額いたしまして、予算総額は6,061万3,000円となるものであります。

歳出につきましては8ページでございます。簡易水道統合事業の飲料水供給施設統合整備接続工事につきましては、事業実績見込みによりまして20万円を減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。水道使用料の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を増額いたしております。地方債については、工事請負費の減額により同額を減額いたすものであります。なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額1,366万8,000円を減額いたしまして、予算総額は6億4,403万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。下水道管理費の流域下水接続点・工場等排水水



質検査委託料につきましては、確定により減額するものであります。流域下水道事業維持管理費は確定見込みにより減額するものであります。下水道整備費の工事請負費は確定見込みにより減額するものであります。負担金の流域下水道事業については、県事業の確定見込みによりまして減額するものであります。公債費の利子につきましては、確定により減額するものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。歳出が減額となったことによる一般会計繰入金の減額であります。町債の下水道事業債は確定見込みにより減額するものであります。なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は、1,771万4,000円を追加いたしまして、予算総額は11億5,569万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。保険給付費の介護サービス等諸費と高額介護サービス費につきましては、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。8ページの介護給付費準備基金積立金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金が平成24年3月31日に廃止となりますので、精算金を介護給付費準備基金に積み立て、平成24年度におきまして、基金から繰り入れをして、国へ返還するものであります。介護予防事業費の介護二次予防高齢者施策事業費では、確定見込みによりまして減額するものであります。9ページの包括的支援事業・任意事業の家族介護支援事業は、所要額を追加するものであります。

歳入につきましては、6ページであります。保険給付の増加に伴いまして、一般会計からの介護給付費と介護給付費準備基金から給付財源として繰り入れるものであります。雑入につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金が平成24年3月31日に廃止となることによる、基金残高の精算金でございます。

続きまして、議案第6号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は46万5,000円を追加いたしまして、予算総額は1億8,273万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。保険基盤安定負担金の追加交付により、後期高齢者医療広域連合へ追加納付するものであります。

前に戻りまして、歳入でございますが、6ページでございます。県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定化対策費は一般会計で歳入として受け、後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出すものであります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時5分から再開いたします。

午前9時45分休憩

午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 続きまして、議案第7号平成24年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成24年第1回平生町議会定例会資料をお配りをいたしておりますが、この資料の2ページに平成23年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと存じます。

一般会計の予算総額は、48億7,540万円でありまして、前年度対比0.7%の増額となっておりますが、これは主に団体営ため池整備や平生小学校外構整備、平生中学校普通教室棟耐震補強実施設計などの新規事業によるものであります。それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

36ページからの議会費でございます。7,439万1,000円で前年対比10.4%の減額であります。この減額した要因は、現職議員の標準報酬総額に応じて地方公共団体が公費負担する、議員共済負担金の率の改正によるものであります。

38ページからの総務費は、6億245万3,000円で前年度対比6.3%の減額となっております。この主な要因といたしましては、昨年度実施いたしました外国人登録に係る住民基本台帳法改正による住民情報システムの改修の終了によるものであります。

41ページにかけての一般管理費では、まちづくり条例の制定に向けた取り組みとして、まちづくり協議会委員やまちづくり条例検討部会委員などの報償費や先進地視察の経費等を計上いたしております。また、3年目となります、自治大学校への研修参加費や他の職員研修費も計上いたしております。新規事業といたしましては、行政仲裁センターへの手数料や地域主権改革に係る例規制定改廃業務支援の委託料などがあります。自治会活動交付金につきましては、地域活動の活性化を目指して、引き続き計上しております。

43ページにかけましての情報通信費でございますが、新規事業といたしまして、庁内情報管理システムの更新による借上料や地域イントラネット災害情報提供システムの更新に係る負担金などを計上いたしております。

44ページにかけましての庁舎管理費でございますが、新規事業であります、PCBの処理業務として、処理場への運搬経費と処理経費を委託料に計上いたしております。また、庁舎改修費として、宿直室の改修や第3庁舎3階へ洋式トイレを設置する費用などを工事請負費に計上いたしております。

46ページにかけましての企画振興費ですが、路線バスなど公共交通機関の維持確保や高齢者、児童・生徒や障害者などの移動手段としての新たな交通体系の模索が喫緊の課題となっております。地域の生活交通を見直し、再構築することを目的に、生活交通活性化計画の策定に向けた協議会を設置することといたしております。また、1市4町で構成しております、柳井地区広域行政連絡協議会での岩国錦帯橋空港PRのための、パンフレットとポスター作成の経費として負担金を計上いたしております。

47ページの交通安全対策費ですが、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプ、通学路灯設置費を計上いたしております。

48ページから49ページにかけての賦課徴収費では、委託料において町税計算業務や土地鑑定総合評価業務などを計上いたしております。

50ページにかけての徴収対策費では、不動産鑑定委託料を計上いたしております。

51ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、平成24年10月1日から実施をする旅券発給事務に要する経費として、交付窓口端末機などの備品購入費を計上いたしております。

52ページから54ページまでの選挙費では、平成24年度に予定されております山口県知事選挙費と海区漁業調整委員選挙費について所要の経費を計上いたしております。

55ページにかけての統計調査費では、主な統計調査として、平成24年就業構造基本調査と平成25年度住宅・土地統計調査単位区設定、工業統計などに要する経費を計上いたしております。

56ページにかけての監査委員費につきましては、町村監査委員全国研修会への参加費を1名分計上いたしております。

56ページからの民生費につきましては、14億2,115万円でありまして、前年度と比較いたしますと0.2%の増加であり、ほぼ前年度並みとなっております。

58ページにかけての社会福祉総務費では、平成23年度より実施をいたしております、地域見守りネットワーク整備強化事業につきましては、平生町社会福祉協議会へ事業委託を行い、引き続き取り組んでいくことといたしております。また、社会福祉協議会への補助金としては、地域福祉権利擁護事業の活動費を含めて計上いたしております。そのほか、国保会計への繰出金が主なものであります。

59ページから60ページにかけての老人福祉総務費につきましては、敬老会行事を初めとした継続事業に要する経費を計上いたしておりますほか、扶助費の介護サポートタクシー事業と生活サポート事業につきましては、平成23年度実績に基づきまして所要の経費を計上いたしております。そのほか、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の半数以上を占めております。

61ページの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。

また、継続事業といたしましては、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。そのほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

63ページにかけての障害者福祉費であります。障害者自立支援法関係経費につきましても引き続きそれぞれ計上いたしております。また、委託料として障害者福祉サービス事務処理システムの改修業務と障害者手帳システム整備を計上いたしております。

そのほか、旧法指定施設が新体系サービスへ移行した場合の事業運営の安定化を図るために、移行時運営安定化事業補助金を計上いたしております。扶助費の福祉タクシー事業では、平成23年度に引き続き、透析通院患者のうち、自動車税等の減免を受けておられない方へは、初乗り料金助成券を96枚交付することとしております。

64ページの児童福祉総務費では、保育料・子どものための手当システムの改修経費を計上いたしております。支給額は平成23年度の10月以降と変更はありませんが、所得制限が平成24年10月支給分から適用されることになることから、システムを変更する必要があります。この経費につきましては、全額国庫で負担することとなっております。

65ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。

児童措置費では、子どものための手当として、平成24年度の支給額に応じて、所要の経費を計上いたしております。

66ページから68ページにかけましての保育所運営費では、入園実績を勘案し、町立保育園3園の運営費と法人保育園委託料を計上いたしております。

69ページにかけましての中央児童館運営費につきましては、児童館の床などの改修経費を計上いたしております。

70ページからの衛生費では、3億1,586万9,000円でありまして、前年度と比較して6.4%の減額となっております。主な要因といたしましては、周東環境衛生組合と熊南総合事務組合の負担金の減額でございます。

70ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金などを計上いたしております。

71ページから72ページにかけましての母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。妊婦健診につきましては、平成24年度からクラミジア検査が新たに導入されております。また、不妊治療費助成事業につきましては、扶助費として、引き続き取り組むことといたしております。

73ページにかけましての予防費では、継続事業といたしまして、乳幼児や児童・生徒の予防

接種、高齢者のインフルエンザ予防接種については、委託料として、所要の経費を計上いたしております。子宮頸がん予防ワクチン接種事業、ヒブワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業も継続事業として取り組んでいくことといたしております。

74ページにかけての健康づくり推進事業費では、新規事業といたしまして、健康増進計画・食育推進計画の策定経費を計上いたしております。継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業の所要の経費を計上いたしております。

75ページにかけての保健センター運営費では、集団指導室の空調設備の改修経費を計上いたしております。

76ページにかけての環境衛生費では、3年目となります、太陽光発電システム設置費補助事業につきましては、補助上限額を14万円として、41件分を計上いたしております。そのほか継続事業といたしましては、フラワーベルト整備事業の経費を引き続き計上いたすものであります。浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案し、5人槽6基、7人槽7基分を計上いたしております。

77ページの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。熊南総合事務組合負担金につきましては、平成23年度中に償還が終了する起債分の影響があり、1,489万2,000円の減額となっております。

77ページからの労働費は、1,068万5,000円でありまして、ほぼ前年度並みとなっております。

79ページからの農林水産業費につきましては、3億8,808万4,000円でありまして、前年度対比15.8%増加いたしております。この主な要因は、団体営ため池整備事業によるものであります。

79ページの農業委員会費では、新規事業といたしまして、農地・農家基本台帳システム構築事業について所要の経費を計上いたしております。

80ページから81ページにかけての農業振興費では、新規事業といたしまして環境保全型農業直接支援対策事業を計上いたしております。平成23年度12月補正でも計上させていただきましたが、平成24年度分の直接支援分として計上いたしております。やまぐち集落営農生産拡大事業につきましては、ヘリコプターによる防除の機械購入費を助成するものであります。青年就農給付金につきましては、自営就農者に対し、就農後の所得を確保するための給付金を交付するものであります。また、継続事業といたしまして、引き続き、ジャンボタニシ防除支援対策事業費とミカンバエ防除支援対策事業費を計上いたしております。

82ページから83ページの土地改良事業費につきましては、岩松ため池の団体営ため池整備事業と単県補助で実施をする神上ため池整備事業の経費を計上いたしております。継続事業とし

て単独土地改良事業費につきまして7件の事業を予定をしております。県事業であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金につきましても、所要額を計上いたしております。

84ページから85ページにかけての林業総務費では、有害獣捕獲機材の追加購入に要する経費を計上いたしております。有害鳥獣捕獲対策委託事業やわな猟狩猟免許取得補助事業、有害獣防除柵等設置補助事業も実績に基づき所要額を計上いたしております。また、新規事業といたしまして、有害獣対策地域活動支援事業では、狩猟登録を行って、地域で有害獣の捕獲作業を率先して実施する者に対して、猟友会会費などを助成するものであります。また、有害獣捕獲報奨金として、有害獣を捕獲した際に報奨金を助成するものであります。

86ページにかけての林業事業費では、単独林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、従来から実施している、種苗の放流事業に加えて、新たにアサリ母貝団地造成とカイガラアマノリ育成調査、及び漁業者安全操業啓発活動をあわせて、実施することといたしております。

88ページにかけての漁港建設事業費では、漁港海岸保全事業につきましては、前年度とほぼ同様の事業費を確保し、高潮対策に取り組むことといたしております。このほか、3件の単独漁港改良事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページからの商工費は、1,758万5,000円でありまして、前年度とほぼ同様の予算であります。

89ページから90ページの商工振興費では、昨年同様に平生町商工会への補助金として商工振興対策費を計上いたしております。新規事業といたしまして、産業祭の補助金を計上いたしております。町内生産者の生産意欲の高揚と町内生産品に対する消費者意識の啓発に努めることを目的として、実施いたすものであります。

91ページにかけての観光費では平生町観光協会への補助金を計上いたしております。

91ページからの土木費につきましては、4億9,822万4,000円でありまして、前年度比4.9%の増加となっております。主な増加要因といたしましては、土砂災害ハザードマップの作成や都市計画基礎調査費、単独事業の増額などによります。

91ページから92ページにかけましての土木総務費では、新規事業といたしまして、土砂災害ハザードマップの作成を実施いたします。土砂災害から住民の生命・財産を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある地域を「土砂災害警戒区域」として、平成24年4月に県が指定することとなっており、その指定を受け、土砂災害に関する情報伝達方法、避難に関する事項などを掲載した、ハザードマップを作成いたすものであります。また、継続事業といたしまして、平成23年度から開始をいたしました、住宅リフォーム資金助成事業を計上いたしております。

93ページの道路橋梁維持費では、引き続いて町道の点々舗装などを行う道路橋梁補修事業に

要する経費と町道佐合線の補修経費を計上いたしております。

94ページにかけての道路橋梁新設改良費では、20件の単独町道改良事業費や2件の県道路改良事業負担金につきまして、所要の額を計上いたしております。

95ページにかけての河川維持改良費につきましては、14件の単独河川改良事業に要する経費を計上いたしております。また、中川・曽根排水機場整備事業の県への負担金を計上いたしております。

砂防費では、2件の自然災害防止事業の県への負担金を計上いたしております。

96ページの港湾建設費の港湾整備事業では、水場地区の港湾改修事業の県への負担金を計上いたしております。また、港湾整備事業元利償還金の負担金につきましては、毎年、県が資本費平準化債を発行し、9月議会で減額補正をしてきましたが、平成24年度につきましては、借入予定額に基づいて、所要額を計上いたしておりますので、平成23年度当初と比較して、1,724万5,000円の減額となっております。

97ページの都市計画総務費では、県の委託を受け、都市計画基礎調査費を計上いたしております。おおむね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域内の現状や将来見通しを調査するものであります。

98ページにかけましての下水路費では、懸案の下横土手の排水ピット建設のほか、6件の単独下水路事業に要する経費を計上いたしております。

99ページにかけての住宅管理費では、用途廃止住宅3戸の解体経費と中村団地の外装改修のための経費を計上いたしております。

下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、2億7,075万円でありまして、対前年度比4.8%の増加となっております。

100ページからの消防費は、2億4,138万2,000円でありまして、前年度比8.3%の減少であります。主な要因といたしましては、柳井地区広域消防組合負担金が減額となったことによります。

100ページから101ページにかけましての非常備消防費では、新規事業といたしまして、標高表示板設置費を計上いたしております。防災士資格取得助成では、平成24年度では、消防団員を対象として、5人程度を予定をいたしているところです。

102ページにかけての、消防施設費では、工事請負費で防火水槽の改修経費を計上いたしております。このほか、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

102ページからの教育費は、4億185万4,000円でありまして、前年度対比で12.9%の増加となっております。主な要因といたしましては、平生小学校の外構整備や中学校の普通教室棟耐震補強実施設計費、町体育館の現況耐震診断などによるものであります。

103ページから104ページにかけましての事務局費では、学校支援員につきましては、学校運営を支援するため4名増員して、佐賀小学校1名、平生小学校7名、平生中学校に3名、合計11名を配置するための経費を計上いたしております。新規事業といたしまして、学齢簿システムの借上料を計上いたしております。学齢簿につきましては、小学校就学5カ月前までに、10月1日現在の住民基本台帳に基づいて作成することになっており、今までは、すべて手書きで作成をしてきたものでありますが、このシステムを導入することで、住民基本台帳システムから住民情報を入手し、リアルタイムで、転入、転出等の情報も即座に対応できる利点があることから、導入を図るものであります。

105ページから107ページにかけましての小学校費の学校管理費では、平生小学校の外構整備と佐賀小学校のトイレ改修経費を計上いたしております。

108ページにかけたの小学校費の教育振興費では、引き続き佐賀小学校へ配置する特別支援補助教員の報酬を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

109ページにかけたの小学校費の給食費では、平生小学校の電気式食器消毒保管機と佐賀小学校の3槽シンクの購入経費を計上いたしております。

111ページにかけたの中学校費の学校管理費では、普通教室棟耐震補強実施設計に要する経費を計上いたしております。

112ページにかけたの中学校費の教育振興費では、平成24年度から新しい教科書が導入されるため、新教科書に対応した、指導書などの購入経費を計上いたしております。また平成24年度から、中学校におきましてもコミュニティ・スクール推進事業を実施するための補助金を計上いたしております。その他、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費につきましても実績を勘案いたしまして予算措置をしているところであります。

113ページから115ページにかけましての幼稚園費では、平成24年度は3クラス体制となったことにより、1名分の幼稚園担任教諭代行の報酬を計上いたしております。

また、工事請負費にトイレの改修経費についての所要額を計上いたしております。

117ページまでの社会教育総務費では、学校支援地域本部事業に要する経費を計上いたしております。この事業は学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的として、学校支援ボランティアを派遣して、学校支援などの事業を行うものでございます。また、子ども会育成連絡協議会補助金では、平成24年度に設立50周年を迎えることから、記念行事に要する経費を計上いたしております。新規事業といたしまして、未来を担う平生っ子の育成促進事業では、青少年町民会議地区会議の活動に対して支援するため、所要額を計上いたしております。



119ページにかけての公民館費では、中央公民館の自動ドアとフェンスの改修、佐賀公民館田名分館のトイレの改修経費を計上いたしております。

123ページから125ページにかけての保健体育総務費では、スポーツ推進計画の策定のための経費として、需用費や役務費、委託料をそれぞれ計上いたしております。また、新規事業といたしまして、平成23年度国体関連競技として、車いすサッカーのデモンストレーション競技を実施したことを受け、我がまちのスポーツ推進団体補助金として、サッカー競技を我がまちのスポーツと位置づけ、平生町を拠点として活動している中学生のクラブチームでありますFCクレアールでのサッカー教室とその他のチームとの交流試合運営費やキッズサッカー教室運営費への助成を行うものであります。

126ページにかけての保健体育施設費では、町体育館の現況耐震診断の経費を計上いたしております。

127ページにかけての災害復旧費は、357万9,000円でありまして、前年度とほぼ同様の予算規模であります。

128ページの公債費は、7億2,217万6,000円でありまして、前年度対比2.8%の減少となっております。

129ページにかけての諸支出金につきましては、1億6,296万8,000円でありまして、対前年度比15.0%の増加となっております。増加の要因といたしましては、簡易水道事業費の繰出金の増額であります。上水道企業費につきましては、田布施・平生水道企業団への配水管整備のための負担金や高料金対策事業、赤字補てん分としての補助金を計上いたしております。また、柳井地域広域水道企業団へは企業債の元利償還金のうち平生町の負担分として、利息分を補助金として、元金分を出資金として支出するものであります。渡船事業費につきましては、両町の負担分に平生町に交付されず離島航路事業費県補助金を加算をして支出するものであります。簡易水道事業費は、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

130ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。12ページでございます。12ページからの町税全体では、12億5,310万6,000円でありまして、590万5,000円の増額で、前年度対比では0.5%の増加となっております。個人住民税は扶養控除の廃止や縮減により、3,316万1,000円増加しております。法人町民税は現年課税分で498万8,000円の増加であります。

13ページにかけての固定資産税につきましては、評価がえの年に当たることから、3,747万5,000円の減額となっております。

14ページからの地方譲与税全体では、6,700万円を見込んでおります。

15ページの利子割交付金は、23年度実績見込みにより500万円を見込んでおります。

16ページの地方消費税交付金は、実績見込みにより地方交付税の基準財政収入額見込みから推計して、500万円程度増加するものと予測いたしております。

自動車取得税交付金は、特例交付金の廃止を受けて、増額をいたしております。

17ページの地方特例交付金につきましては、児童手当・子ども手当特例交付金と自動車取得税の減収補てん特例交付金が廃止となったことにより、住宅取得控除に係る減収補てん分を計上いたしております。

地方交付税は、国の予算規模はわずかに811億円増加するにとどまっており、普通交付税については、昨年度同額と推計いたしております。特別交付税は、過去3年間の交付額の実績によりまして1億2,000万円程度と見込んでおります。

18ページの分担金及び負担金は、6,832万7,000円でありまして、分担金については主に、ため池整備分担金であります。負担金につきましては、老人保護措置費負担金と保育料の負担金であります。

19ページから21ページにかけましての使用料及び手数料は、6,404万5,000円でありまして、ほぼ前年度並みとなっております。

23ページにかけましての国庫支出金は、3億4,143万7,000円でありまして、前年度対比11.8%の減少となっております。この要因といたしましては、主に子どものための手当の支給額の改正と国と地方の負担割合の変更によるものであります。

24ページから28ページにかけましての県支出金は、3億6,761万9,000円でありまして、前年度対比12.6%の増加となっております。この主な要因は、団体営ため池等整備事業によるものであります。

30ページの財政基金繰入金につきましては、投資的経費の増加などにより財政基金からの繰入金を6,400万円計上いたしております。

地球温暖化対策推進基金繰入金につきましては、太陽光発電システム設置補助事業の41件分、574万円を繰り入れるものであります。

繰越金は、前年同様の3,000万円を計上いたしております。

31ページから33ページにかけましての諸収入は、6,203万3,000円でありまして、ほぼ前年度並みでございます。

34ページから35ページにかけましての町債は、4億2,020万円でありまして、前年度対比1.1%の増加となっております。この主な要因は、団体営ため池整備事業の起債によるものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における

公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものと、土地鑑定総合評価業務委託に関する期間と限度額を定めるものでございます。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。以上で、平成24年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第8号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、16億7,711万7,000円でありまして、前年度対比5.5%の増加となっております。

歳出につきましては、17ページからでございます。19ページの保険給付費では、年々医療費が増加をしており、一般被保険者療養給付費では、前年度比で6.7%の増加、退職被保険者療養給付費では、13.5%の増加となっております。

20ページから21ページの高額療養費では一般被保険者高額療養費で前年度比で13.1%の増加となっております。退職被保険者等高額療養費で前年度費で52.3%となっております、医療給付費は慢性的に高額な状況が続いております。

23ページからの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものであります。後期高齢者医療制度の医療費におきましても増加傾向にあることから、支援金額につきましては、前年度対比で9.6%の増加を見込んでおります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、対前年度比で7.9%の増加を見込んでおります。

26ページにかけましての共同事業拠出金であります。23年度実績に基づいた結果、前年度と比較すると、減少をいたしております。

27ページにかけたの、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、前年度は生活習慣調査分析を実施したことにより、24年度は138万4,000円減額となっております。特定健診費は健診者数の見込みにより減額をしております。平成20年度から制度開始となりました特定健康診査等事業につきましては、平成23年度から未受診者への受診勧奨事業に取り組んでおりました。平成24年度も引き続き受診勧奨に取り組む、受診率の向上を図っていきたく思っております。

戻りまして8ページからの歳入です。8ページから10ページまでの国民健康保険税につきましては、近年の不況の影響から課税対象所得の大幅な落ち込みが続く状況でございます。現行の保険税制度では、給付費が賅いきれず、大幅な財源不足が予想されることから、平成24年度か

ら保険税の引き上げを実施することといたしました。医療給付分で均等割額を21,400円から23,200円に、後期高齢者支援金分で6,300円から6,500円、介護納付分で8,300円から9,000円に引き上げております。また平等割額についても、医療給付分21,000円から22,400円、後期高齢者支援金分で6,300円から6,500円、介護納付金分で5,200円から5,400円となり、所得割率においては、医療給付分で6.85%から7.60%、後期高齢者支援分で2.00%から2.20%へ、介護納付金分で2.00%から2.60%にそれぞれ引き上げを行っております。その結果、一般被保険者の国民健康保険税全体で、2,392万4,000円の増額、退職被保険者で135万9,000円の増額となっております。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みによりそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものでありまして、前期高齢者の加入率や給付費の増加により前年度対比で9.9%増加するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、23年度実績見込みによりまして、全体で10.6%の減少となっております。

14ページの繰入金につきましては、平生町は医療費が著しく高額となり、21年度末に厚生労働省の高医療費市町村の指定を受けておりまして、一定の基準を超えた場合、翌々年度で安定運営のための措置を講ずることとなっております。基準超過費用として1,500万円の繰入を見込んでおります。この基準超過費用は原則2分の1を保険税で負担し、残り2分の1を国、県、町が負担する制度であります。

続きまして、議案第9号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、1億2,438万4,000円でありまして、前年度対比105.8%の増加となっております。

歳出につきましては、10ページの施設管理費でございますが、委託料に簡易水道統合のための、水道料金システムデータ移行経費と事業統合に伴う料金調定システム改修経費を計上いたしております。

11ページの工事請負費であります。簡易水道統合のための飲料水供給施設統合整備接続に係る経費を計上いたしております。主な事業では、簡易水道施設等遠方監視システム整備事業と蔭平・日向平地区送水管布設整備事業であります。

12ページにかけての公債費につきましては、元利償還金で対前年度比12.3%の減少であります。

7ページからの歳入では、水道使用料につきましては、事業統合のため、最終請求月が2月となることから、11カ月分を計上いたしております。

8ページの国庫補助金につきましては、簡易水道統合整備事業にかかるものでございます。

一般会計繰入金であります。統合事業関連の一般財源分が増加しておりますので、所要の額を計上いたしております。

9ページの町債につきましては、簡易水道統合整備事業にかかる事業債として3,780万円の借入れを予定いたしております。

続きまして、議案第10号平成24年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、6億9,166万1,000円でありまして、前年度対比1.6%の増加となっております。

歳出であります。10ページから11ページにかけての、下水道管理費におきましては、流域下水道事業維持管理負担金において、流入量の増加により、増額をいたしております。

12ページにかけての下水道整備費の工事請負費では、312万円増額して、1億3,300万円としております。流域下水道事業負担金については、県の浄化センター水処理施設増設事業の負担金として、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、元利償還金で3億8,256万円となっております。

7ページからの歳入では、受益者負担金につきましては、250万円の増額をいたしております。下水道使用料につきましては、平成23年度までの実績により減額をいたしております。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業に係る国庫補助分でございます。一般会計繰入金につきましては歳出で御説明いたしました事業費の増加により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業や流域下水道事業負担金などに対する、借入れ予定額であります。

前に戻りまして、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償に対するものであります。第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第11号平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度と同様でありまして、土地の借上料を計上いたしております。

続きまして、議案第12号平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、9,421万6,000円でありまして、前年度対比で10.5%の増加となっております。

9ページから10ページの漁業集落排水施設管理費の歳出でございますが、委託料として平成25年度から、田布施・平生水道企業団の上水道と一体徴収を行うため、下水道料金システムデータ移行業務と下水道料金徴収システム改修業務の新規事業を計上いたしております。また、浄化センターの污泥処分費の削減を目的として、減量化対策を実施するため、佐賀浄化センター污泥減容化計画策定業務を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料については、平成25年度からの上水道との一体徴収のため、請求最終月が2月となることから、11ヵ月分を計上いたしております。

8ページの一般会計からの繰入金は、新規事業に伴い17.4%の増加を見込み計上いたしております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第13号平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2,697万1,000円でありまして、前年度対比6.6%の増加となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会の運営のための所要経費を計上いたしております。歳出額の増加は主に、要介護認定システムの借上料について、平成24年1月から新システムを導入いたしておりますので、平成24年度は12ヵ月分を計上いたしていることによるものであります。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町で負担割合に応じて、負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第14号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、11億7,475万3,000円でありまして、前年度対比4.5%の増加となっております。

歳出より御説明を申し上げます。13ページから14ページにかけての保険給付費の介護サービス等諸費におきまして、サービス利用者の増加に伴いまして、4.9%の増加となっております。

介護予防サービス等諸費におきましては、利用実績によりまして、前年度対比で15%の減少となっております。

15ページの高額介護サービス費につきましては、介護サービス費の利用の増加に伴い、12.5%の増加となっております。

17ページの特定入所者介護サービス費では、利用者の増加に伴い、前年度対比で5.9%の増加となっております。

19ページの介護二次予防高齢者施策事業費では、運動機能回復事業と二次予防高齢者予防プログラムを作成することといたしております。介護一次予防高齢者施策事業費では、介護予防教室などを実施することといたしております。

6ページからの歳入では、平成24年度から平成26年度までは、第5期の介護保険事業計画に当たることから、保険料額を新たに算定しております。算定した標準月額保険料は4,759円としておりまして、第4期標準月額保険料と比較すると、999円、26.6%の増額となっております。標準月額保険料を基準として、8段階に保険料を定め、総額で2億2,093万6,000円となるものであります。対前年度比で27.7%の増加となっております。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の歳出額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分として計上いたしております。

続きまして、議案第15号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、1億9,536万1,000円でありまして、前年度比7.2%の増加であります。

歳出につきましては9ページからありますが、10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合の見込みにより増加しております。

歳入につきましては6ページからありますが、保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で4.2%の増加となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものとなっております。

以上で、平成24年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算、並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして議案第16号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、平成17年度から継続してきております特別職の給料の削減を、平成25年3月までさらに1年間継続するものであります。削減の内容といたしましては、給料月額に対し、町長が15%、副町長及び教育長が10%を削減するものであります。

続きまして議案第17号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げ

げます。本条例は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方  
法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方  
公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律  
が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が12月14日に公布され同日から  
施行されたことに伴い改正するものであります。

主な改正点につきましては、個人住民税の寄附金税額控除の適用限度額の引き下げを行うもの。  
たばこ税の税率を改正するもの。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について改正するもの。  
個人町民税の均等割の標準税率の特例について改正するものであります。なお、施行期日の異な  
るものにつきましては、附則にその旨を定めております。

続きまして、議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申  
し上げます。急速な医療給付費の増加に伴い、本町の国保会計は、実質単年度収支において3年  
連続の赤字決算が予想され、基金を取り崩して財源調整を行うことを余儀なくされるなど非常に  
厳しい状況にあります。本条例につきましては、こうした現状を踏まえ、来年度以降の国保会計  
の安定した運営を行うため、被保険者の相互扶助の観点から相応の負担をお願いせざるを得ない  
と判断をいたし、国民健康保険税率について見直しをさせていただくものであります。なお、国  
保会計の状況は、景気低迷が続く中で、課税所得の落ち込みによる減収も大きく影響していると  
の側面もあることから、税率変更が住民のさらなる経済負担となることのないよう最大限の配慮  
もいたし、国保運営協議会の答申結果を踏まえて改定税率を決めさせていただいているところ  
でございます。

続きまして、議案第19号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関  
係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明申し上  
げます。本条例につきましては、国の地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱に基づき、地  
域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が  
制定され、所要の法律が整備されたことに伴い、本町において平成24年4月1日からの施行が  
必要となる条例について、一括して改正をするものであります。

改正する条例につきまして内容を簡単に申し上げますと、まず「財産の交換、譲与、無償貸付  
等に関する条例」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正により、国  
等に対する寄附等の制限がなくなったため、普通財産や物品の譲与、貸付の対象について新たに  
国を加えるものであります。「平生町児童館設置及び管理条例」につきましては、児童福祉法の  
改正により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を県条例で定めるとされたため、児童厚  
生員の選定根拠を県条例の制定状況に合わせて変更するもの。「平生町営土地改良事業の経費賦  
課徴収に関する条例」につきましては、土地改良法の改正により、根拠条文が2項建てとなった



ことから引用条項について改正を行うものであります。「平生町営住宅条例」につきましては、公営住宅法の改正により、入居者の同居親族要件が廃止されることから、本町の実態を考慮し、引き続き従前どおりの単身入居要件を規定するものであります。

以上4条例につき一括して改正をお願いするもので、このたびの改革は、法律という全国一律の制度ではなく条例化というその地域に最適な施策によって地域の課題を解決するという趣旨として行われるものであります。この3月定例会を皮切りに、今後も地域の自主性と自立性を高める改革によりまして、条例改正を継続してお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号平生町スポーツ推進審議会条例及び議案第21号平生町スポーツ推進委員条例につきましては、一括して御説明申し上げます。両条例につきましては、平成23年6月にスポーツ基本法が公布されたことにより制定するものであります。スポーツ基本法は、スポーツを取り巻く環境などが大きく変化する中で、時代にふさわしい法整備をするとの目的から、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し制定されたものであります。当該法律を根拠としていた「平生町スポーツ振興審議会条例」及び「平生町体育指導委員条例」につきましてもこれに倣い全面改正を行い、法の趣旨に即した条例とするものであります。

続きまして、議案第22号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、第5期介護保険事業計画を策定するに当たり、平成24年度から平成26年度の介護保険給付に要する費用の推計額及び地域支援事業に要する費用の予定額を賄うため、平成24年度から平成26年度までの3カ年度における介護保険料及び保険料段階を改定するとともに、同期間の保険料率の特例を定めるものであります。なお、施行日については平成24年4月1日とし、平成24年度以降の年度分の保険料から適用するものであります。

続きまして、議案第23号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、解体を予定をいたしております老朽木造住宅につきまして用途廃止をするものであります。対象となる住宅につきましては、隅田住宅、森の下住宅、上横住宅の各1戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過いたしておりますことから、老朽により引き続きの管理が不相当であると判断し、用途を廃止するものであります。

続きまして、議案第24号「平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）の工事請負契約の変更」について御説明申し上げます。本工事につきましては、平成23年11月28日の臨時議会で御議決をいただき、翌11月29日に工事請負契約を締結いたし、去る12月定例議会では入札余剰金を充当した増工分の契約金額の変更を承認いただいたところであります。本議案ではこのことに係る工期の変更を行うもので、別にお願ひ申し上げます。

繰越の承認にあわせ、完成期日を平成24年3月26日から平成24年4月27日に変更をお願いするものであります。

続きまして、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について御説明申し上げます。本議案につきましては、平成24年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、公平委員会事務を処理する団体に下松市を加えるものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算15件、条例8件、事件2件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成24年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告させていただきます。本日提案をいたします議案の末尾に添付いたしておりますものは、去る2月9日に平生町土地開発公社の理事会を開催いたし、御承認をいただいているものであります。事業計画につきましては、公社の主目的であります公共用地の取得、造成でございます。これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前11時20分から再開いたします。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで山田町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 発言の訂正、2点訂正をさせていただきたいと思います。

今提案理由で申し上げまして、平成24年度の一般会計予算の予備費につきまして、その説明のときに130ページのと、こういうふうに申し上げました。129ページでございました。1点、おわびを申し上げたいと思います。

それから、条例の改正につきまして、地域主権戦略大綱に基づく地方分権改革に関連する条例の中で、財産の交換、譲与、無償貸し付け等と、こう申し上げるところを無償貸与というふうに申し上げました。無償貸し付けが正しいことでございますので、2点訂正をさせていただきたいと思います。おわびを申し上げます。

### 日程第31．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第31、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、介護保険についてお伺いをいたします。

去年の6月に成立し、今年の4月から施行される介護保険法、この介護保険法の内容は、町が策定をする4月からの第5期介護保険事業計画に盛り込まれております。その中で、今回は2点についてお伺いをいたします。

1点目として、先日の全員協議会でも説明がございましたが、1人当たりで平均1月1,000円という大幅な値上げとなっている問題です。こうした事態の大もとには、2000年に介護保険制度が始まったときには、介護費用の50%であった国庫負担割合は、今では約23%となっております。毎回の値上げにつながっていることは、これは否めません。国庫負担割合については、町村会、町村議会において、常に値下げの要求をし続けることは当然だと私は思っております。

今回の月1,000円の大幅値上げに対して、低所得者への保険料の軽減は、私としては常に考えておかなければいけない問題ではないかと思っております。私は、低所得者の介護保険料を軽減するために、さらなる多段階化を図るべきだと思っております。

当町では、現時点においては今8段階となっておりますが、今回の値上げに対して、山口県他の自治体を見ても、最高では12段階という市もございます。低所得者への介護保険料の軽減対策は、今どのように考えられておられるのかお伺いをいたします。

2点目として、在宅高齢者に対する生活援助の問題です。

重大な問題点は、在宅の高齢者に対する生活援助の縮小です。これは、ヘルパーによる掃除、洗濯、調理などですが、現在30分以上60分未満が、これからは20分以上45分未満に改定をされます。現在、生活援助の訪問介護は60分が基本ですが、60分でも時間オーバーが日常的だと今言われております。45分でどうしても足りなければ、あと15分は実費負担が増える

こととなります。この生活援助の縮小について、町長はどのような見解を持っておられるのか、この2点をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、介護保険に関連をいたしまして、今回の第5期の計画、あるいはまた、国の動向等踏まえて、町の考え方について今御質問いただきました。

介護保険、とりわけ低所得者の保険料の軽減についてということで、多段階をもっと考えるべきではないかという御指摘かと思えます。今回も条例改正をお願いをいたしておりますが、多段階ということになりますと、国が一応基準を政令で定めておりますけれども、6段階です。基準が4段階で、これが一つの基準月額ということで設定をされております。ということになりますと、その上にくる、本人課税がかかってくる5段階、6段階を多段階をしていくということになるかと思えます。

本町としても、このたびはこういった状況を踏まえて、この上を多段階にしていくことによると、4段階以上上げていくということになれば、その分、標準月額を逆に下げようような効果になってきますので、5段階、6段階を2つに分けて、さらに本町としては、国の基準は190万円までと、それから190万円以上と、これで5段階、6段階なってるんですが、その190万円までをもう一つ125万と190万円、125万円でもう一回この壁をつくりまして、これの以下とこれ以上と、これ未満とこれ以上と、それから190万円から上につきましては、500万円段階を設定をさせていただいて、ここで4段階、これに特例の4段階がありますので、これを加えると8段階で、特例4段階で9段階ということになるかと思えますが、基本的には8段階で対応していくということで今設定をさせていただいております。

今申し上げましたように、これをその下をやっていくということになると、この基準の、今言う基準月額から下をやっていけば減額をするということになれば、そのままそれは軽減対策ということになってまいりまして、逆に基準月額ということから見れば、これを引き上げていく結果になりかねないということで、特に第2段階、一番配慮が必要なところが、逆にそのことによつて上がってしまうという一つの現象が判明をいたしております、したがって、この基準以下をさらに刻みを設けるということについては、4段階は別にして、さらにそれを刻んでいくということについては、今回は見送らせていただいております。

そして、今申し上げましたように、今回の第1段階というのは、生活保護と、それから老齢福祉年金受給者、これはもう根拠はありませんから、この第1段階と第2段階は一緒にしてあります。一緒にして、国の基準よりさらに減額をして、今回は下回る額で設定をさせていただいております。そして、上のほうは、今言ったように5段階、6段階を2つずつ分ける。

都市部では、さらにそれを500万円から、また1,000万円とかあるようですが、そうい

う高額の高齢者というのは、本町の場合はほとんど現実的ではありませんし、影響はありませんので、この辺についてはもう500万円で区切らせていただいておりますということで設定をさせていただきます。

したがって、いろいろその辺も検討しながら、できるだけこういった低所得者に配慮しながら、いろんなケースを検討した上で今回の設定をさせていただいたということで御理解をお願い申し上げます。

それから、時間のもう一つは区分が新たに、これは介護報酬に関連をして、この時間区分が見直されて、それに応じて報酬の単価が変わってくるということで、今ありましたように、それぞれ30分、1時間が、今度は20分と45分という形で新たな時間区分が行われております。いろんな実態から言えば、御指摘のような、1時間近く利用しておられた方については、今度は自己負担が増えるじゃないかということが、結果的にはサービスの低下につながるのではないかと御指摘であります。この辺の実態を踏まえた対応ということを我々も考えていかなければなりませんので、今、事業所連絡会議というのを、町内の14業者あるわけですが、事業所が、この会議等で、ケアマネジャー専門員による利用者プラン等の作成に際して、実態に即した形で必要なサービスが適切に提供できるように、しっかりこの会議等を通じて周知を図っていきたいというふうに考えております。

この辺の動向についても、十分今、国のほうでもまだ、方向が今いろいろ協議をされておる、介護報酬そのものについても今行われておりますから、十分その辺も踏まえながら、しっかり実態に合った形でサービスが提供できるように、これからも指導していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 今答弁をいただきましたが、まず初めに、介護保険制度は、これは3年ごとの改定となっております。毎回毎回、この介護保険料は値上げが続いているわけでございます。低所得者への保険料の軽減対策を考えるならば、また負担を最小限に抑えようとするならば、保険料納付の段階をさらなる細分化が私は必要不可欠だと思っております。この点について、もう少し配慮があってよいのではないかと今考えております。

また、利用料についても今回は負担が増えることとなります。低所得者の負担軽減を考えると、たとえ負担が少額とはいえ、負担が増えることには間違いはありません。今私は、低所得者の負担軽減を考えると、一般会計からの繰り入れによる利用料軽減制度を拡充することが求められているんじゃないかと考えております。町長は、この辺についてどう考えておられるか、再度お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 低所得者層に配慮してということで、段階設定も今申し上げましたように、いろんなケースを想定しながら、できるだけ町の現状に即した形で設定をしていきたいと、ぎりぎりのところで今回の判断をさせていただきました。

本当に、最初これ始まったときは、とてもこういう状況は、我々もある意味想定をしておりますでしたけども、これだけ高齢化が進展をする、介護に対する費用も膨大な費用がかかってくるという状況ですから、この辺についても一定部分は我々がしっかり支えていかなければいけないという、この考え方はわかりますけれども、ただ、一般会計から少し面倒見いやというお話でございますが、低所得者に対する利用料の軽減といいますが、段階設定含めて、あれは一応国が基準を示してやっておりますので、我々の立場から言えば、国において必要な財源措置をきちっとやってくれということ、我々とすりゃ対策を国に求めていくのが立場だろうというふうに思っております。

一般会計からやるのであれば、できるだけ介護の予防とか、健康づくりといいますが、保健事業含めて、できるだけ介護の御厄介にならんで済むような健康づくりとかいうことでいろいろ手を打っていくというのは、これは我々やっていかなきゃいけない部分だというふうに思っております。直接町から個々の低所得者層への負担軽減ということで、考え方としてはあるかもしれませんが、私はそうあるべきだと、国に対してきちっと求めていかなきゃいけませんし、町がやれば、そういった一般対策をしっかりやっていくということになるかと思っております。

議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

議員（7番 渕上 正博君） 国庫負担の問題は、先ほど私も50%から約23%に下がったと、こういう質問内容でやりましたが、それは当然国庫負担は50%にするべきだと、私もこう思っております。

考えてみますと、今回の介護保険法の改定は、通常といいますが、一般的に考えれば、保険料が上がればサービスはよくなると考えるのが、これが一般的なんですよ。しかし今回は、保険料は値上げをされる、利用料の負担も値上げをされる。これは全くむちゃくちゃな制度ですよ。こういう改定を許すわけにはいかんと思うんですが、その辺もこの当町も考え合わせて、介護保険の問題、これを今から方針そのものを考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移らさせていただきます。次は町内の公園についての質問でございます。

今小さなお子さんを育てておられる若いお母さん方の間で、町内の公園についての要望が何件か耳に入ってきております。そこで私は、要望のあった町内の中心部に近い公園を一つ一つについて点検をしてみました。

公園についてのお母さん方の要望といたしましては、まず1点目に、町内の中心部には公園が少ないと。これにつきましては、町内の中心部では堀川公園のみで、中心部にはほかに公園は見

当たりません。

それと2点目には、公園にはぜひトイレが欲しい。これについて見ますと、ほとんどの公園にはトイレはつけてあります。しかし、ない公園もございます。この点については、早急につくる必要があるのではないかと私は思います。

3点目に、小さな公園でもいいから、子供と一緒に歩いて行ける場所が欲しいということです。この項目につきましては、一番初めの項目とダブるところがありますが、端のほうの公園にはなかなか行きづらいと。また、もし車を使って行くのであれば、大きな設備の整った公園に行けばよいと、そういうことです。

だから、4点目としては、大きな設備は要らないと。3歳未満の幼児が遊べる公園が欲しい。これは本当に小さな場所でもいいから、小さな滑り台と砂場が設置されればよいと、こういう切実な要望があります。

3歳以上の子供さんは、保育園なり、幼稚園なりで、外で遊具で遊ぶことができます。保育園などに預けられる前の3歳未満の幼児を外で遊ばすことのできる公園が欲しい、こういうことです。これが今若いお母さん方の熱い要望の一つです。住みよい平生町をつくっていくためには、また人口減少に歯どめをかけるためにも、若い人の定着が今求められているのではないかと私は思います。平生町には公園が少ないと言われないように、こうした町をつくっていきたくと思いますが、町長にその考え方をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 幼児が楽しめるような公園の整備についてということで御質問をいただいております。

町内の公園、いろんな公園があるわけでございますけれども、特に子育て支援の視点から、こういった公園の整備ということの提起だろうというふうに思います。今、都市公園、新市の児童公園、みのげの児童公園、曾根の児童公園、今おっしゃった堀川、そこのスポーツセンターを中心にしたところ、あるいはまた、それぞれ今度、ハートランドのほうは向こうになりますけれども、そういった平生近辺では公園になろうかと思えます。

なかなかどの程度の中身で、どのぐらいの施設を十分整備をしていけばいいのかという、大変難しいところはありますけれども、ちょうど新年度はこういった公園のいろんな、今申し上げましたように、それぞれ公園に設置をしてある遊具の点検を新年度、都市公園内あるいは町営住宅内に存在する遊具の劣化診断をちょうど行うように今予定をしております。したがって、それはそれでやらなきゃなりません、もう一度そこら辺の、今いろいろトイレ等が現状どうなっているのかということも含めてありますので、町としても実情をもう一回再点検をして対応していかなければいけないなという今考え方を持っておりますので、十分新年度のその辺の対応について

も、もう一度現状をしっかりとチェックをしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 町長から包括的な答弁をいただきました。しかし、若いお母さん方は、今ある公園の整備、特に公園にトイレがない、このトイレの設置、中には原っぱだけの公園があります。これには遊具設置はどうするのか、こういうことを今聞いておられるわけですよ。その辺の具体的な問題を少し答弁をしていただきたいと思います。

また、住宅密集地については、本当小さくてもいいから幼児と遊べる場所が欲しいと、こういうことなんですから、この2点をどういうふうに考えておられるか、具体的なことをお願いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 基本的には、今申し上げましたように、いろいろ点在をしておる公園を、既存の公園をもう一回実情を点検をして、有効活用といいますか、しっかりそういった若いお母さん方にも利用していただけるような公園にできないかどうか、そこを視点にしてチェックをさせていきたいというふうに思っております。個々ごと細かい答弁をせいということですが、健康福祉課長のほうから少し細かい、個々の公園等についての整備に関してはお答えをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 幼児の楽しめる公園整備ということで、概略等は今町長のほうが答弁させていただきました。

具体的なことになると、既存の公園、さっき町長も言いましたけど、このあたりをよくチェックして、そして幼児が楽しめるような、さっき言われました滑り台とか、砂場とか御意見ありましたけど、そういうものを設置すれば、子供たちも遊べるという御意見でございますので、既存の公園のレベルアップといいますか、充実したものにやっていくと、整備していくという考えで取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 今答弁にもありましたが、ぜひともこの充実した公園をつくっていただきたい、このように要望いたします。

質問を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告のとおり質問させていただきます。

まず、水産業の振興について2点お伺いいたします。



まず1点目は、町内の水産業の主な今までの取り組みについて、また、それらはどのような結果となっているのかお伺いいたします。

例えば以前は栽培漁業として、アサリ等放流した経過があります。そのときには有料で貝掘りなど盛んでしたが、今は環境の変化で貝が絶滅状態となっておりました。だが、継続的に町としてもまた放流されるようですが、これらについて何か対策をとって続けられるのかお伺いいたします。

2点目は、町の水産業開発、地場産業の育成、育てる漁業へといった事業の現状と将来展望はどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町内の水産業の振興に関連をして2点御質問をいただきました。

御質問のありましたアサリ等の放流がございましたが、いろんな環境の変化等もございまして、かなり個体数が激減をしてきたというような経緯がございます。こういった栽培漁業として取り組んできたというのは、これはこれで本町としても大変大事な取り組みですから、これは今栽培漁業として、いろんな取り組みは進めさせていただいておりますが、アサリ等につきましては、今県が、ここの山口県の瀬戸内海アサリ資源回復計画というのを策定をしております、今、平成19年度から佐賀の小森の地先で今取り組みが、漁協の平生支店のほうで行っておられます。

今まさに試行段階といいますが、調査段階でございますが、ここ一、二年でそれなりの漁獲量があるというふうに報告を受けておりますから、新年度、先ほども御説明させていただきましたけれども、アサリの母貝の団地造成等について、この取り組みについての支援をしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、できればそういうことを通じて一つの収入源になるし、特産品の開発につなげていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、町の水産業開発、地場産業の育成、育てる漁業と、こういう今将来展望はどうかということでございます。現状については、御承知のように、今水産資源が大変厳しくなってきておりますから、当然栽培漁業といいますが、資源管理型の漁業、これはやっていかなきゃいけない、これが一つの大きな柱。それから、漁業者のほうの、いってみれば高齢化が大変進んでおります。かなり組合員数も減ってきておまして、後継者をどう育成していくのかと、これが一つの大きなテーマです。ですから、一方では、こういった資源管理型漁業、栽培漁業の推進と同時に、ある程度収入を得られていく、若い人も一緒に取り組んでいけるような環境を整備をしていかなきゃいけない。

そこで、先ほどもありましたように、こういった母貝の団地を造成する取り組み、それから今、これは平生町支店のほうから、漁業のほうからも積極的な提案をいただいておりますけれども、

カイガラアマノリについて、これ今、これもぜひ支援をしてみたいというふうに考えております。これ県のほうが初めて製品化に成功したということで、平成20年から取り組んでおられます。平生町では、平生町のあその水場の地先で今調査を実施をしております。これで適地ということになれば、しっかりこれから、今「紅きらら」という商標登録を取得をされているようでございますので、その辺の、このカイガラアマノリというのは、非常に貴重なノリのようにございますので、この辺についても取り組みを進めていけるようにしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、水産業開発といいますが、一つのブランド化といいますが、そういう取り組みではないかと思えますけれども、いろんなメニューを開発をして、商工含めて一体的な取り組みができるようにということで、今町のほうもそれぞれ漁協、それから観光協会、商工会等に一生懸命今働きかけはさせていただいております。できるだけ連携をして、皆さんが本当に熱意を持って、あるいは協力をして、こういった取り組みが進むように、町とすれば引き続きそういったあっせんはやっていきますけれども、皆さんの御協力をいただけるように期待を今いたしておるところであります。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 平生町はすばらしい海がありますし、これが財産なのでから、財源が少ない中でも視点を変えて、同じ事業費でも新たな付加価値をつけて、知恵を絞って、これらを生かす事業の見直しをしていただく必要があると思えます。

また、若い人たち、高齢化して漁に出る方も少なくなり、水揚げも少なくなっているようですが、若い人たちもぜひ担ってやっていけるような手助けが必要だと思うし、そこで、水産業発展するためにも、組合向けなり、団体向けなり、個人向けに向上・改善事業制度とか、融資制度というのを進めていき、もう少し入りやすいような、その職に入りやすいような環境をつくってあげるといことも必要と思えます。

というのは、今漁上げて、養殖、栽培漁業もですが、何か加工できるような場を設けると、そこでいろんな食品加工もできていくと思えますので、幅広くそういうものが利用できて、商業というか、そういう財源につながっていくんじゃないかと思えます。そういうためにも、そういう事業制度とか、融資制度、そういうものを進めていくという方向はいかがお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 経済課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） ただいま御質問いただいております、担い手の育成支援とか、それから加工等に伴います融資制度の関係でございます。

御承知のとおり、本町の漁業につきましては、平生町漁協に対しまして、漁民の方が受託販売、一元出荷という制度を設けております。水揚げされた物は、漁協に一たん全部おろしていくと。それから、加工場とか、皆さんの市場に送っておる制度でございます。過去から、こういう制度におかれまして取り組んでおられまして、そうしたもろもろもございまして、加工につきましては、以前でございましたら、漁協のほうにおかれまして加工場を設けてやっておられたわけでございます。

近年になりまして、いろんな諸条件もあったと思われまますけれども、加工につきましては余りやっておられないようでございますが、先ほど町長のほうから申しましたように、漁協のほうから昨年の12月に、こうした事業の展開を図って進めたいと。なお、新規就業者におかれまして、どうするかというのを今組合を中心に御検討なさっておられまして、例えば今この場で言うてええかどうかわかりませんが、相乗り制度とか、いろんなことを今御検討でございました。そうしたこともございまして、今後さまざまな御要望によって、町も御支援をしていこうということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今までもなさっておられて、今はだんだんそういうのが衰退しておりますので、そのことは視点を変えて、新しい何か事業というものを考え出す知恵を絞れば、何とかまた違った方向も出てくると思います。ぜひお願いしたいと思います。

次の質問をさせていただきます。環境問題についてお伺いいたします。

平生町民憲章の中には「自然を大切にし環境をととのえ美しいまちをつくります」というのがあります。町では、花の栽培が年2回行われておりますが、平生町の町の木、町の花、町の花木が少ないようなのですが、もっと公共施設に十分植栽し、特徴ある町をつくるべきだと思いますが、町の花木の普及の取り組みについては、町長はいかがお考えでしょうかお伺いいたします。

また、山や雑木林にも不法投棄がありますが、これらの撤去と防止対策等の取り組みもお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 御質問の町の木と花、木花について、公共施設等に植栽し、特徴のあ

るまちをという御質問でございました。

町のクロマツ、それから菊がそうですね、それからツツジということで、昭和60年の、これ平生町の合併30周年の記念事業としての取り組みとして制定されたというふうになっております。町民憲章と町の木や花についてセットで、全世帯へのアンケート調査が実施をされ、多かったものを決定したということのようでございます。

クロマツは、確かに御指摘のように、大変数的には本当に少ないかなという、町もここに1本これシンボルとしてクロマツを植えさせていただいておりますけれども、ツツジについては、これはずっと観光協会等も含めて取り組みが進められてきておまして、以前、花と緑の会でかなり大星山、箕山、それから般若寺の参道を含めて植栽されてきております。かなり町の中でも、そのマロニエ通りを含めて、ツツジが相当植栽されているのではないかなという気がしますし、また、つい三、四年前には、先ほど言いました般若寺の参道にも、地域の力発揮事業で取り組まれて、町の花だからやりましょうということで取り組んでいただいております。これはツツジはそれなりにあるかなと思いますし、菊については、自生しておる野菊は別にしましても、秋のシーズンには、結構鑑賞用の菊はいろんな方が育てていただいて、かなり文化展等では展示をしていただいております、それなりに普及しているかなと。

問題は、松だろうと思うんですが、かなり病虫害の対策、松くい虫を含めてですが、ちゃんとした木の剪定を含めて、管理がしっかりしていなければ、これまた大変なせっかくの木がだめになってしまうということもありますので、こら辺の維持管理をどうしていくのかと、これが一つの課題だろうというふうに受けとめております。

町全体が一つの潤いを持ってという観点からいえば、今花いっぱい運動に取り組んでいただいております、いろんな公共施設を含めて、学校もそうですけれども、みんなが一生懸命取り組んでくれております。そういった意味では、少しフラワーベルトの植栽も含めて、本町でのそういった花壇あるいは花による町の一つの潤いのあるまちづくりというのは、一定程度は進められているのではないかなと思いますが、御指摘のように、一つのシンボルとしてのこの町の木としてのあり方については、これは少し管理の問題を含めて、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

それから、不法投棄の関係でございます。今、不法投棄については、これはもう早期発見、未然防止といえますか、これはもうそれに尽きるんですが、やっぱり年に数件程度のいろんな情報といえますか、通報がございます。それに対して対応しておりますけれども、今これは、不法投棄については特に産業廃棄物等々の関連も出てまいりますので、県と一緒にこの撤去といえますか、不法投棄の回収を含めて、県と連携をしながら今取り組みを進めているという状況でございます。

町としては、環境パトロールを毎週水曜日に今実施をいたしております、こういったパトロールで不法投棄の未然防止、早期発見というのに取り組んでおりますし、県は県で今それぞれ夜間パトロール等も実施をしてもらっております。23年度は大星山のスカイラインを中心に、18回パトロールを実施をしていただいておりますというふう実績として上がってきております。そのうち不法投棄、これ柳井環境保健所管内ですが、これが全体でこの柳井保健所管内では、やっぱり柳井と大島の投棄件数が多い。この2市町で約7割、これ全体で約346件あるんですが、平生町は35件、約1割ということになっております。ほとんどが市町からの通報によるものということでございますが、昨年は、これ平生町関係、今の平生町で通報があったのが2件、町に通報があったのが2件です。今の県の家電等の不法投棄については、平成22年度、おととしが11件というようなケースが報告をされております。

これからも、こういった広域といいますか、保健所管内の関係機関、市町を含めて、横の連携もとりながら、こういった不法投棄に対する対応というものを進めていきたいというふう考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 以前フラワーベルトを、町民の皆さんで美しいまちをつくるためにも、フラワーベルトという、年に2回植栽がありますけど、これ私思うのに、まだ花が咲いているけども、時期が来たら全部引き抜いて、また新しく植えると、そういう繰り返しをしておられるようだけでも、もう少し植える花を考えて、いわゆるツツジならツツジ、平生町へ行けばツツジばかりあって、よくわかるような、そういう植え方という方法もあるんじゃないかと思っておりますけど、その辺は今のフラワーベルトのあり方について、変えられるというか、同じ状況でされるのか、ちょっとそれを聞きたいと思っております。

それと、以前はクリーン作戦というのを行っていましたが、今では行われていませんし、クリーン作戦は子供たちの教育にもつながり、物を捨てるということについても考えることのきっかけになると思っております。今の不法投棄というのも、なかなかマナーというか、そういうものが守られていない状況であるためにも、小さいときから物を捨てるのにはどうっていう考え方を持たせるためにも、クリーン作戦で年に一度か、町民挙げてみんなでそういうきれいにしようという行事っていうか、そういうものを復活されるというお考えはないでしょうか、お聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） フラワーベルトにつきましては、けさも提案理由で説明させていただきましたけど、引き続き取り組んでいって、町の潤いのあるまちを目指していきたいというふう考えております。中身につきましては、年々、大体この時期、春と秋とで種類が変わりますけれども、この辺はしっかり研究をしながら、これからも対応していきたいというふう思っております。

ります。

それから、クリーン作戦については、これはこの前も細田議員のほうからも御質問がありまして、お答えをさせていただきましたように、地域で一斉に取り組むということの一つの意義といえますかね、そういう観点から少し考え直したらどうかというような立場から考えていかなければいけないというふうに思っております。

以前はそれ一斉に取り組んでおりましたし、今実際には曾根地区が美しい曾根を育てる会ということで、これは一斉に曾根地区全体で取り組んできていただいておりますけれども、できれば全体で取り組むことが、そういった参加の意識を持ってやれるんじゃないかというようなこともありますんで、この辺については、どういう形がいいのか、その辺のいろんな教訓等も踏まえながら、これはやめた経緯というのが、家庭から出す、かなり定着をしたというのもありましたし、家庭の瓶とか缶とか、本来ならそこで処理をしなければならぬ分まで、これはもう家庭で処分すべき内容になってきているというようなことで、ほとんどは環境パトロール等でやれば、大分その辺は見れるんじゃないかというようなことで、一斉清掃についての取り組みについては中断をしてきたという経緯があります。その辺の教訓等も踏まえながら、そしてまた、そうはいつでも、現実に今こういう形で取り組みが行われている地域もあるわけですから、いろんな参考例を踏まえながら、少し検討してみたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひクリーン作戦、子供の教育のためにもなると思っていますので、進めていっていただきたいと思っております。

また、先ほどクロマツの件も、松くい虫とか、そういう管理が難しいように言われておりますけど、今はいろいろ改良されて、松くい虫に強いクロマツというのもできているそうなので、そういう木とか、やはり平生町の特徴のある、同じそれ予算を使っているいろんな物を植えたりするのも一つですが、特徴のあるまちをつくっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

.....  
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

一応本日の一般質問は、23年度の定例会の一般質問の取り組み及び進捗状況をお聞きしたいと思っておりますので、明快な答弁をよろしく願います。

第1として、第7回に質問した各種委員の選任について、質問後、各種審議会、いろんな委員会などで委員の選任がありましたか。その場合、委員の任命に何か見直し、努力及び改善などありましたか。

それと、地域のリーダー育成の取り組みは進んでいるのですか。それで、これらの地域の現状

などを把握しているのですか。

そして2つ目として、公共施設の維持管理について、各種道路、観光施設、公園などの現状を問題意識を持って整備し、指導していくと言われていましたが、それぞれ担当各課がどのような問題意識を持って維持管理をされているのか。公共施設の維持管理に何か前進及び改善策はあったのか。それぞれ、また施設の現状を把握しているのか。

それと3つ目として、第四次平生町総合計画の実施計画などについて、総合計画の実施計画などを見直しながら、毎年点検し、政策を進めていきたい、これらの課題が年々の各課の取り組み目標を設定すると言われていましたが、27年度に向けて、見直しや目標の設定などがありましたら、お聞かせください。それで、それぞれの政策は計画どおり進んでいるのですか。

以上3点をよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 9月定例会以降の取り組み状況について、3点にわたって今御質問をいただきました。

まず、第1点目の各種委員等審議会や委員等の選任についてでございます。9月以降の状況でございますので、年度途中ということもありまして、その後取り組みがあったのは、けさほどからも報告をいたしておりますけれども、協議会です。行政執行の補助をする組織ということになると思いますが、まちづくり条例の検討の協議会、それから検討委員会、検討部会の委員、こういうことになると思います。

まちづくり協議会の委員は、これは協議会そのものは、会の性格上、それぞれ会の代表、それぞれ組織の代表者を中心に選任をするということですが、条例の検討部会等につきましては、このありましたように、委員10名のうち5人は公募委員ということで選任をさせていただいております。

それから、今町としてのこの取り組みの基本的なスタンスを示していくためにも、これも先月であります、審議会、協議会の活性化に向けて、平生町審議会等の設置及び公開に関する要綱、これを作成をしたところでもあります。この中では、委員の選任基準等について規定もさせていただいておりますし、情報公開等に関する規定も置かせていただいております。

委員選任の基準等と、この要綱には、基準等も設けさせていただいて、幅広い分野から人材を起用する、公募の積極的導入に努める、あるいは関係団体から選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、広く構成員の中から推薦を受けて選任に努める、積極的に女性の登用を図る等々、各課に今これをしっかり指示をしながら、新年度からしっかりこうした対応ができるように、今取り組みを進めております。それが1点です。

それから、地域のリーダーの取り組みですが、特に自治会関係は、それぞれ地域課題を抱えて

おりますので、地域リーダーの育成、発掘は大変重要な課題というふうに思っております。

1つは、今申し上げましたように、それぞれまちづくり条例の委員さんも公募いただいておりますけれども、いろんな形で地域のそうした声を反映をさせていただく、まちづくり条例のこの策定のプロセスといえますか、その過程を通じて人材育成、人材の発掘、こういうものを取り組んでいきたいというふうに思っております。

と同時に、いろんなリーダーの方については、研修に積極的に参加いただくように今取り組んでおります。去年は、9月以降で言いますと、11月、12月にかけては、中山間地域リーダー研修会、これは自治会の代表も含めて参加、これは職員が参加をいたしております。自主防災リーダーの研修会、これは自治会長さん等を含めて、自主防災リーダーの研修会。現役社会づくり活動実践者の集い、こういった、それぞれ自治会の代表の方も参加をしていただいて、こういった研修に参加をいただいている。こういった人材の育成に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それから、いわゆる公共施設の維持管理に関して、道路等につきましては、山間部の、特に室津半島スカイライン、パイロット道路、特に御指摘のあった以降では、町道佐賀大野南線、旧農免道路、これについては伐木作業を今実施をいたしております、一定の取り組みがなされているというふうに思っております。

道路管理等については、23年度は特に緊急雇用創出事業を活用して、いろいろ草刈りを含めて取り組んでまいりました。それなりに取り組みができたと思っておりますし、公園等の管理についても、それぞれ委託をしながら取り組んできております。新年度からこういった緊急雇用の対応がなくなりますので、新たに道路作業員については、増員をして取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

それから、もう一つ、スポレクの公園等につきましては、毎週月曜日に定期的に見回りの管理を行っておるといって報告を受けております。神花山の公園管理につきましても、樹木の伐採、枝切り等を実施をして、景観もよくなっておる状況であります。

それから、第四次の総合計画の実施計画等を毎年点検しながら政策を進めていくがどうかと、見直しの目標や設定があったか、それぞれの施策は計画どおり進んでいるか、こういうことでございます。

第四次の総合計画で申し上げておりますように、前期5カ年の目標値を定めて取り組んでいくわけですが、事業実施については、毎年度見直しながら取り組みを進めていきたいと考えております。その目標を達成するために、3年間を期間とする実施計画を策定をして公表をし、事務事業に取り組んでおるところでございます。

実施計画書に記載をした事務事業等については、今年度におきましては、これは本当この実績



なり進捗状況は、これはもう決算を打った段階でないとその辺はわかりませんが、今の段階でやれるものについては、対象を105の事業の事務事業評価を実施をいたしております、それをベースに来年度の予算編成作業を行ってきたということでございます。

したがって、各課でそれぞれ事務事業評価をやっておりますから、その点を踏まえて、各課とも予算要求をする、町長との査定にも臨むということに今日なって、予算編成につながってきておるということでございまして、大きく言えば、27年の5カ年計画の前期計画に掲げた目標に向かって、着実に進捗をしておるといふふうに思っております。

事務事業評価につきましては、先ほど言いましたように、やっぱり決算が出た段階で正確な評価はされていくということになるかと思えます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応町長の答弁を一応聞きましたけど、公園に関しては、いろんな維持管理は一応してないわけですね、維持管理の、ごめんなさい、現地把握ちゅうのは。現地把握のほうはなかなか出なかったのということで、ちょっと。

それで2回目にちょっと、今各委員の選定でいろいろ言われましたけど、この前、平生町まちづくり条例検討部会というのが出ましたよね。その中でも住民団体、自治会、企業、行政が協働してとありますけど、そういうふうに住民はあくまでも応募という考えでいいわけですね。そして、あとの5つの枠に住民団体、自治会、企業、行政という各委員がおられるのか。それと、この要望に対して、この募集要項として、6番にちょっと書いてあるんですよ、原則として、町の他の審議会、議会、委員会らの委員でない人、私思うには、原則は原則として、例外を考えなければならぬと書いてありますけど、この例外はだれが、町長が考えるのか。

それと、6番目の、あくまでもこれはレポートを出すんだから、審議会、委員会におっても、やはりそういう気持ちがあったら排除する必要は僕はないと思います、はっきり言うて。あくまでもほかの審議会に入っても、この委員になりたいちゅうて、わざわざ一般の募集と一緒に、800字内で一応レポートちゅうか、そのまちづくりに対しての意見書を書くという、そういう考えのある人は大いに利用してもらおうたほうが僕自身はいいと思います。こういうのを省く自体は、僕自身おかしいと思います。

それと、今観光施設や公園などの維持管理、極端に言うたら、もう少ない予算でお金をかけてそれをするんですけど、極端に言うたら、わざわざ金かけても、それを利用する人がいなければ無意味なんです、はっきり言うて。だから、それを有効に維持管理して、その施設を有効に利用できるような対策を考え、そういうのも考えてもらいたいわけですよ。維持管理したから来てくださいでは、なかなかちょっとそこ、ああいう施設がちょっと難しい、行きにくいと、いろいろ

あると思います。

それと、道路に関しても、最終的なもとの姿に戻す考えで取り組んでもらいたいわけですよ。それで、この前、先ほど町長さんが言われたように、室津スカイラインは本当にきれいになりました。それで、おかげで柳井地域もやってくれましたので。それで、あそこは昔よう見たら、不法投棄がよくあったんですね。やはりきれいにしたら、やっぱり不法投棄ちゅうのはなくなるんですよ。ということは、そういう環境整備も兼ねて道路設備、いろんなそれをきちっとしたほうが僕はいいと思います。

それと、3番目として、今施策もいろいろ言われましたけど、24年3月から4件ほどスタートしていますよね。1つが、平生町地球温暖化、そして佐賀浄化センター、一般廃棄物、平生町障害福祉なんかいろいろありますけど、ちょっとこういう平生町地域温暖化対策で、ああいういろいろ予算を組みよったけど、574万円かな、そういうのが極端やったら24年から28年か、ほぼ一貫して使うんか。そして佐賀浄化センターでも、147万円ちゅう今回委託費が出とるんですよ。

ということは、この24年度が147万円、25年度も147万円なのか。佐賀浄化センターでも、24年、25年、2カ年計画になっていますよね、施策の中では。それと、23年度の3月で一応施策は3件終わるのがあるんですよ、総合計画の中を見たら。平成22年度でもう1つ終わっとるんですよ。

だから、そういうのが終わったやつは、きちっとそういうふうデータちゅうか、こうこうちゅうその成果を今後みんなにわかるように情報発信してください。

ということで、ちょっと今の3件、町長、答えられる範囲でいいですから、よろしく願います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の公共施設の維持管理、現状の把握をしたがゆえに、先ほどの対策をとらせていただいておりますので、その点は把握をしていないわけではありません。御指摘のいただいたことを踏まえて対応してきたと。その前提は、現状を踏まえた上で対応させていただいておるということでございます。

それから、公募委員、先ほどの検討委員会の問題ですが、それぞれの出されたものは、しっかり受けとめさせていただいて、選任をさせていただいたと思っております。最終的な責任は町長が責任を負います。

それから、第四次総合計画の今それぞれの点がございましたが、個々の事業については、先ほど言いましたように、事務事業の事業評価をしておりますから、先ほど言われた、例えば温暖化対策で、これは何年計画で目標を個々に設定してやりましょうというやつもあります。それは

それで、きょうも朝、説明させていただきました。

それぞれの事業については、その事務事業評価をやって、それに基づいて、じゃあそれをどういうふうこれから進めていくのかという中身を、予算措置を含めて、査定のときには協議をしますから、それらを踏まえて対応をさせていただいておるということでございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、最終的に3月で終了した分に関しては、後日そういうのをまとめたのを出すということですよ。

それと、今の公共施設の維持管理をまたちょっと聞くんですけど、現地を把握されとるから、されとるでいいんですけど、観光協会でもそうなんです、ホームページで佐合島、美しい海で、こうなっていますね。それで、私自身も一回渡ってみましたけど、本当美しい海ですよ、海岸線は。海岸線はきれいけど、その横を見たら、もうがっかりしますよ、はっきり言って。トイレはもう本当屋根がない、ただ便器だけが据わっとる。それで、看板はもう飛んだ状態で、ひもできびつてある。そういう状況があそこのホームページで言われた海水浴場なんですよ。

それと、あそこの平生町で、久保白船ちゅうのが佐合島、あそこの跡地も行ったけど、整備されたと言われますけど、整備されたようなあれもないし、単純に、僕が行ったときに、たまたま草ぼうぼうやったんか、そういう状況でした。ということは、このままにしとったら、本当佐合島ちゅうのは、もうきれいな海、いろいろあるけど、もう今は放置状態なんですよ、はっきり言うて。

だから、そういうために平生町に本当、きれいな海、そして久保白船、いろんなそういう施設がある、その佐合島をもう少し維持管理をきちっとして、みんな行けるような。そして、先ほど朝の質問でもいろいろ言われましたけど、極端やったら、もう佐合島で桜の花が咲くころ、佐合島に集まって、みんなクリーン作業しようやと、そういういろんな、そういうのあって佐合島をもう少し盛り上げて、みんなが渡ったら、そういう島も恐らくきれいになると思います、はっきり言うて。

だから、そういう感じで一つ一つ平生町の財産、財産ですよ、佐合島も。だから、今の現状やったら、人も少なくなる。それで設備も本当ほうったらかし。ということのを早い時点で手を打たなければ、恐らく平生町も観光施設はだんだんなくなると思います。ということで、一応佐合島の件と。

それと今、各種委員会いろいろ言われましたけど、実際、横すべりの委員さんらに聞いたら、極端に言うたら、私らは久保さん、ただ、いろんな会議があるための人集めですよというふうな言い方をされるんですよ。そういう人もおられました、はっきり言うて。そして、こういういろんな委員会でこういう代表がいろいろ来るとするのは、この前の曽根公民館の話し合いでもそ

うなんですね。あくまでもその人らに代表で、早い話が、ストレートに言おうとしたら、自治会関係者の自治会長さんは、私らは聞いてなかったと。しかし、その中に自治会の連合会の会長はおるんですよ。ということは、やはり自治会の会長さんがこうこうで、曽根公民館はこういうことがありますからということをもっと言うて、意見を持っていくのが本当なんです。

だから、そういうのが一応抜けとるんですよ、はっきり言うて。だから、いつも審議会は審議会、いろいろ代表が来とったら、その代表の人に、あくまでも会の代表じゃないよ、極端に言うたら、会の代表やったら、極端に言うたら、その会の意見、そういう地域の意見を聞いてきてくださいと。そういうふうにするのも情報の発信ちゅうか、委員会を有効にするためのやり方とします。

だから、そういうことをきちっとしとったら、各地域の人も、行政にも私らは聞いとらん聞いとらんって、そういうことは恐らく言わないと思います。だから、そういう配慮も今後よろしくお願いします。そういうこと恐らくできると思いますので、町長、よろしくお願いします。考えをちょっと一言。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 事業評価につきましては、さっき言いましたように、3月でとかじゃなしに、23年度の実績については、今年度の決算の段階でこういう正確な事業評価を行ってまいりたいということでございます。

それから、委員の任命に当たっては、先ほども申しあげましたように、この4月から審議会等の設置及び公開に関する要綱というのを設置、今要綱を策定をいたしておりますから、これを踏まえて、しっかり個々に選任基準等を踏まえて対応をしていきたいというふうに考えております。（「それと、佐合島の件」と呼ぶ者あり）

済みません。佐合島の整備につきましては、これは町としていろんなネットワークもまたございますんで、それぞれを踏まえて、町としても、できるだけ今町としての施策の展開は図らせていただいております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 次に、2番目に行きます。第9回で一般質問したのについてお聞きいたします。

1つとして、財政状況及び計画などについて、実質公債費比率、将来負担比率は計画どおり順調に改善されていますか。それで、歳出の委託料、補助金、交付金、負担金などの見直しをしていくのが大前提と言われましたが、24年度の歳出でこれらが各課で見直し及び改善などがありましたら、それぞれお聞かせください。それら歳出の現状を各課で把握していますか。

2つ目として、第四次平生町総合計画におけるまちづくりについて、「きずな」でつなぐ元気

な平生ということで、横のつながりを広げる前に、足元の自治会活動の活性化のため、具体的な支援をし、きずなのまちづくりを検討すると言われましたが、何か前進及び改善、それに対して検討されたことはありますか。

それと、アンケート調査をやって、地域の特徴、特色、実情などの現状を把握して、それらを活用すると言われましたけど、何か活用されましたか、この2点よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 12月定例会のときの答弁とほとんど踏襲をすることになると思います。実質公債費比率、将来負担比率、これについては、この前も申し上げましたが、順調に改善をされていると思います。今実質公債比率が18%を超えているということで、今一生懸命早くこれを18%以下にという努力をいたしております。23年度、これはあくまでも試算でありますけれども、実質公債費比率は18.1%ぐらいに落ちてくるのではないかと。24年度には18%を下回る。この前も申し上げましたとおりでございます。

それから、将来負担比率につきましても、これがスタートしたときは、この前も言いましたように、225あったわけですが、今183ぐらいに恐らく落ちてくるだろうというふうに思っております。一番この将来負担比率で影響してくるのが町債残高であります。元金償還以内での町債の新規発行ということで努力をいたしておりますから、これ年々減少してくるものと思っております。目標に向けて着実に前進していきだろうというふうに思っております。

それから、委託料、負担金、補助金、交付金ということですね、歳出。委託料についても、業務上どうしても必要な支出をしなきゃならないもの、あるいは負担金、補助金等についても、法定の負担金分等もありますけれども、いわゆる経常的なものについては、できるだけその前年度を踏襲することなく、もう一回再点検をしながらやっというふうなことで精査を行ってまいります。そして、24年度の予算額で言いますと、委託料については約300万円、負担金、補助金、交付金については約4,100万円の減少ということになるかと思っております。

それで、あと自治会活動についてでございますが、きずなのまちづくりを検討する、これはまさに今まちづくり条例の取り組みを進めております。これは条例に最終的には結実をしていくもの、そして、それを実践をしていって自治会が活性化をしていくものというふうに思っております。

これからも、かなり自治会の実情については、アンケート調査を行っておりますので、その辺を踏まえて、これからも対応していきたいというふうに思っております。

アンケート調査につきましては、これは75%の回収率でございました。いろんな皆さんから悩み、それから要望、提言、意見いただきました。145自治会ありますが、協力員38人から48件の意見、要望等もいただきました。それぞれ自治会の実情等についても、つぶさにつかむ

ことができた、実態を把握する上で、大変大きな役割を果たしているというふうに思っております。

アンケート調査というのも、やっぱり一つの大きな大事なツールだなというふうに思っております。行政協力員会議よりか、これだけ意見がやっぱり逆に言っちゃもったくさん寄せられたということもありますし。その寄せられた意見につきましては、それぞれのところに、各課から関係するところ、それぞれ回答とお礼を申し上げさせていただきました。できるだけスピード感を持って対応するよという事で指示をさせていただいたところでもあります。そういった現状を踏まえて、各課の対応をさせていただきました。

以上であります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応事実、こういう将来負担比率は順調に進んでいるということですね。歳出で24年度の一般会計でちょっと予算を見てみたんですよ。委託料が単純に132件あって、それで現状と同じのが大体56件で約41%、それで補助金に対しても、大体もう現状と同じが半分以上なんです、交付金、負担金にしても。そして、その中で委託料にしても、減っているのは、極端に言うたら、地域見守りネットワーク整備事業で742万円が82万円減るとるちゅうことは、単純にこの事業は縮小したから減ったという意味ですよ。それと、増減で観光の環境整備ですか、49万4,000円が150万円、約3倍に委託料がなるとる、その環境整備に重点を置くと。それで補助金に関しても、柳井ファミリーサポートセンターに対しては、援助活動事業ちゅうことで昨年度よりは半分になったと。ということは、事業が縮小したという考えでいいですね。そして、増減が補助金で水産振興対策事業で、それが要するに倍額に一応なるとる。先ほど言われたように、そういう水産のあれを発展させるために、そういう補助金を出しましたということでもいいわけですね。

ということは、僕自身、こういうこと、これ見よったら、本当に検討をされてるんかなと。あくまでも現状維持のような、今町長も言われましたように、委託金、補助金でこれだけマイナスになっていますよと。だから、そういう場合、事業の縮小でこうなったんかなと、僕なりに一応そういうふうに考えています。そういうことで、これはまたちょっとお聞きします。

それと、まちづくりについてもそうなんですけど、今自治会をきちっとすると町長も言われましたけど、僕はそれはいいことだと思います、はっきり言うて。それで、自治会をよくするためにも、悪く言えば、各コミュニティ、公民館、あれでは7地区あるんですね。それで、今言われたように、平生まちづくり条例委員会に、極端に言うたら職員が9人おるんですよ。だから、その9人を、極端に言ったら、おたくは大野地区、そういうサポート的なそういう担当制ができるのかどうか。

だから、そういうサポート制にしてくれたら、職員さんも地域へ行っているんなものができるし、それで地域も盛り上がると、そういう考えも僕自身はやってくれたら、わざわざ条例委員会で職員が9人入るとなると、そういう委託ちゅうか、配置ちゅうか、そういうサポート的な人材を育成してもらって、そういうふうに活用してもらいたいんですけど、それに対して、町長の考え、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の委託料等々については、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

それから、公民館等の位置づけについても、これは、この前からその話を私はしておるんです。だから、公民館をどう位置づけて、いわゆる生涯学習の館として今使っておりますよね。だから、そこでいろんな活用をする。それと同時に、それをいってみれば、1つの地域の活動の拠点として活用していくことはできないか、そのためには公民館をどう位置づけるか、そのことを今この協議会の中でも議論をしております。当然そこにかかわった職員も問題意識を持って今使っておりますから、将来こういう形で一定の方向づけなりができれば、当然そういう職員が今は限られたところしか配置ができておりませんから、その辺もどういう職員をどういうふうに配置をして、それで地域との連携はどうしていくのかというようなことも含めた今検討をまさにやっております。そういう理解をぜひしておってください。

以上です。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

御質問の委託料と補助金、交付金、負担金でございますが、まず事業名等を示されまして御質問をいただいておりますが、委託料、また補助金につきましては、それぞれ、いわゆる事業をするための委託料、補助金がございます。また、施設を管理するための委託料、委託料につきましては2種類ございます。事業が終了すれば、当然その金額も減少しますし、事業を拡充すれば金額も増えると。今そういうのが原則でございますが、基本的には、補助金につきましては第五次の行革大綱でも掲げておりますとおり、事務事業の整理合理化の中で、補助金等の見直しをするという実践項目を掲げております。各種団体の補助金等につきましては、事業実態を踏まえまして、毎年見直しを行うこととしてございまして、今年度におきましても、予算査定時におきまして、その支出の有効性、妥当性などを担当課から直接ヒアリングを行いまして精査をして、予算計上額を決定しているという現状がございます。

また、委託料につきましても、その事業の必要性であったり、また極力競争原理が働くような競争入札の実施、また過大見積りがないよう、前年度の実績を十分勘案するなど、その点を踏ま

えまして予算計上額を決定している状況でございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） わかりました。これからも自治会、いろんなためによろしくお願いたします。

次の3番目の第四次平生町総合計画について、的確でわかりやすい情報発信についてということで一応お聞きしたいと思います。

これ、平生のあれに載ってたんですけど、協働のまちづくりは全町民に、ごめんなさい、これは僕が、全町民にスピード感のある、わかりやすい情報を発信することが重要だと思います。それに対して、平生町の広報には、1つとして、的確でわかりやすい行政情報の提供、そして2つ目として、情報提供手段の拡充、具体的には、広報ひらおの発行、公式ホームページ運営などと言われているが、これが全町民に的確でわかりやすい情報発信と考えているのか、私自身では今までと全く同じだと思いますが、これにちょっと関連する町民からの意見書をちょっと読ませてください。

町民の方からいろいろお便りがあったんですけど、先日、アンケート調査結果ありがとうございますことで、なかなかそういう資料を取りにくいということで、ホームページで引き出して、私、一応持っていました。

それで、平生町の役場から計画、計画と、何々計画が町民に天下りをしています。去年は第四次平生町総合計画と、今年になり平生町高齢者福祉計画の素案について、皆さんからの御意見を募集しますとしたパブリックコメント制度により意見募集をしていました。いわゆる計画の策定で、立派な計画を策定しても、実施計画、結果を町民に公表しなければ、計画も絵に書いたもちになりかねません。平生町の高齢者はどんどん年をとり、どんどん死んでいきます。そして、新しく65歳の高齢者が出てきます。私が申し上げたいのは、平生町の役場はスピード感のある計画と実行を一町民として求めたいのです。例を言えば、第四次平生町総合計画において、基本目標3の基本政策の、安心して暮らせるまちづくりでは、ひとり暮らしのお年寄りや障害のある人を地域で見守る体制づくりがありました。平成23年度には具体的な地域で見守る体制が果たしてできているかどうか。もしできているなら、これらを広報ひらおなんかで公表していただきたいと思っています。アンケート調査から見られる高齢者の現状、課題から、次のことが考えられます。高齢者包括支援センターの認知度、そして相談相手、その高齢者包括センター、平生町役場、健康福祉課から強力なPRが必要だと思います。そして、外出する際の移動手段、一般高齢者の移動手段は、自動車が多くなっており、運転できなくなったら閉じこもりが懸念されます。これが対策ですか。去年も高齢者交通事故が多発して、多発警戒が発令されてい



ます。このアンケート調査結果の情報は、平生町役場、健康福祉課、高齢者福祉班からもこの情報を広く発信して、山口県警本部に伝えて、平生町内の高齢者のみならず、町内全域の交通死亡事故がゼロを目指すよう、施策も必要ではないでしょうか。平生町役場から「きずな」という言葉が天下りしています。今町民から町議会を通じて、スピード感のある計画と実行と反省をボトムアップしていただきたいと思います。高齢者は、よりよい平生町を生活している間に実感したいという思いでいっぱいですという、一応意見書が来ています。これは参考で、とりあえず町長、先ほどの質問をよろしく願います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時5分から再開いたします。

午後1時53分休憩

午後2時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 的確でわかりやすい情報発信についてと、こういうことで、前段では、スピード感のある対応をしてほしいという質問を兼ねての意見でございました。先ほども申し上げましたように、アンケートに対する住民の皆さんへの回答を含めて、行政協力員会議等を開催すれば、やっぱりその会議の議事録等についても、要点をしっかりと早くまとめて、それぞれすぐ通知をしてあげるようにということで、スピード感のあるやっぱり行政対応、打てば響く、そういう職員になってほしいということで、常にその辺については行政として、ずっと判こをもらって決裁をするのに、大分時間これいつもかかりますんで、できるだけ早く対応するようにというのは、これはしょっちゅう私のほうからも指示をさせていただいております。できるだけそういうふうに住民の方にも、そういうふうを受けとっていただけるように、引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、これは第四次の総合計画を策定するときにも、やっぱりアンケート調査をやったんですが、そのときに広報紙を読んでいる人の割合は約9割、ホームページを見ている人の割合が約3割ということで、9割の方が広報紙については目を通していただいております。それだけに広報紙というのは、これからも大事な一つのツールとして生かしていかなければいけないというふうに思っておりますし、ホームページももちろんそうですし、今、月2回、お知らせ版もそれぞれ各課からの情報等についても提供させていただいております。

それから、さっき見守り活動から包括支援センターの対応等についてもありましたが、これはこれでまた社協のほうは社協だより等を含めて、社協さんのほうからもいろんなそれぞれ情報提供が行われております。できるだけわかりやすく、これからも各課からの情報提供が届くように、

ぜひ心がけて取り組んでいただくように、これからもお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それで、ちょっと町長、私から提案をさせていただきます。

今の情報公開に対して、今各公民館、図書館、平生町役場や佐合のコミュニティセンターの渡船待合室か、それぞれいろいろ情報を置いてあるちゅうことを掲げております。それで、それらが本当に町民の方が閲覧しているかちゅうのは、私ずっと回ってみましたけど、ほとんど閲覧した形跡はありません。

それで、図書館に関しても、ちょっと行ってきましたけど、本当整理整頓されていないかなど。要するに、もうよその情報と一緒に、もうませこぜで、平生町の情報がどこにあるかちゅうのも、ちょっと見つけにくい感じがしました。

ということで、そういう、だれでもすぐ行ってわかりやすい場所で、そういうふうに、ここは平生町の情報がありますよちゅうことが、気軽に行った状態で、そこでそういう資料を見れるような場所を一応提案したいと思います。

そして、先ほど平生町長が、広報ひらおでどうじゃこうじゃ言われましたけど、実際はこのまちづくり、ずっとあれが一応あります、お知らせ、いろいろ。書かれた人はあれかもしらんが、僕自身これ見て、もう単純に箇条書きのような、何か難しいような気がしますということであります。だから、もう少しわかりやすく、本当に若い人や年寄りにわかるようにやはり情報発信。ただ、目的でやられる、そういういろんな結果に対しても、いろいろそういうあれがあってもいいんじゃないかと、私自身は一応このひらおを見て、つくづく思いました。そういうことで町長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この情報発信に関連をして、公民館等のコーナーの話が今出ておりましたが、教育委員会のほうから答弁があると思います。

それから広報の、これはその総合計画をやっぴり皆さんに順を追ってお知らせをしていくと。これはこれでまた一つの大きな役割としてやっておるつもりです。あとは、わかりやすく解説をすれば別ですが、それはそれとして出させていたきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 公民館の情報発信コーナーの件でございますが、先般そういった御指摘をいただきまして、課長のほうから公民館主事のほうに指示は出しておるところではございますけど、まだ実態として、そういう姿になっていないというところでございます。私自身も、先般職員に、ここに平生町の情報がありますよというふうに、わかりやすいように表示をしろと

いう話もさせていただきました。これから議員御指摘のように、わかりやすい場所で、どれだけの町の情報があるかということについては、まとめて町民の方々に提供をしていきたいというふうに思いますし、本庁各課においても、やはりそういったコーナーを利用してもらって、スピーディな情報発信ということに努めていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） そういうことで一応よろしくをお願いします。

それと、今の情報発信の場所で追加というんですけど、佐合島も、人がいないとこに一応ああいう閲覧場所があるとホームページに書いてありましたけど、宇佐木コミュニティ、豎ヶ浜コミュニティもそういう場所をできたらよろしくお願いしときます。

それと、もう一つ、アンケートなどについての結果報告ですかね。それで、これも交通のアンケートを11月にとられて、9月からするような言い方を書いてありますけど、そういう結果ちゅうのは、やはりこれが施行するまでは、そういうのは情報って出ないもんですか。

だから、皆さん言われるのは、アンケートを出しても、その結果がなかなかその資料がとりにくい。だから、そういう人がおられるから、極端に言うたら、そういうアンケートをとるときに、一応無記名で書かれます。そして、アンケートが必要な方は、名前と住所を書いてくださいちゅう格好で、その人らにはアンケートを送られないのか。それと、このアンケートの結果は、大体いつごろにこういう結果で、どここのあれにありますちゅうのを一言書けないのか、それを一応お聞きして、最後の質問とします。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

議員さん御質問のアンケートにつきましては、総合政策課のほうで担当いたしました、生活交通に関するアンケートのことだと思えます。昨年11月に行いまして、現在、単純集計はできておりますが、いわゆるクロス集計と言いまして、例えば、地区ごとでどういう傾向があるというふうにまとめております。それで3月下旬ぐらいをめどにそれが分析が済みますので、それを含めて、4月に入りましたら公表する予定で準備を進めております。公表する場合には、当然町報にも、いついつからどこどこで公表しますということも掲載いたしますし、ホームページ上でもそのアンケート結果を公表することで予定をいたしたいと思っております。

以上です。（発言あり）

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 3月弥生は中のあるころ、桜の季節となりましたね。卒業式に入学式と続きますけど、けさもこちらへ向かう道、道、桜の木らしきものを眺めてみましたけども、まだつぼみもつぼみという状態であります。しかし、平生町議会には二枝の桜、これからますます咲かせて輝くそうであります。今は見ごろの5歩咲きであります。どうか美しいからといって、お手はお触れにならないように、その場でゆくりと御鑑賞をいただいて、私の質問時間におつき合ってください。できるだけ急ぎ足で参ります。

実は昨年12月の定例会で、私は防災関連の質問をいたしました。その直後といいますが、年末、御用納めのころ、内閣府有識者会議なるものより、南海トラフなる新しい言葉で、三連動地震に関する厳しい中間報告がありました。これテレビと新聞でちょうど御用納めのころでありますので、皆さんも御周知のとおりであります。

それによりますと、西日本最大級地震に値をするということでございます。災害防災にお休みはありませんので、無限の対策、さらなる整備を進めていただきますように、マグニチュード100ぐらいの強い気持ちをお願いをしておきます。

それでは、通告の1番目、校区の自由化ということであります。

今年の広報ひらおの1月号の1面に、炭焼き体験をする佐賀小の児童という、大きな見出しがありました。今年の卒業生が6名ということであります。1年生から6年生までの全校生徒が80人を切るという状況であります佐賀小学校。約五十数年前、私が小学生だったころ、私にも小学生のころが一応ありました。ころには、同じ今の校区で私の同級生だけで137名ということでありました。今の私の同級生だけで今の全校生徒を大きく上回ると、そういう状況でありました。五十数年というこの時代の流れの中で、今の状況があるわけです。何が悪いのか、だれが悪いのかと言っても、だれを責めるということもできませんが、この実情を何とかできないかと、こういってございませぬ。

佐賀地区の若者住宅、いろいろ建設当初あったようにも聞いておりますが、これは過疎化対策を含めた保育園生、小学生の確保という点で、私もあの若者住宅については、町長に対して一応の評価、星三つの評価をさせていただきます。しかし、佐賀小学校を今の普通の小学校の状態で存続させるためには、まだ必要なことがあると、こういうふうに思います。

そこで平生小を自由校区にできないものかということ、このことで一つお聞きをしたいと。もちろん、自由区にしたからといって、すぐこの4月から移動があつてどうこうということではないと思います。しかし、一応対策の一つとして、これを門を開いておくというようなことになれば、1年、2年、3年、4年と来たときに、うまく佐賀小学校にも行きたいというようなことで、将来的に佐賀は大変海も見えるし、環境のいいところ、もちろん平生町全体が環境がいいんですが、その中でも特にそういう状況でありますので、その点についてお聞きをします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、一昨年、佐賀小学校は、統合50周年という形で式典も開催をしております。昭和36年までさかのぼりますと、当時は議員さんおっしゃったように、児童数はびっくりするような数字でございます。全校生徒合わせて502名というような状況、そういう時代もございました。時代の変遷とともに、佐賀小の児童は減少傾向。当然50年前と比べると15%、10年前と比べましても56%まで落ち込んでいます。

平生小はどうかといいますと、平生小のほうは、平成10年の数値でございますけど、92%ぐらいの減少率でしかないというところで、本当に佐賀地区の少子化ということには歯どめがかかってない。先ほどおっしゃったように、佐賀地区への若者定住住宅につきましては、現在佐賀小にそこから14名の子供たちが通学をしております。この子たちの通学がゼロと仮定をいたしますと、本当に寂しくなるような数字ではなかろうかなというところで、大きく政策としては貢献をしておるということが言えるんじゃないかなと思います。

当然、最低でも今の規模を佐賀小が保つためには、子供たちの絶対数というのが必要でございますが、今のところ出生数等を考えてみますと、やはりまだまだ今以上に減少していくということは、もう数値の上ではあらわれています。

ですから、平生小の校区にいる子供たちを自由校区にしたらどうかという御提案でございますが、今、法律あるいはまた条例、規則の中で平生小学校の校区と佐賀小学校の校区が決まっておりますから、こういったものを変えていかなければできない相談でございます。とはいいいましても、佐賀小の校区はそのまま、平生小の校区だけ変えるということになりますと、やはり教育を受ける権利といいますか、公平性という観点から考えれば、いかがなものかと。全区域、全町域を自由にするというのであれば、それはそれで一つの考え方があるのかなというふうにも思うところでございます。

そういうことになりますと、学校選択制と、平生小を選ぶか、佐賀小を選ぶかというところで、やはりその保護者あるいは子供たちが小規模のところでは勉強したい、あるいは大規模なところで勉強したい、いろいろな考え方はあるかとは思っていますが、本当に適正な規模で小学校が存続できるかどうかというのは、なかなか推測、予測が難しいところだろうというふうに思っておりますので、現在のところでは、やはり佐賀小学校区、平生小学校区、その区域の指定というものは、そのままという形を教育委員会としては考えておるところですが、やはり佐賀地区へ子供たちの声上がる、そういった佐賀地区のまちづくり、地域づくりというものを考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますのでございます。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 3月の議会は、大変いろいろ審議することが多くて、時間もかかるみたいなので、ちょっとあれですけども。クラブ活動のレベルでは、これは小学校ですから、クラブ活動というよりも、スポーツ少年団ですか、野球と、私の周りにちょっと聞いたところによりますと、野球とサッカーで、野球の場合は佐賀小学校を主体としたチームが8人しかおらんと。そして、平生小学校区域から十五、六名が来ていると。それで一つの佐賀小学校主体の野球チームがそれでいろいろ活動していると。サッカーもまた平生から当然来ているという形で、クラブ活動レベルではもう既にそれが今もあるんです、一緒に。

だから、そうして、さっき教育長さん言われましたように、条例、決まりの問題があると、公平性の問題もあると。向こう平生だけを自由区にして、佐賀はそのままにするというのは不公平ということもありますが、私もその点は最初にこの質問を出すときにも考えましたが、あくまでも佐賀小学校を今の状態で存続させるには、あるいは、じゃあ全部自由にして、全部平生へ行ったということも、いやいや起こり得るとということも、そりゃなきにしもあらずということにもなるわけです。

だから、そりゃ確かに難しい問題はあります。今教育長さん言われるように、いろんな問題で難しい問題があります。しかし、せつかくああして長い歴史がある2つの学校ですから、何とかこれをということで申し上げたんですが。

そうすると、私の一番聞きたいところは、やっぱり今日ははっきり答えていただけないと、こういうことになるわけですかね。結局その方向でやると、町長、よし、やろうというて言われるのか、いや、難しいけえ、ちょっとぼかして終わるといいのか、いやいや、その辺をちょっとね。それでももう終わりますんで、いろいろまだ審議はありますが、はい。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 本当に議員さん、佐賀地区にお生まれで、ここまで人生を重ねられた、本当に母校に対する思いというものをひしひしと感ずるところではございます。スポ少の活動の中で、このスポ少については、そういった線引きはございませんから、子供たちあるいはまた保護者の考え等でいろんな交流があっています。これもある意味では、中一ギャップという、小学校から中学校に上がったときに人間関係とかでいろいろ苦労するという状況がある中で、一つは効果がそういう面では子供たちにとってはいい人間関係をつくつとるところで、社会教育の範疇になりますけど、そういう実態というのは、我々も把握はいたしております。

しかしながら、学校の校区ということにつきましては、条例、規則の中で決まっておるところで、当然教育委員会のほうが修学を否定するわけなんですけど、絶対その決められたところへ行かなければいけないのかということになりますと、変更できる指定校変更に関する取扱要項という形で、そこに柔軟性を持たせておるわけなんですけど、その変更を許可する要件としては、

地理的な理由とか、身体的健康上の理由とか、家庭環境とか、教育的配慮とか、やはり理由というものが需要でございます。

そういったことに合致すれば、当然平生小校区内に居住する子供たちも、佐賀小学校に指定を変更することは可能ではございますが、一概的には、今の時点ではなかなか難しい問題もあるのかというふうに考えるところでございます。

近々教育委員会会議も開催をいたしますので、こういった御質問があったということだけは、教育委員さんのほうに御報告だけはさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 町長、一言、だから今の件について。じゃ、このまま自然に置いておいてですね、自然にもう存続できん状態になれば、当然平生小へ統合と、こういうことになるわけですね。だから、ほうっちゃきゃ統合になるし、そうすりゃ経費も、いわゆる先生、たとえ8人でも6人でも、それだけの先生が必要になる、学校があれば、50人クラスでも、それだけの規模の先生が必要になるということで、経費も真半分ちゅうわけにゃいきませんが、かなり縮小できるわけですね。

だから、そういう面で、何かそういう気持ちだけはないということの町長の気持ちをちょっと聞いて。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長としては、教育委員会の判断を尊重していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） ありがとうございます。

次の2番目の質問になります。本町の公共事業、過去4年間の発注として、そのうちの町内業者が受注をしたという、詳しくお尋ねするというふうに通告をしてあります。

皆さんもよく御承知のように、2年半前に中央で政権交代がありました。これはよく御存じのとおりでありますけど、そのときの政権交代時の国土交通大臣、名前はちょっと忘れちゃったけど、ちょっと格好いいような感じの人で、私は清廉潔白、私が正義だというような感じで2年半前にテレビに登場してきました。そのときに、その人がいろいろ言いました。公共事業に関して、ハッ場ダム凍結、中止、公共事業一律3割カット、こんなことを記者団を引き連れてハッ場ダムへ観光バスで乗りつけて、公共事業が悪だと、そんな感じの印象を与えるような感じがありました。そういうふうにしたのは私だけだったのかどうか分かりませんが、そういうふうには感じました。そしてまた、コンクリートから人へ、こういうことも、あの人が言いましたね。コンクリート、公共事業、皆それぞれに公共事業に携わり、そうしてまたコンクリートに携わって、あ

したの糧を得ている人、そういう人がいらっしゃるわけですね。だから、やはり粗末に扱われていいと、そういうふうな分野の人というのはいなくて、人すべてが尊ばれると、どういう業種であれ尊ばれると、こういうふうに思います。

そこで、通告のように、4年間の状況の説明をお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最近の、途中で政権交代等がありましたけれども、それを前後して、町内業者の受注割合についてということでございます、受注割合。町内の公共事業の発注につきまして、ここにもありますように、40年、50年に一度あるような事業を除きまして、近年は施工技術等が大変向上してきておりまして、地元業者に受注機会を与えるということの一つの大きな柱にして取り組んできておりまして、原則、町内業者へという方向で、受注割合でいきますとほぼ100%ということになっております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 一応じゃ4年間で、2年前には3割一律という、全国減ったのは減ったにしろ、減ったなりの100%が皆町内業者へ行ったと、こういうふうに町長のほうから言われたわけですが。

じゃ50年に一度ぐらいの大きな事業、これについて、というのは、回りくどい言い方はやめますけども、平生小学校の建設、これでこの入札に町内業者の方の入札がゼロだったと、こういうふう聞いておるんですが、それは間違いがない、ゼロだったわけですね。そうして、それが下請にもすら入れなかったというふうな声が地域住民の方の声ということで、今回の質問ということになったわけですけども、その辺を詳しく。といいますのが、町長、もちろんポチの家をつくるとか、1,000人ぐらい入る規模のものをつくるというのは、当然違うわけで、もちろん能力の問題ということも当然あると思います。

今、お隣の話をしみますとね、田布施町の麻郷小学校、たしかあれは小学校と思うんですけども、今ちょうど大方工事が終わりかけのころかと思いますが、あそこの田布施町の場合は、いわゆるJVちゅうんですか、いわゆる地元業者と町外の大手さんというんですか、のJVで、本校舎は田布施の業者さんと光の業者さんですね。名前はわかっていますけども、一応地元の業者さんと光の業者さん。そして、体育館は地元の業者さんと岩国の業者さんがとられてやったと。もちろん、田布施がそうじゃから平生がどうと、これはまた別の問題でありますけど、町内業者を育成。だから、田布施のほうは、それだけの事業に対してもできる能力を持った業者さんのハイレベルな業者さんがそろっておるのか。平生の場合は、そういうハイレベルな業者さんが育っていない。だから、そういう大きな工事については、やっぱりお願いしたいけど、いろいろそういうシステム上できないんだというのかどうなのか、その辺をひっくりめてお聞きをします。



議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大規模な、例えば、先ほども言いましたように、大規模工事を除いてということで、近年では21年度の平生小学校の普通教室棟と中学校の屋内運動場の耐震工事、この2件が大規模な工事ということで、これは町内業者の、いわゆる実態を勘案して、県が指名することができる一定の基準、これも総合評点で810点以上と、こういう決まりがございますけれども、それらを考慮しながら建築主体について、近隣の町外業者で指名をして発注をしたという経緯がございます。

これはそれとしてそうなのでありますが、元請をされた業者には、できるだけ地元業者をしっかり使ってやっていただくようにということで、今回の場合は、町内8業者が、燃料から資材の調達まで含めて、工事施工に伴う協力企業としてかかわっておられます。

そういう経緯の中で、今回はこの2つの事業については一部下請ということで入ってやっていただいたということでございます。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） よくわかりました。今後もやはり地域、地元のそういう建設業界に限らず、地元の育成という意味で、そういう町内関係をできるだけ育てると、育成するという進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

最初に、防災対策についてです。

この3月11日が間もなくやってきます。どのマスコミも今、この東日本大震災に向けてキャンペーンを朝から晩までいろんな放送をしております。一時あの直後、防災対策の見直しが随分言われまして、どこも、いろんな議会でも執行部からも、防災対策の見直しを進める話が出されておりました。1年過ぎてみて、その熱意が続いているのだろうかということの一つと、この間、何を進めてこられたかということが大きな問題としてあると思いますので、この1年間の取り組みについて、先ほど24年度の予算の中でもいろいろと触れられてもおりますが、やっぱりもっと根幹に関することが私はあるんじゃないかという気もしましたから、この1年間の取り組みをちょっと説明をしていただきたいと思います。1点です。

2点目は、その前の議会で、どこの議会ですかね、申しましたが、平生町は南北長くて、海岸線もある。開拓で埋められた低湿地もある。山間部もある。特に二階川のような川もある。町内においてもそれぞれの地域で災害の形が違うと。また、今まで予測してなかった災害も、これ

から先、特に地震や津波の問題など出されておりましたが、こういったことについて、町内の分析をどのように進められておるのか、特性の調査、それから対策、この取り組みがどのようにされておるかをまずお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策について、この1年間の、3月で東日本大震災、1年になるけども、この1年間どういう取り組みをしたのかということでございまして、3つのテーマを中心に取り組んできました。

1つは、自主防災組織等を含めて、自助、共助の力量をどうアップさせていくかと。2つ目は、住民への防災情報、迅速かつ確実に伝達をしていく手段の整備。3つ目として、町そのものの防災力の向上。この3つを重点的に取り組んでまいりました。

まず、最初の自助、共助の部分でございますが、自主防災組織の、これは設立について、これはもう従来から取り組んできておりましたが、今年度は一歩踏み込んで、設立できてない自治会すべての自治会のヒアリングを行って、それぞれ総会に町の職員が出向いている説明をし、組織の設立依頼をさせてもらいました。

それで、今現在、その結果108の組織が設立をされております。これはこれで引き続き取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

2つ目は、この自主防災組織での防災訓練を去年の10月、佐賀地区で開催をさせていただきました。避難訓練ということで、地区の10メートル未満の地区を色分けをしまして浸水マップを作成をして、それをもとに避難訓練をやっていたと、これが一つ。

それから、もう一つは、消防団のスキルアップもやろうということで、これは消防団の全員参加で、建物火災防御訓練、これを7月に2日にわたって実施をさせていただきました。そういうことで、そういった消防団を含めての力量をアップをしていく取り組みが一つあります。

それから同時に、広報活動といいますか、先ほどから出ておりますが、住民の皆さんへの広報、周知についても、去年の広報の8月号、それから今から広報を出しますが、この3月でちょうど1年ということで、また特集を組んで、この地震災害に備えた心構え等を含めて、記事を掲載をさせていただいておりますし、子育て世代のお母さんやお父さんにも、防災情報をしっかり届けようということで、セイハローという今の情報媒体がありますけれども、これでも取り組みを特集をさせていただいてやろうということで、今計画をさせていただいております。

もう一つは、きょうも朝ちょっと申し上げましたように、ハザードマップ、今、県のほうが土砂災害指定区域を今指定をしていくということになっておりますから、それを踏まえてのハザードマップを作成を、これは作業として今から進めていくということになると思います。

大きく言って2つ目の防災情報の伝達手段の整備でございますが、以前に防災メールの話はい

たしました。今事前登録なしでNTTドコモでエリアメールが使えるようになった。これはドコモだけでありましたが、この3月からauとソフトバンク両方使えると。これでほとんどの携帯電話が情報伝達手段として活用していけるという状況に今なっております。これとあわせて、きょう朝申し上げました3次補正での防災行政無線の整備、デジタル化に向けて取り組みを進めていこうと、こういうことに今いたしております。

3つ目の町の防災力向上そのものでございますが、もちろん全職員を対象にした研修あるいは各関係機関、会社を含めて協定を締結をさせていただいております。県と市町の相互間の援助協定、応援協定、これはこの前報道もされておりましたが、1月に県との相互支援ということで協定を締結をさせていただきました。

これに加えて、中国電力、いわゆる停電等の場合の停電情報、ライフラインの確保等に向けての協力体制、これは中国電力の柳井営業所と確認書を交わさせていただいております。あわせて、国交省のいわゆる国土交通省中国地方整備局とも、こういった災害時の情報交換の協定を締結をさせていただいております。

こういうことで、町としての対応についても取り組みを進めさせていただいて、いわゆる広域でいろいろ対応をしていけるような整備を進めさせていただいております。

地域防災計画の見直しということも一つの大きなテーマであります。今その資料収集等を行っておりますが、山口県、県のほうも地震、津波等の想定被害の見直しということが計画をされておまして、新年度予算でも取り組みをされるというふうに聞いております。

平生町においては、今、先ほど言いました土砂災害マップ、土砂災害の区域指定、これと今の県の一つの被害想定、こういうものを両方連結をさせて、町としての防災計画の見直しを進めていきたいと、これは新年度の対応になろうと思っております。

以上、この3点について、町としてこの1年間、重点的に取り組まさせていただきました。

それから、本町の特性と対策ということで、今御指摘のように、沿岸部のほうは海岸線をずっと抱えておりますし、平野部はもうゼロメートル地帯、奥は中山間で土砂災害ということが想定をされるわけありますから、以前からの取り組み、ハード面を含めて、ここで言う高潮対策ですね、これはきょうも申し上げましたが、これは中川排水機のポンプの更新、曾根排水機場の機器の改修と、これは今からもまだ続いてやっていきますけれども、さらに海岸高潮、漁港海岸の取り組み。一方で、洪水の対策ということで、その熊川、大内川、野島のほうを含めて、この前から大内川整備を進めてきました。今ちょうどここ熊川の南蛮樋門を含めての工事をやっていただいておりますが、こうした洪水対策ということで進めさせていただいております。

町の体制として、できるだけそういった地域の実情、特性、こういうものを踏まえて、町としても引き続き取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後3時5分から再開いたします。

午後2時53分休憩

午後3時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問いたします。

先ほど町長のほうから通告に対してよく準備をして答弁をしていただきました。今までやってきたこと、これから先やること、いいぐあいに組み立ててあったと思うんですけど。

それで、ちょっと1つほど聞いてみたいと思うことがあるんですが、東日本大震災で福島原発事故がございまして、オフサイトセンターが全然役に立たなかったという、笑うような話があったんですが、これは人ごとじゃなくて、平生町の場合どうだろうかと。今まで何人かの議員が、地震があった場合、平生町本庁舎は耐震に耐えられないと、対策本部をつくるにしても、どうするかという話が出て、第3庁舎は大丈夫だからつくるよという話までは行っておるんですよ。

それで、第3庁舎に災害対策本部をつくった場合の想定をして、いわゆる机上なり実際の訓練をされたかということ、これはまだできてないと思うんですよ。実際にいざとなったときに、第3庁舎に対策本部をつくるというお話は易しいんですよ。じゃ実際つくるとなると、どういうぐあいになるのかということをして実際の訓練をすると、これをやっておかないといけなと思うんです。

1つ心配なのは、中国電力とライフラインの話が先ほど出ましたが、停電をすると非常用の発電機がそこにありますよと言って答弁をしたら、大丈夫だろうと皆さん、みんな思うんですよ。ところが、実際私は心配しているんですよ。実際に本当に第3庁舎にあの発電機の電流が流れていくのかどうか、そういう配線になっておるのか、どこで分電盤を通っておるのか、そうしたことを一々ちゃんと調べて、第3庁舎の電力が本当に使えるのかどうかというのは、検証しておかなければならないと思うんです。それと、水も要ります。水は出る。

それで、水についてと電気について、ちょっと調査もしてみたんですか。災害対策本部をつくって、どれだけのものがあそこに要るか、例えば、パソコンも要ろうし、いろんなものが要ります。それに対してどれだけの電気の容量が要るか、そういう計算もしてみないといけません。確実に行くとしてもですよ。あの発電機を見てもみたらね、単相の100ボルト、50KVA、50キロボルトアンペア、50アンのブレーカーがついておるみたいですね。単相100ボルトですから、小さな家庭50アンと言うたら、小さな家庭でも超える電流の量ですよ。これで何が賄えるのかという計算もしてみてもおかなければならないと思うんです。これはもう大したことは

ないです、このぐらいの電流は。

それともう一つね、水についても調べたら、いわゆるポンプで加圧ポンプつきの、タンクつきの装置が下にあるんですよ。これが使えないと水は使えないんですが、それにどういう電気が行ってあるのかと、非常用の発電機が私は行ってないと思うんです。多分三相だと思うんですよ。もし単相でない三相だとして、つながるとしても、あのポンプを回したら、すぐポンと電力オーバーしてね、回るたびにポンと停電しますよ。そういったこともちゃんと調べて、災害対策本部はあそこに置きますという話をされておるのか。やっぱりそういうことは、この1年間、大事な期間だったと思うんですよ。地震があったら災害対策本部は第3庁舎に置かなければならないと。そうすると、どういう想定をして、これちょっと検討してみられたらどうか、ちょっとお答えを願いたいですね。

それともう一つは、避難所の弱者対策の問題があります。こういったことも前からいろんな議員からも提案がされておりますが、これについてはどういう検討をされてきておるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第3庁舎の件につきましては、これは一昨年、県の総合防災訓練を平生町が引き受けで実施をしたあのときに、防災対策本部として、それぞれの連携の図上のものでもございましたけれども、一応はやってみました。

ただ、具体的なそういう電源とか水の状況が今どう確保されていくのか、ちょっと課長のほうから答弁をさせますけれども、まだまだ十分今から整備をしていかなきゃいけないところがあるんじゃないかというふうには認識をいたしております。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、まず、第3庁舎での本部につきましては、ここの建物、本庁舎の建物がかなり老朽化して、もう地震に耐えられないという耐震診断も出ておまして、今議員さんが申されたとおりでございます。

第3庁舎につきましても、芸予地震のときにかなりのクラックも入ります。そういったことで、幾らかは第3庁舎というのが一つの基本でございますが、いろんな災害に想定しておかなくちゃいけないというのが我々の一つの基本的な考え方でございます。

そういったことで、今町長申しましたとおり、2年前の県の総合防災訓練のときには、現地の県の防災対策本部を第3庁舎で設けまして、我々はこの本庁舎の第1会議室のほうで現地の対策本部という連絡の、いわゆる図上訓練で訓練をさせていただいた経緯はございます。

基本的に、今ありましたように、電気の容量とか水の確保とかございますが、今これも町長申しましたとおり、今後これも検討していく大きな課題でございます。

今の現状をちょっと申しますと、各種電算システムにつきましては、2階に今いわゆるサーバーとか防災行政無線、これは2階に置いております。ただ、今言われたように、発電機については、ここの本庁舎の裏の町民課の横にあります、その発電機、また防災行政無線については第3庁舎の1階に発電機がございます。そういったことで、停電時とかに対応するようにはなっております。

ただ、今言われたように、いろんな災害、特に水で浸水したり、また地震で倒壊した中で発電機が本当に使えるかどうか、その辺も含めて、ちょっと検討していかなくちゃいけないというふうに思っておりますが、ただ、発電機を上を上げるとというのが、かなりの重量もございまして、メンテナンスの問題とか、いろんなこともございまして、やっぱりその辺もちょっといろいろと考えていかなくちゃいけない課題はございます。

それと、ちなみに佐賀においても、出張所に、ここの発電機は容量を増やしまして、その前の発電機については、佐賀の出張所のほうに設置をした経緯はございます。

それと、弱者対策、要援護者の弱者対策については、佐賀の訓練のときにも、いわゆる地域の消防団と連携して、10メートルの津波を想定して対応をさせていただきましたが、今、健康福祉課、また町の福祉協議会等で見守りネットワーク等のデータベースもその辺で策定もしております。それと、今までにも本庁で防災の対策本部を設けまして、いろんな弱者対策とか資機材の確保とか、いわゆる初期の対策ですか、応急対策といいますか、そういったことで、いろいろとそれぞれの各課のほうで連携をとりながら対応をしていくということで、訓練はしております。

そういったことで、今後とも、今言われたようなことについては、十分頭に入れて今後とも検討、あるものはまた研究しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 聞き違いもあるようですが、浸水してだめになると言ったんじゃないですよ。ここの発電機は容量がもつんですかと、あそこのポンプは三相じゃったら使えませんが、どうですかという話をしただけですから。

まず、一番大事なのは、災害が起こったときには対策本部ですよ。今言ったように、町自身としての努力で一番先にやらなければならないのは、そういった確実に対策本部を設置をして、必要な対策がとれると。そのための設備的な準備をしておかなければ、いざというときには全然何もできないと。いろんな、例えば、サーバーが何があったって、何も使えないわけですよ。そのことについてお話をしたわけです。

例えば、個別の政策で、先ほど言いましたけど、10メートルの津波が佐賀地域に襲った場合の想定で避難訓練をされたと言いますが、それはそれで訓練ですからいいですけど、実際に

現実の問題として、その想定が正しいのかどうかですよね。それ行政は勇ましいことはいろいろお話や言葉で言われるんですがね。例えば、太平洋で15メートルの津波が起きたとしますよ。そうすると、豊後水道の面積と15メートルの高さの水しか周防灘へ入ってこないですか。それが10メートルの平生町の津波になると思いますか。あの断面積の水量しか入ってこないですよ。そして、入ってきたら、すぐ両側に広がるんです。周防灘で地震が起きたとします。そうすると、平生湾にどれだけの高さになるかという、上関の海上、佐合と上関の間、馬島と佐合の間、そして田布施とあそこの馬島、その間から水が入ってくるだけなんです。その断面積が平生町に入ってくるんですが、それで本当にそれだけの津波になるのかどうか。これはやっぱり言うのはいいですけど、もうちょっと地に着いた、やっぱりよくみんなが理解できるような話が必要なのではないかと私は思うんです。標高の高さの表示をされると、これはいろいろな意味で社会勉強にも役立つからいいと思いますけど。やっぱり実際にどういうことを、言うときには勇ましいことを言われるけど、実際に個別の具体的な問題になると、なかなか地に着いてないんじゃないかという心配があるんですよ。それで、先ほど言いましたように、例えば、地域ごとの特性に基づいた、その地域の防災計画をつくって話をしていく必要があるんじゃないかと思うんです。

そこでちょっと話が余談になりますけど、私は3月11日でちょうど1年になりますから、言葉で行政が今、それと今度の来年度の予算でも見ましたら、随分立派に書いてあるんですよ。人と町「きずな」でつなぐ元気な平生でしょう、協働で未来につなぐまちづくりと、そりゃスローガンですから、それはそれでね、そりゃあるですけど、12月の議会では「協働」に随分固執をいたしました。今回はちょっと「きずな」に固執をしておきたいと思うんですが、総合計画をつくる時には、何かテーマが要るだろうということで、我慢もしましたが、「きずな」についてですね、余り使わないでほしいんです、私は。

広辞苑に「御厩（みまや）の隅なる飼ひ猿は、きずな離れてさぞ遊ぶ」となっちゃいますよ。猿は、ひもを外してもろうたから喜んで遊びよというのが広辞苑に書いてあるんです。きずなという綱は、もともとは馬、猿、牛、犬、タカなどを人間が結んじょくための綱のことなんです。きずなというのは、語源はですよ、語源はですよ。だから、今使ってもええですよ。それでね、どうしてこうなったかというんでね、いろいろ読みよたらね、今年から常用漢字が追加されて、中学校で新しく取り入れますよね。その中には入っていないんです、きずなっていうのは。その理由を当時の常用漢字を決めた京大の先生が言うのが、きずなについては、もともとそういうひもで綱でしかないんですよ、そういう。それがどうしてこうなったかということで、つながれた関係で人と人が結び合っちゃると。そういうぐあいに人が言い出したのが、だんだんこうしてきて、広辞苑にあるように、夫婦の関係のように、断つに忍びがたい関係だとか、離れがたい

関係というようにだんだん変化してきたみたいなんですよ、歴史の中で。

それはそれでいいんですけどね、やっぱり言葉でね、本当ちょっと、日本語ですが、前は横文字をどんどん使っちゃったんですが、今は横文字はだんだん使わんようになってきている。それはやっぱりどうしてですかね、言葉で行く。それよりは、先ほど言うように、もっと地道に泥臭く、地域ごとの計画をつくって、地域の自主防災組織をつくって、懇談会をやって、ここはこういう災害が起きますよと、そういった、もっとつながりのほうが、防災対策としていいんじゃないかと思えますから、地域ごとの災害のいろんな可能性の計画を立てて、地震、洪水、高潮。高潮は、先ほど津波の話がありました。高潮が一番恐ろしいことだと、台風19号のときも思いましたから、これは随分やっていますけどね、そういった計画をつくって、地域ごとの懇談会をやるのなら、むしろそういったことをやって防災意識を高めていくと、こういうことが必要ではないかと思えますが、町長のお考えを聞いておきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策については、ハードとソフト両面からそれぞれある程度絞り込んでやっていかなきゃいけないというふうに思いますし、今それぞれのまた集会等を含めて、機会あるごとにそういった問題意識をしっかりと、こちらからも発信をしていきたいと思えますし、できるだけ先ほどからあるように、基本対策本部を含めての体制をしっかりと整備していけるように努めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次にいきます。国民健康保険事業についてです。

国保は、大変深刻な状況になっておりまして、12月の議会でも国保の会計についてお話をいたしました。国保の今日、これからについて、町長は、提案理由の説明の中でも若干触れられましたけど、通告しておりますから、まとめておられると思いますから、今後のこれからの国保に対して、どのような対策を進めていけばいいのか、どのように考えておられるのか。

それともう一つは、町が保険者なんです。山田町長で保険者なんです。保険者としての責任があると思うんです。自分の保険をどうしていくのかという、どういう努力をされてきたかという問題があると思う。この2点についてお考えをお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国保を取り巻く状況、そして国保の今後のあり方、大変大事な問題だと思いますし、きょう提案理由説明の中でも、ここの部分については大変厳しい認識を申し上げさせていただきました。医療費が慢性的に高騰していく、そして一方での保険税の収入は、これは落ち込んでいく。今の基金についても、もうこれはほとんど投入せざるを得ない。こういう状況の中で、しかも、今よく広域化ということが言われるんですが、保険者が、結局規模的にも大



変小規模であるがゆえに、大変厳しいケースもある。ある意味では、構造的な一つの今状況、課題を抱えておるといふふうに受けとめております。

こういう中で保険者として、今回もこの運営をしていく面で、できる限り努力もさせていただいておりますが、今回の相応の負担を住民の皆さんにお願いをするということにいたしておりますけれども、やはり医療のまずは適正化を図っていかねばいけないということも大きな課題です。町としても、今まで適正化計画といいますが、事業運営安定化計画を今策定をいたしまして、取り組みを進めさせていただいております。もちろん、その前提として、しっかりこの医療費がそんなにかからなくて済むような健康づくりという保健事業、こういったところの対策というのも当然必要になってくるわけですが、直接的には受診をされる方々に対する医療の適正化といえますか、こういう取り組みが一つは必要になってくるんだらうというふうに思います。

そういうことで受診をされていない方、特定健診なんかの例ですが、今それぞれ受診率を上げようということで取り組んでおりますが、なかなか上がってこない。受診をされていない方に個別に通知をして、受診の勧奨、意向調査等々を今行わせていただいております。その辺の検証を踏まえて、さらにこれからの未受診者への対応というものの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、町独自として今考えておるのは、特に透析患者等が増加傾向にありますので、特定健診時において、特定のそういったところが、検査項目を独自に設定をいたしまして、保健師がそれを見ている指導できるように、介入がしていけるような検討を今あわせて今年度やっております。この辺も、結構今透析患者が増えておりますので、大変大事な取り組みだと思っておりますし、また、これも今年度間もなくだと思っておりますが、いわゆるジェネリック薬品に関連をして、大変高額になっている方には、これを使えばもっと自己負担が安くなるんですよというようなことの一つの通知をぜひ、これ薬価の関係にもなってこようと思っておりますが、少しでもそういった医療費に対する考え方をしっかり持ってもらうようお願いを申し上げていきたいというふうに思っておりますし、町としても、そういった医療費の適正化に向けた努力をこれからも引き続いてやっていかねばいけないというふうに思っております。

厳しい状況は御指摘のとおりでございますので、保険者としての努力もしっかりこれから続けていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 町としての努力について説明をしていただきました。それで、私はちょっと3つぐらいの問題をこれから取り上げたいと思うんですが、お話を聞いていただく方は、国保特別会計の13ページをあけちゃってください、国保の。この中の言葉が大分出ますから。

国保の広域化の問題が出て、これは町長、先ほど答弁はなかったですけど、これは当然願っておられると思うんですね。それで、これ中国新聞ですがね、広島県議会で広島県知事が国保の広域化の検討組織を12年度につくるという約束をして、もう10年度からいろいろ準備しておられるんですがね、ああ、これこういう動きは助かるなというふうに読んだんですよ。そこでネックになるのが、各保険団体の保険料の問題なんです、統一するのはいいが。広島県で1.57倍差があるらしいんですが、山口県を計算してみたら、山口県は1.58倍だったです。ですから、いずれこの問題は大変大切になってくると思うのが一つ、いわゆる保険料の格差をどう是正するか。これは平生町は医療費は、22年度の資料ですからどんどん変わるとは思いますが、医療費は高いほうから県内で5番目、保険料は安いほうから4番目、いずれこの問題に大きく突き当たってくるんですよ。保険料を引き上げなければ、この広域化に加われないという。加われば保険料を引き上げる、平均までは絶対にアップ。状況を聞いてみましたら、今年度の、24年度の改定で大方平均に行くのではないかという話を聞いておりますが、24年度にほかの保険者も皆改定しておるでしょうから、また差が出ると、こういう。したがって、保険料は改定をして平準化を目指していかなければならないというのが1点ですね。

それともう一つ、これはもっと保険者として努力していかなければならないというのがわかったのが、先ほどの提案理由の説明にもありました、基準超過費用繰入金1,500万円、これ何だろうかって調べてみましたら、結局この制度は22年度で終わるらしいんですが、22年度に平生町の医療費が高かったから是正計画をつくって出さないと、そうしたら、その翌々年度にお金をちょっとほどあげますという話のようです。それが1,500万円組まれておるんですよ。後から触れますけど、国が280万円、県が280万円、町が1,500万円組んでいますから、940万になる。実際には町は280万円がいいんですよ。この一般財源の繰り入れは、これは私は後問題にしたいと思うんですがね。

そうして、町は、先ほど答弁しました、22年度にこういう計画をつくって国に是正計画をつくって出しているんですよ。この話を私、初めて聞きましてね、この資料も議会事務局から取り寄せてもらいました。読んでみました。どうしてこういったことがもっと広く言われて、国保の医療費の軽減対策に活用されていなかったのです、こういう計画をつくってですよ。組織をこういうぐあいに見るに、町長って書いてあるんですよ。原因も書いてあるんです。原因は、先ほどちょっと触れられましたように、医療機関がこの辺に多いと、そういうことから来ること。未就学児の呼吸系、60歳以上の循環器系の患者が多いと。近隣に医療機関がたくさんあると。そういうことによって医療費が大きく高騰しておるんだという分析がされて、医療費の状況について、いわゆる後発医薬品についての啓蒙活動はしますよ、特定健康診断は実施します、いろんな約束を書いて国に出しておるんですよ。

しかし、実際に23年度にこういった計画を出されて、これ23年度にされた努力なんです、見えてないんですね、私も。この文書を初めて読みました。計画をつくってって先ほど言いましたけど、国につくらされたんですよ、医療費が高いから、実際は。そうして今年度に1,500万円の予算が入ってきたと。だから、これほどの状況にあるということだけは、もっと議会も含めて、全体の認識が一緒になるようにしていかないと、私はこの問題は越えていかれんと思うんですよ。

それともう1点、共同事業交付金ですね、これはいわゆる高額医療療養費をぱっと来たとき大変じゃから、お金を積み立て、そこでええぐあいに、いわゆる保険制度なんです、それが2段階になっているんです。80万円以上の高額医療と30万円から80万円までの、いわゆる保険財政共同安定化事業交付金。問題はここなんです、平生町は保険税は安いけど医療費は高いということもあったのかどうか知りませんが、この共同事業の安定化事業のほうは、平成18年に始まっております。これからずっと、平成18年から23年度までの、いわゆる共同事業に出した金額といただいた金額、それが6年間で8,500万円、共同事業のほうは入ってくるんです。ほとんど毎月入ってくる。これがうちの保険財政の運営に使われてきたんですよ。それで、高額医療のほうは2,300万円入ってきています。大体合計で1億800万円ですよ、この6年間で。よその市町の保険から平生町はいただいた金額なんです、これが。どうしてもやっぱりこれはね、保険事業ですから、共同事業ですから、出たり入ったり出たり入ったりするのは筋なんです。平成23年度は3,000万円入ってくる予定になっているんですよ。よその保険からうちに入ってくるんです。だから、これは保険担当者もやれんと思うんですよ、これ、おまえんとは、なしてこういうことになるかと。これやっぱり実態もちょっとよく知らせていただいて、今日の国保のあり方をもっとみんなで共通認識を持つ必要があるのではないかということをおもひまして、こういったことに対する認識をちょっとお伺いしておきたいと思って、この問題を取り上げました。

いずれにせよ、これから先の保険事業をめぐって、確かに収入が減ってきますから、国保料を上げても、なかなか事にならないという点もありますけど、これもまた平生町としては、他の市町に申しわけないような状況があるんじゃないかというぐあいに思いますが、この点についてどう思われますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、主に3点にわたって問題点の指摘をいただきました。共通認識を持って取り組んでいかなきゃいけないと、これはおっしゃるとおりでありまして、直接今の安定化計画につきましては、そのままということじゃありませんが、中に書いてあることは、いろんな広報等を通じながら住民の皆さんに、今こういう大変厳しい状況なんですよという話はさせて

いただいております。

それはそれとして、1つは広域化の問題で、これは国のほうでも今からそういう方向で、一つのパイを広げていって何とかしていこうと、これはそうあるべきだというふうに私たちも思いますが、今おっしゃったように、その際のじゃ格差はどうするんかという問題が一つの大きな課題に当然なってくると思います。一時的にはある程度そういう全体を平準化するために、町に一定の負担が出てくる可能性はあるにしても、広域化の方向で調整をしていくというのが、本来私はあるべきだろうというふうに、これからの医療全体を考えれば、そういう形で対応していかなきゃいけないというふうに思っております。

安定化計画については、今申し上げましたように、いろんなその中身が書いてあります。現実に平生町は本当に医療費が、考えてみると、この周辺、非常に医療環境はある意味じゃ整って、よその地域に比べて非常に整っている。そのことが逆に医療費の高騰につながってきている。それは間違いないというふうに思いますし、そのことと、みんなが安心して医療にかかれるという、その安心感は一方であると思いますが、同時に、こういった形での医療の適正化を当然求められてくるということに片方ではなってきます。

したがって、この辺については、できるだけやっぱり我々も広報、それから啓発をしていながら、適正な受診をお願いを申し上げる。特に、またかかりつけ医等の問題も今指摘をされておりますけれども、すぐ大きな病院にかかるのではなしに、まずはかかりつけ医で診断をいただくというような一つの大きな流れをしっかりと定着をさせていきたいというふうに思っております。

それから、共同安定化の事業につきましても、特に30万円の部分、保険財政共同安定化事業については、御指摘のように、23年度3,100万円を超える金額が入ってくるように、今差し引きがそうっております。共同であるがゆえに、こういう形で今救われている部分もあるわけですが、この辺についても、現状をしっかりと受けとめながら、これから安定的に運営できるような方策を、保険税のあり方にも当然絡んできますけれども、最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 国の方針を見ても、広域化の取り組みが、いわゆる平成30年を目標に広域化をしようという計画、それでその前の27年、西暦の15年に、今言った30万円以上の診療報酬、医療費だけじゃなくて、全部の医療費をそれぞれの県内でプールして支払うようにしようという取り組みで進んでおりますから、平生町としては、保険税を県平均まで持って行くのをそれなりに早く取り組まないと、一気に上げなければならないという事態になってくると。これは担当者も話をしましたら、よく知っておりまして、一遍に上げると大変ですという、いろいろ苦勞話もしておりましたから、この実態としては各議員の皆さんも、もう

広域化をするに当たって、共同事業をするに当たって、平生町の現在の保険料の水準ではできないと、上げていかなければだめだという、こういう認識だけは共通認識を持っていかなければならないと思うんです。

それで、特殊な事情の中でいろいろありましたけど、22年度の医療費ベースを見ると、田布施町が一番県下で低いんですよ。それほど大きな違いがあるとは思いませんがね。とにかく見てみましたら、30万円から80万円、ここが随分やっぱり多いんですね、いわゆるもっと高いところよりは。そういった特色も備えてやっていかなければならないと思うんですが、特定健診の表も見ましたが、大体予算を組んだりしまして、執行率が50%ですよ、毎年。そして、ただ保険対象者のうち、受診率が20%です、毎年。これはいろいろ見方があるみたいで、600人近い人が大体毎年受けていますが、それは同じ方のようなんですがね。あと3,000人近い人間のうち、あと残りなのですが。ずっと長い間病院にかかっている方は、健康診断、その特定健診を受けることはないですから、そりゃ引けば率は上がってくると思うんです。それは担当者の努力もあるから、20%をがりがり言うことは私はしません。

いずれにせよ、このことをやりますという事業計画を組んで約束をしているんですよ。あと追跡調査もいろいろ言われていましたけど、実態としては、保険の担当者任せというイメージが私はぬぐえないと思うんです。特にやっぱり国保の会計制度が複雑で、町独自で計算できるものは限られて、保険税の収納ぐらいのもので、あとは国保連合会やら基金、県、それが予算編成に当たっては、これだけ組みなさい、これだけ組みなさいという上にやってきて、随分難しい複雑な状況、そして何とか回りよるから、特定健診も郵便だけでぽんと送って済ませると。追跡調査も若干しなければ、これはやるという約束した、国への約束計画ですかね、そりゃやられて当然だと思う。ここが私は努力が足りないと思います。

それから、今日の、私は今大切なことは、国保税はこれから引き上げていって、県水準までは早目に引き上げておかないと統一ができない、広域化ができないということと、平生町としては、医療費がかかる、このことをもっと町民の皆さんに御理解をいただいて、医療費の高騰を防ぐと。これについても、やっぱりいろんな努力が要ると思うんです。そりゃ担当者は、そうすると、おまえ死ねっていうぐあいに、すぐ反対に言われますからと言うて、確かにわかるんですよ、いろいろ言われるでしょうね、病院にかかるなと言うと。ですから、そりゃ苦労はわかるんですが。そうすると、じゃ終末期の医療も含めて、どういうことがいいかという世論をつくっていくことが私は大切だと思うんです。きょう朝、町長は全国の町村会長の大会や各県の正副会長の集会の話がされましたが、やっぱりそういった全国のレベルで、ちょっと医療費の高騰の現況と、どう抑えていくかというふうな世論をつくっていく必要があると思うんです。国もいろいろやって、いろんな問題やら出してきておりますけど、どうしてもこの医療費の高騰を防ぐということが進

まん限り、この問題は解決しにくいのではないかという気もしますから、大きな世論をつくって  
いく必要があると思うんです。この3点だと思うんですね、今平生町が取り組むべきこと。こ  
れちょっと最後に町長のお考えを聞いて、終わりたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御意見は十分きょう拝聴させていただきましたので、それはそれとし  
てしっかり受けとめて、安定的な運営ができるように努力をしていきたいと思ひますし、言うべ  
きことは一つの世論として、我々もこの医療費の問題については、しっかりこれから機会を見て  
対応していきたいというふうに思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

少子高齢化が進む中、公民館で活躍される方も高齢化が進み、今後の公民館運営自体が危うい  
かと思われる状況にあります。また、行政の財政が逼迫する中で、公民館活動を続けていく意義  
さえ問われるようになってきております。私、この「人づくり・地域づくりフォーラム in 山  
口」というのにちょっと参加してきたんですが、この中でもそういう話が出てきました。中には  
厳しい御意見を言う方がおられて、この厳しい財政状況の中、公民館が本当に必要なのかと、教  
育の向上にかかわる学級講座だけならカルチャーセンターへ行けばいいじゃないかと、そういう  
意見も言われる方も中にはおります。しかしながら、地域の住民と密着した公民館の活動は、地  
域づくりの最後のとりでとなる貴重な資源だと私は思いますので、これは大切にしなければなら  
ないと思ひます。

さて、平生町では、まちづくり条例制定に向けて動かれているようですが、元気で住みよいま  
ちづくりは人づくりから、人づくりは学習から、学習は出会いからと言われるように、出会いが  
まちづくりには欠かせないと思ひます。私はこの出会い、学習、人づくりの場が公民館であると  
考えております。

そこでお聞きしたいのですが、町のほうでは、これから公民館活動をまちづくりに生かしてい  
くにはどのようにしたらよいと考えておるのでしょうか。また、出会いのある公民館とはどうい  
ったものだと考えられるのでしょうか。もっとまちづくりのために気軽に話し合いのできる場づ  
くり、システムが公民館には必要ではないでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願ひします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） けさほどから、まちづくり条例等に絡んで、町長のほうからいろん  
な経過報告なり、これからの考え方なり、レベルの高い、次元の高いところでの話がいろいろご

ございましたけど、私のほうからは、公民館活動という一つの御質問をいただいておりますから、現状を踏まえた話をさせていただければというふうに思います。

公民館そのものというのは、社会教育法の第20条に目的が掲げられ、そして22条だったと思いますが、目的達成のためにいろんな事業を行うんだというふうに規定をされておるところでございます。公民館は、単なる貸し館的なものではなくて、地域の館として、今議員さんおっしゃったように、人々が寄り合う拠点、そこで価値ある人生を送るために、生涯学習の館として今利用されておるといのが現状であろうというふうに思います。当然そこには人と人の出会いがあって、そこからやはり人づくり、まちづくりというふうに発展をしているものだというふうに解釈をしております。

今町内には、分館を含めて9館ございます。そこには158団体、そしてまた3,800人余りの方々が登録をされて、生涯学習に取り組んでいると、そういったことを支援、サポートをしていく上で、9館のうちの4館ではありますけど、公民館主事を配置しておるといのが現状でございます。

そこで体験学習なり各種講座の開設で、地域住民の方々の教養の場として公民館が利用されているというところで、生涯学習としているいろんな活動をされている、そういったことをまちづくりにどう生かしたらよいか、生かしているのかということでございますが、やはり学習成果というものの発表の場、そこが公民館まつりがまず1番に挙げられます。そういった発表の場があって、そういったものを鑑賞をすることによって、また公民館活動に参加されてない方々の生涯学習へ目を向けるというようなことにつながってまいりますし、そういったことが間接的にはありますけど、まちづくりにつながっていている、そういう姿は見えませんが、感覚的にそういう状況にあるかなというふうにも思っているところでございます。

実際に地域に生涯学習の成果をまちづくりへ還元をしていくということは、やはりそこには人が存在をしまります。いろんな形で教養を高められた方が、今地域へ、あるいはまた学校支援という形で、子供たちに地域の実態を教えるといいますか、子供たちの学習の支援をする、学習支援ボランティアという形で地域に還元といいますか、子供たちを育てるといことに今一生懸命な状況が町内見えるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

出会いのある公民館、気軽に話し合いのできる場づくりということでございますが、やはりこの公民館の歴史を考えてみますと、戦後やはりこういった都市部ではない、地方の町や村においては、公民館というのは非常に大きな役割を果たしてきたというふうに思っています。やはりそこが出会いの場であり、人と人を結びつける場であったと、それは地域全体、地区全体に広がり、その地域が元気になるというところで、戦後からこれまで、そういう効果といいますか、功績といいますか、公民館の果たしてきた役割というのはたくさんあるかと思えます。現実には今生

涯学習の館という形で、それぞれの活動の集まりというようなことを考えますと、以前ほど活動をする方々の連帯、一体感というのはやはり薄れてきているというのは、恐らく私だけの考えじゃないとは思いますが、やはりそういったものを結びつけていかなければいけない。それがまだまだ公民館の果たす役割というのはあると思っています。

ですから、気軽に出会える場づくりという形で公民館を考えていくなら、今活動をされている、今使われている中に、やはり何か違う要素をそこに持ってこなければいけないかなと。それが今町長部局のほうで進められておるまちづくり条例であり、それが地区の活動にどういう形で実際に人が動いていくかというところで、こうしたらしいということまでは今の時点では私も確かな考えを持っているわけじゃありませんけど、やはり今のままでは公民館が有効利用されるということはなかなか難しいんじゃないかなという思いでもございます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後４時１０分から再開いたします。

午後３時５５分休憩

.....  
午後４時１０分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。松本武士議員。

議員（１番 松本 武士君） 公民館活動をまちづくりにどう生かしてくかというところで、公民館まつりとか学習支援ボランティアのほうで、公民館で学んだ方が活躍されているということとで一定の還元が、地域に還元があるのだなというのは感じました。

しかし、今の公民館っていうのは、学習機会の提供場所としての役割が強く、地域の社会課題に対する自主事業が余り展開されてないように思われます。この平生町公民館グループサークル一覧、これを見ても、内容を見ても、趣味に関するもののがかなりある感じなんで、ちょっと偏っているかなっていう感じがします。

これらの公民館活動を、地域課題の解決に向かわせるというのはちょっと難しい面もあるとは思いますが、とりあえず、私は多くの町民の方が集い、語らい、交流し、地域の声生まれるようにすることだと考えております。

なぜかといいますと、多くの町民の方が公民館を訪れることで、会話、交流が生まれ、自主、自発的な活動が活性化することで、地域の声自然に湧き上がり、地域の活力が生まれると考えられるからです。

また、限られた人たちを中心とした利用者の固定化、利用者層の偏りをなくすことで、活動が個人的な興味、関心等の要求課題を満たすための単なる受け皿にならず、身近な生活課題や地域課題を取り上げることによって、地域の活性化につながっていくとも考えられるからです。

これらをどうやって具体的に行っていくかというのは、とにかく、先ほどもちょっと話し合



いのできる場づくりということでしたが、とにかく場所を、機会を提供してあげることだ  
と思うんです。顔と顔を突き合わせて、ひざとひざを突き合わせて話し合うことによって、やっ  
ぱり人っていうのは気持ちが盛り上がっていくものですから、これを公民館で、まちづくりを考  
える機会、お茶を飲みながら気軽にまちづくりについて話し合うような機会をつくる必要がある  
んじゃないかと、私は感じております。

そういう機会を、ちょっとまちづくりのかわら版に書いてある、9月に、今、条例策定につい  
て動いていて、それで9月にパブリックコメントということで、もう何か道のりができ上がって  
ますが、この期間に各公民館でそういう会をやってみてはどうかと。今の、このまちづくり条例  
をつくっている人たちだけではなく、もっとこれにかかわってない人たちも巻き込んでいく必要  
があると思うんです。町全体でこれからやっていくんだぞっていう、そういうものが湧き上がっ  
てこないと、条例をつくっておしまいという最悪のパターンになっちゃう、そういうことになら  
ないように頑張っていらっしゃると思うんですが、ですから9月のパブリックコメントのとき  
にそういう話し合いを各公民館のほうでやっていくという、そういう考えを私は持っているん  
ですが、その考えについて、これはちょっと教育長でよろしいですか。よろしく願いいたします。  
議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 確かに身近な課題を取り上げて、そこで、その地域に住む人たちが  
顔を突き合わせていろんな話をする、それがやはり地域づくり、村づくり、まちづくりへつな  
がっていくというのは、これは私もそう思います。そのためにはやはり仕掛けをしなければ、なか  
なか、今、公民館を使ってる方っていうのは、議員さんおっしゃるように、いろんな趣味とか  
サークルの方が多い、そういう中で、やはり今の世の中、いろいろ言われるように個が重視さ  
れてるっていう状況が見えますから、なかなか身近な課題を全員で、地区全体で考えるという  
のは仕掛けがそこになれば難しいかなというふうに思います。

ちょっと観点違うかもわかりませんが、以前、公民館4館には、館長を嘱託館長として配置を  
した時代がございました。そのときは、やはり当然、生涯学習に観点を置いたいろんな仕掛けで  
はありましたけど、4館でやはり切磋琢磨しながらその地域の学習レベルを上げていこうとい  
うことで、一定の成果はあったというふうに評価はしておるところでございますが、そういった形  
で、やはりその地域のリーダーが出てくる。そのためには人をつくっていかなければいけないと  
いうことにまた返ってくるわけなんです、そういった思いでこれから公民館のあり方も考えて  
いかなければならないかなというふうに思います。

条例をつくっていく中で、パブリックコメントをその時期にという御質問もございましたが、  
この件については、私のほうからはちょっと申し上げかねますので、また違う機会に町長のほう  
にお尋ねをいただければありがたいと思います。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） じゃあ、後ほど、町長とよく話を……。 （笑い声）

まちづくりに向かうに当たって、また地域のリーダーづくりというところに戻ってしまうとか、そういうふうになってしまうかなと私は思ってるんですが、何とかしてまちづくりに生かせる公民館ってのを、条例をつくる過程によって町民の方を巻き込んでいただいて、意識啓発をかなり図っていきたいと思ひまして先ほど提案したわけです。

また、冒頭に申しましたとおり、公民館を運営される方が、多分大分高齢になっております。それで、そういう公民館の方もまちづくりに踏み出す、意欲的に踏み出すことによって、地域の方と話し合うことによって、公民館をPRする機会になると思うんです。これは、公民館を運営する方にとって、新しい人を引き込む、次の世代の方に公民館の運営を託すいい機会になると思うんです。ですから、公民館のほうも、公民館を存続させると言うちょっと大げさですが、そういう意識を持ってまちづくりに積極的に参加してほしいということを、教育委員会のほうからちょっとお願い、言っていただくようお願いしたいと思います。

今後、先ほどもちょっと触れましたが、厳しい財政状況の中で、公民館が必要なのかという問いに対し、公民館のおかげでこの地域が保たれてると胸を張って言えるようになり、町民に郷土愛と誇りを持たせることが、もしうまくいったらできると思っていますので、そうなることを願って、お願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、農地への自然エネルギー施設建設についてということで質問させていただきます。

これ、農業新聞なんですが、「農村再生エネ法案、国会に」というタイトルで2月24日の新聞に大きく取り上げられております。太陽光や水力、バイオマスなど、農村、漁村に広く分布する資源を発電に活用する「農村漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が、国会に提出されました。また、4月から始まる「再生可能エネルギー全量買取義務」も考え、使われてない土地が収益性を持つような感じになってきております。

農村地域が元気になるきっかけになるかもしれないような考えもあると思われませんが、平生町のほうでは、この法案に対し、基本的にどのように考えているのかをお尋ねします。よろしくお願ひします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 法案に対する考え方をコメントする立場に私は、今、現状ないと思いますが、ただ、今、これは農業新聞のやつは、農村漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法案、農山村漁村再生エネルギー法案と通称言われる法案だと思います。

これが、国会に今提案をされておるということで、農地の所有権の移転から、農地から転用す

る手続を少し緩和をして、遊休地の集約を図って、太陽光や風力とかそういう設備がやれるようにということのようでございます。

市町村が、その中でどういう位置づけ、役割を果たしていくことになるのか、あるいはまた、先ほどもありましたが、7月から例の固定価格の買い取り制度がスタートしますが、それをにらんでの今いろんな対応が始まっているわけございまして、この辺の買い取り価格がどういうふうになっていくのか、この辺も少し、この法案の行方、国会での審議状況等々、少し見ながらこの辺の情報収集については当たってみたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ちょっとまだこれが通るか通らないかということとはわからないところで質問させてもらって、ちょっと申しわけないところもあるわけですけど、3月11日の震災以来、自然エネルギーというものがかなり注目されてて、これから自然エネルギーでつくった電気が全量買い取りになるということで、産業として成り立つ、産業というか、収益という感じで見られるようになってきました。

その中で、農地と一緒に、農地を活用して、そのところに太陽光を置けば、使われてない農地が収益性を持つということで、これから耕作放棄地がどの程度増えるかわかりませんが、もう私の周りでも高齢の方が、何とかやっとなんぼや畑をやってるような感じなので、あと5年、10年たったらどうなるんだろうと、この土地をだれが耕してくれるんだろうと不安に思うところがありますので、そういうところを解決していくには、そういう自然エネルギーを使った農地の利用っていうのも考えなければいけないのかなと、つくづくちょっと思いまして、質問させてもらったわけです。

あともう1つ気になる記事がありましたので、ちょっとその件についてもお尋ねしたいと思います。似たような感じになってしまいうんであれなんですけど、防府市のほうで農業生産法人のルネサンスエコファームが、自社農場にて出力1,000キロワットの大規模太陽光発電所の建設を目指しているようです。防府市のように、農場の上で太陽光発電を置き、農業と太陽光発電のハイブリッド事業のような、農業と自然エネルギーを組み合わせたそういうものに補助を出し、推進する考えはありますでしょうか。

また、メガにこだわらず耕作放棄地に小規模な発電施設を設けて、近隣の温室メロン栽培などに活用するとか、そういう考えもあると思うので、そういう電力の地産・地消を使った農産物を推し進めることについて、町は推進する考えが、町長のほうにおありかどうかちょっとお尋ねしたいんですが、町のイメージアップにつながると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防府市の、今、ルネサンスエコファーム、農業法人の取り組みについ

て紹介がありました。まだこれ、実験段階というふうに聞いております。これは町として、防府市が取り組んでるというよりか、今申し上げました農業法人としての取り組みですから、いろんな、これから買い取り価格制度の絡みも出て、いろんな形のものが、これはもう太陽光だけじゃありませんで、出てくるだろうというふうに思っております。

そこら辺も、やっぱりそういう先進的ないろんな取り組み、事例等々、先ほど申し上げましたように、いろんな情報収集等努めて、本町としてじゃあどういう、こういう時代に対応していけるのか、今町としては、この前からも申し上げておりますように、風力発電による固定資産税をいわゆる個人の太陽光発電の設置の所帯への設置助成という形で、1つの温暖化対策を進めさせていただいておるわけですが、これはこれで24年度まで続く事業として取り組んでまいりますけれども、そういった温暖化対策なり、あるいは自然再生エネルギーのこれからの生かし方等々、あるいはまた、民間活力をどう導入をしていくのか、あるいはバックアップしていけるのか、こういうようなことを含めていろいろ情報収集、勉強していきたいというふうには考えております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） これから自然エネルギーがかなり伸びてくると思われるので、情報収集やっただいて、もし全量買い取り義務がうまくいけば、庁舎の上につける太陽光でちょっと収益も上がってくるかもしれませんので、そういう考えもなきにしもあらずかなど。情報収集よろしくをお願いします。

.....  
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告してある子供たちの読書環境の整備について質問いたします。

来月の4月の23日は、子ども読書の日です。これは、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に制定された日です。

言うまでもなく、読書は子どもたちの学習の基盤をつくる大切な習慣です。本を読むことで知識を総合化し、統合して考える、読解力をつけることができます。また、自由な発想や心の安定にも寄与するものです。

この大切な読書環境の整備について、まず3つのことを質問いたします。

まず1つ目は、学校図書館における人的整備です。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年以降は12学級以上の学校に司書教諭を配置しなければならないとされております。この基準で平生小、平生中は司書教諭を置

いていますが、佐賀小はその規定外となっております。佐賀小での人的整備はどうなっているのでしょうか。

また、司書教諭は担任など、先生としての仕事を抱えておられます。どのように司書としての仕事をこなされているのでしょうか。司書教諭を初めとした学校図書館担当職員の現状を質問いたします。

また、ボランティアの方の読み聞かせや蔵書の整備など、深くかかわっておられると聞いています。それらも含めて学校図書館の人的状況を質問いたします。

2つ目は物的整備についてです。

文科省の23年度9月1日出したデータでは、国の定める蔵書数の21年度末の達成状況は、全国の小学校で50.6%、中学校では42.7%です。平生は、佐賀小、平生小、平生中とも国の定める蔵書数の標準はクリアしております。それぞれの蔵書数と、また、修理や古い本の廃棄など、適切な管理のルールづくりがされているか、また、適切な管理運営と資料の有効活用にはデータベース化が必要です。小学校は済んでいると聞いておりますが、中学校はまだです。いつごろ完了するのでしょうか。

以上、物的整備についてお答えください。

3つ目は読書活動推進の取り組みです。

子供たちが本を大好きになり、読書の習慣をつけるためには、読書活動への推進が大切です。好みの本がそろえてあることや、上手な本の紹介があること、落ちついて読める時間や場所の確保などが必要と思います。また、ほかの図書館との連携も大切です。読書活動の推進のための取り組みをお聞かせください。

以上3つ、学校図書館の人的・物的整備、そして読書活動推進の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、学校図書館の人的整備ということでございます。

今、議員さんおっしゃいましたように、学校図書館法、平成15年から変わっております。おっしゃるとおり12学級以上の学校で司書教諭の配置が義務づけられたということから、平生小学校、平生中学校、司書教諭の配置はいたしておりますが、あいにく兼務でございます。そういう意味で、なかなかその役割、機能の発揮というところが十二分にできてないという面がございます。

その点を考慮いたしまして、学校司書といいますが、臨時的な職員でございますが、平生小学校、平生中学校兼務で1名配置をしております。司書の資格を持った女性でございますが、平生

小学校が1.5日、週5日なんですが、平生中学校が今3.5日、1日4時間という形で、非常勤的な業務で司書教諭の仕事を支えてもらってるというところでございます。また、ボランティア等も、毎週月曜日には二、三人によりまして、平生小学校のほう、図書の登録とか修繕などをするために出ていただいておりますし、朝とか昼とかという場合には、読み聞かせとか紙芝居のボランティアの方が学校にいらしているというような状況で、人的整備、人的環境については、これで十分という思いではございませんが、それぞれ学校には司書教諭の講習を受けた資格を持った者が複数、佐賀小には1名しかおりませんが、複数存在、在籍しておりますから、いろんな形で助け合いながらやってきておるといふふうに解釈しております。

佐賀小学校については、司書教諭という形では配置はしておりませんが、図書担当教諭1名を配置して、子供たちの読書のサポートに当たっておるといのが実態でございます。

それから、物的整備の関係でございますが、先ほどおっしゃったように、蔵書の図書標準というのがありまして、それをクリアして、それぞれ子供たちに読書環境の整備はいたしております。

ただ、平生小、佐賀小については、データベース化については終わってはいるんですが、平生中学校が途中でございます。平成20年度から始めて、計画では平成25年度で完了予定というところで、約1万2,000冊、データベースに取り組んでおると、ですから、平生中に今、1週間のうち3.5日学校司書に勤務いただいているというのは、こういった業務があるということから、ウエートを平生中に置いた取り組みをしていただいております。

読書活動の推進ということでございますが、これにつきましては、平成20年に平生町の子ども読書活動推進計画、5年間の計画でございますが、これを策定をして学校図書館あるいは平生町の図書館における読書活動を推進しております。

おっしゃったように、やはり読書というのは、読解力がつき語彙が豊富になり、また学力向上や人間性を養うための心の栄養となると。最近の子供たちの言語活動というのが、やはり不十分ということもありまして、今、いろんな試験とかを行いましても、問題を読み解く力がないというような新たな課題が出てきております。そういったことで、試験を行っても点数がとれないというような報告が学校のほうから上がってきております。当然、そういう意味では、小学校、中学校とも読書活動には大いに力を入れておるところでございますし、朝の自習時間の読書はもちろんです、平生小学校においては、校長が年間30冊、これだけの図書を読みなさいと、チャレンジ目標に掲げて読書活動を推進しております。

こういった学校の指導をちゃんと子供たちが行うことによって、昔でいう「読み、書き、そろばん」の読むこと、書くこと、こういった実力、力がついてくるんじゃないかなというふうには思っておりますので、子ども読書活動推進計画にありまして、新年度、24年度で一応5年間で終了いたします。ですから、25年度から向こう5年間の新しい計画を策定していく上で、

平成24年度の予算にはそういった金額、予算の計上をさせていただいておりますので、社会教育の面、学校教育の面も含めて重点項目の1つでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） かなり努力をされているっていうのは、私も評価しております。各学校を回って、教頭先生やその他の先生にお会いしたときに、平生町はかなり頑張ってるよというお話は伺いました。

今回、国が自治体に交付する地方税の算定根拠に学校司書を、公立の小中学校に配置するための費用が認められました。使途が限定された補助金ではありませんし、国庫負担金でもありません。この費用は、平生町はどのくらいの金額と推定されて、またどのように使用されるのか、予定をお伺いします。

もう司書をとりあえず雇ってるから、もうこれはこれでいいと思っていられるのか、その次の計画を立てるために使おうと思っていられるのか、そのあたりのことと、それから、佐賀小と平生小学校、先ほど言いましたように、2つの小学校があります。住む場所によって子供たちへのアプローチが違うということはあってはならないことだと思います。公平性についてどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず、交付税措置ということでございますが、これにつきましては、現時点では、本町の交付税にどういう形で算定され、どういう金額が含まれてるかというのは、今の時点ではちょっと推計が難しゅうございます。確かにそういったものが含まれておるという情報はありますものの、金額、あるいはまた、現実に需要額の中に含まれるのかどうか、まだ予測としてはちょっとつかない状況でございます。仮にこういったものが需要額の中に含まれるといたしました場合には、当然、その金額でもって読書活動、人的・物的整備に充てなければ、私の立場としては充てたいと、財政当局との交渉事になってくるとは思いますが、今の人的整備の中で、やはり十二分であるというふうには解釈はいたしておりません。今の学校司書の週5日、4時間の週5日につきましても、特段の理解を得て3日のところを5日にしてもらった経緯はございます。ですから、さらにこれを1日6時間とか8時間とかというような形でお願いをしたいとは思っておりますので、また側面から御支援をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

2つの小学校で、やはり公平さを保たなければいけないというごもっともな話でございます。先ほど、中川議員さんからいただきました校区の問題等につきましても、やはり平生町の子供たちが同じサービスを受けなければいけない、そういう姿勢でもってこれからも取り組んでいきたいと思っておりますし、昨日もちょうど校長会議がありまして、私のほうからは小中連携、あるいはま

た、小中の連携も図ってもらいたい、さらには24年度からではございますけど、今、学校の水準化という点で1つの学校レベルを考えていこうとしております。そういったものをベースに、それぞれ校長を初め先生方に子供のために御努力いただきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） いいお答えをいただきました。学校司書については、今言われたように1日4時間で、特に中学校においてはデータベース化に時間を割いているような状況で、子供たちに対するアプローチがなかなかできない状況です。

データベース化は、佐賀小学校はともかくとして、平生小学校はボランティアでデータベース化を手伝ってもらって早く済ませたということもあります。そういったボランティアの活用といいますが、ボランティアの協力を得るというのも1つの手だと思います。例えば、4時間しかもう時間が限られてて金銭的にも無理だとおっしゃるんでしたら、その4時間をどう使うかっていう話になりますし、できればその4時間を子供たちが週に1度、小学校でしたら授業できますから、そのときにいってもらうとか、昼休みに子供たちが来るときに司書にそこにいってもらうとか、そういった使い方も考えられたらと思っております。

今回、3つの学校の図書館を訪問して、佐賀小では子供新聞なんかも掲示されていたり、図書館もオープンスペースで、子供たちがとても出入りしやすい環境にありました。これは、ちょっといいなと思ったんですけど、小さな小学校だからできることをたくさんやっていらっしゃるように思いました。

また、町立の図書館にも、結構、本の勉強に、オリエンテーションに図書館を利用したり、佐賀小学校から図書館に行って利用されたり、本も定期的に図書館から借りられたりしております。この連携はうまくいってるなと、その点は、平生小学校もそういった本の交換なんかは定期的やっていらっしゃいますから、連携がとれてると感心しております。

平生小学校では、ちょっと教頭先生だったんですけど、対応してくださった先生が教頭先生で、子供たちに本を選らばすっていうか、子供たちの好きな本が図書館にないっていうことでもありますので、子供たちに本の見本をだーっと並べて、その中から好きな本を附せんを張ってもらって選ぶような方法もありますよとお伝えしたら、自分も前の学校でそういうことをしてましたというお話でした。それも1つの方法、子どもたちが本に興味を持つ1つの方法だと思っております。

平生中学校は、かなり設備が古くなっておりまして、棚も、本を置いてある本棚もちょっと大分古くなって傷んでおりますし、場所もちょっと本を読むスペースが狭い、設備もかなりがたがたきておりましたので、ちょっとそちらのほうも耐震化のときにちょっと一考を要するかなというふうに思いました。



どちらにしろ、図書の重要性は、国もですけれど平生町もしっかり認識していらっしゃると今安心いたしましたので、さらなる環境整備をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問です。消防団員への女性の登用についての質問をいたします。

2月17日付の読売新聞の(岩柳版)に「女性の消防団員3割増し」という見出しがありました。昨年4月1日現在、県内で女性団員がいない市町が長門、田布施そして平生となっていました。

東日本大震災から約1年たち、その震災を教訓にして、広報や災害予防などの重要性などが見直されております。女性の力もさまざまな場所で必要とされたところです。

行政は女性団員の受け入れ態勢を整え、人材育成などの対応を急ぐべきだと考えます。第5次行政改革大綱に「安全・安心なまちづくり体制の推進として、女性消防団員制度について検討、導入を目指す」との項があります。24年度が方針決定の年となっていますが、22年度、3年度にどのような検討をされたのか、質問いたします。

議長(福田 洋明君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 消防団に女性の登用はどうなっておるかということで、今、県下の状況等もお話をいただいて、どういう今検討をしておるかということでございます。

今、国のほうも、消防団の多様化を図っていききたいということで、いろいろ取り組みを進めております。団員数が、全国的にも減少の傾向、特に若い方々の力をぜひ活用したいということで、さらには女性の団員の割合を増やしていきたいと、こうすることで、国のほうは10%までの方針を出しておるようでございます。

平生町では、今御指摘のように188名、消防団が、団員の方々がいらっしやいまして、本当に責任感を持って活動をいただいております。

やっぱり全国の傾向と一緒にございまして、若年層の消防団の確保というのは、これからもやっぱり本町にとっても大きな課題だというふうに思っておりますし、女性の消防団員の確保に向けましても、しっかり今協議を進めているところでございます。

特に女性、先ほどありましたように、女性ならではの、女性、さまざまな場所で活躍ができると、こういうふうに言われております。特に広報活動だとか、予防の指導だとか、弱者の対策等々、女性ならではの能力を発揮できる分野もあるわけでございますから、どういう方法で組織に迎え入れていくのか、あるいはどういう役割を担っていけるのか、能力をどのように発揮をしていただけるか、消防団の方々や消防署の方々といろいろ協議を進めさせていただいております。

もちろん、女性防火クラブの方もいらっしやるわけですから、当然、当該女性防火クラブの皆さんとも協議をしながら、これから24年度には、第5次の計画にもありますように方向決定をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

議事の都合により、本日の会議時間を延長したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後4時50分休憩

.....  
午後4時51分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今の、国は10%を目標としているというお話がございました。男女共同参画が国策として進められている中、男性だけ、女性だけでないと構成できない理由のある団体は余り考えられません。和木町は、四、五十年前から女性団員がいますし、平生町消防団条例にも特に男性とはなっておりません。読まさせていただきます。女性が入ったほうが、先ほど町長さんもおっしゃったように、いろんな広報活動ができますし、受けるほうも身近に、町民の方も身近に感じてくださることもあると思います。また、地域の密着度は女性のほうが高いことですから、火災予防の呼びかけなんかも、私たち大野地区女性防火クラブはやってはおりますけれど、また消防団としてまた活動するっていうことも1つの方法だと考えております。

女性だけ、男性だけっていうのは、もうそういった時代ではないと思っております。特に男女共同参画には理解のある町長だと、私は理解しておりますけれど、いつごろから女性の団員の登用を考えられていたのかお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 女性の消防団員の登用の考え方というのは、特に平生町の場合は、それぞれ各分団に、女性がそれぞれ入って活躍するというよりも、女性防火クラブでいろんな防火活動を展開をされておって、実際に訓練をやられて、それこそ全国大会にまで出場される、そういうやっぱり技能もあわせ持って活躍をいただいておりますという、実践的な経験といえますか、加えて私は一番感じたのは、今もありましたように、地域で防火クラブの皆さんが、町もそうですが、家庭用の火災報知機を設置をしようという、我々も取り組んだわけですが、一緒になって各お宅を回っていただいて、防火クラブのメンバーが呼びかけをしていただいた。これもやっぱり消防団としていろいろ啓発活動も、呼びかけもやったりしておりますが、これはこれでやっぱり女性の防火クラブの皆さんがやっていただいておりますというのは、これはもう消防団と本当に一緒に活動なんだよなということで、あのときはそういうふうに特に強く感じまして、やはり消防団における女性の登用については、これは考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

ました。

どういう形で組織化していくのがいいのかっていうようなことは、十分そこら辺はまた協議をして詰めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 男女共同参画はまちづくりの基本でございますので、これからもずっと進めていただきたいと思います。

大野地区女性防火クラブは、防火クラブがあったがために女性団員の登用がちょっと遅れたのではないかとちょっと心配をいたしましたので、あそこは大野地区だけですので、やっぱり広がりを持たすのには全町的に取り組んでいただけたらと思います。

次に介護保険事業について質問いたします。

今年の4月から、介護報酬改定で、介護保険のサービス内容と事業者を支払われる単価が1月25日に決定されました。

今回は、在宅サービスの充実、予防強化、医療・介護の連携、介護人材の確保の4分野に重点配分されると聞いています。

今回の改定が、平生町のサービスにどのような影響があるのか質問いたします。

また、平生町では、これからも高齢者が増え続け、平成32年には高齢者人口が最も多くなると推計されております。介護報酬も3年ごとに改定され、これからも上昇が予測されることと思っております。

保険料のさらなる上昇が心配されるので、対応策は考えられておりますか、お伺いいたします。

また、先ほど淵上議員がちょっと質問なさいましたけれど、介護保険料が1,000円ほど上がる、低所得者への取り組みはどうかというお話でした。4月から医療保険料も上がりますし、年金の減額も始まります。このような状況で保険料の値上げを町民に納得してもらわなくてはなりません。住民への理解を求めるときの説明はどのようにされるのか質問いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後5時10分から再開いたします。

午後4時57分休憩

.....  
午後5時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の介護報酬の改定で、介護保険サービスの内容の変化はあるのかと、こういう御質問だったと思います。

介護報酬の改定につきましては、淵上議員の質問にもございましたけれども、今、審議をされ

ておりますが、報酬改定が直接サービスに影響をすることは考えにくい半面、サービス体系の改定については、利用者の方に対するケアマネジメントの重要性が改めて問われるのではないかと考えております。

直接的な介護サービスではありませんが、今回の改正のポイントの一つとして、医療と介護の連携強化といえますか、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援の推進ということがうたっております。

本町においても、この医療連携の強化については大変重要なポイントでありまして、第5期の計画においても地域包括ケアの推進体制の確立に向けて重点的に取り組んでいくことといたしております。

そうしたこともあって、本年度は地域見守りネットワークの整備強化ということで取り組んでおりますけれども、来年度以降は介護認定のいかに問わず、個別に地域の見守り活動が必要とされるサービス提供ができる仕組みを構築すべく検討していく予定にいたしております。

総合連携の中で地域包括ケア体制を確立をして、安心して暮らしていけるような体制をつくりたいと思っております。

それから、住民への説明という、保険料が上がるけれども、こういう話でございます。

今後の動向等を考えた場合に、介護給付費等、上昇は避けられないような状況が一方であることも事実であります。したがって、先ほども申し上げましたが、介護予防であるとか健康づくり保健事業等に積極的にやっぱり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

介護を必要とする人や生活支援を必要とする人にとって、既存の制度の活用をして、なお個別の対応の中で必要な援助が求められるように柔軟に対応ができる仕組みを構築していく必要があるというふうに考えております。

こうした取り組みについては、適宜、広報やお知らせ版、ホームページ等において積極的に情報提供をやっていきたいと。今回の高齢者福祉計画の概要につきましても、後ほど、広報でまた知らせていきたいと考えております。今回は、介護保険制度改正も伴っておりますので、高齢者向けのパンフレットも並行して作成する予定にいたしております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今回の制度改正のお話もございましたけれど、今回の制度改正は、都市型で平生町にはそぐわない改正だなと私も感じております。

先ほど、淵上議員が60分が45分になりっていうお話、生活援助のお話をされておりました。これも、平生町にはちょっと、利用者にとっての影響はあるかな。そして、これはサービス提供者にとってもかなり厳しいものになるというふうに思っております。

先ほど、「実態に即した形でサービスを提供していく」という淵上議員へのお答えでした。利用者やサービス提供者の現状をこれからどのように把握されるのか、そういったこともお伺いしたいと思います。

そして、今回は介護職員の人材確保のための交付金制度で、職員に1人当たり1万5,000円引き上げておりました交付金制度が今年度で終了します。そのかわり、介護報酬に処遇改善加算を設けるとしています。これは、これまで国の制度で見えていたものを介護保険で見ることになり、保険料の上昇にもつながる制度です。今から、またどんどん上がっていく、介護職員の処遇改善はまだまだ緒についたばかりですので、上がっていく可能性もあります。おまけに、国が50%見てたものが31%でしたかしら、なってますので、そういったすごい心配なところがたくさんございます。

町長は、何かのときに国のほうへ要望を上げていくとおっしゃっておりますので、そのあたりはしっかり要望していただきたいと思います。

介護職員もすごい高齢化していて、ますますサービスを担う人手が足りなくなってくるおそれがあります。だから、保険料をアップするのにサービスが受けられない、こんなことが現実とならないように介護人材の育成は考えておられるか、質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど、前段で今回の制度改正に伴ってございましたけれども、いろんな24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスというようなことが今回も創設されておりますが、御指摘のように都市型サービスというふうに言われております。

この地方においては、現行のサービスを組み合わせることで十分対応可能だという立場で第5期の介護保険計画の中でもそうしたものは、そういったサービスの中には見込んでおりません。

また、介護療養病床の廃止が平成30年まで延長されたということもありまして、十分、現行の施設サービスが継続して提供できる環境が当面は確保できておりますから、第5期はそういう形で対応させていただこうというふうに思っております。

そして、介護に当たる人材の確保に関してでございます。

町内では、いろんな施設等含めて介護サービスの体制は高い水準で整備をされているというふうに今受けとめております。

ただし、その介護に当たっておられる方々、ヘルパーさん等々、決して万全の態勢かといえませんがそうではないというふうに受けとめております。いろんな介護従事者の苦労も、介護従事者を確保するに当たっているような御苦労があるような話も聞いておりますし、これから次の世代の介護従事者、これを確保していくというのも一つの大きな課題になっております。

処遇改善の交付金が、御指摘のように介護報酬のほうに今度は組み込まれていくというような

こともありまして大変心配をいたしておりますし、介護従事者育成のための研修等を含めて各種の援助施策がかつてあったんですが今はなくなってきておりますから、この辺についても政策を講じてもらうように、また要望もしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 先ほどの国庫負担割合は50%が23%になったということで、ちょっと三十何%と言ったような気がしますので訂正しておきます。

町で取り組まれてはどうかという人材育成っていいですか、それをちょっと説明いたします。

介護保険が始まるころには国を挙げてヘルパーを養成いたしました。あっちこっちで講座が開かれ受講するための倍率も高かったものです。そのときに資格を取った人が今のサービスの支え手になっています。

しかし、最近では受講生も減り、講座も開かれなくなってきました。県内でも求人倍率の低いこの柳井地区でも介護分野の求人はあります。安心して住むことのできるよう介護保険サービスを支える人の確保と、そして町内の人の雇用確保のためにもヘルパー2級程度の資格取得のための講座を町主催で開くことはできないか、質問いたします。

2級の講座というのは、受講の時間とそれから就業要件を考えると費用対効果が最も高いと私は思っております。ヘルパーは知事認定ですから、試験はありません。必要時間の受講と実習があればいいわけです。町としては、講師を町内の14事業者がありますから、それから出してもらって、協力してもらうようにお話しをされ、それから、それぞれ町の施設がありますから場所を提供する。そして、事務局を引き受けるぐらいで可能だと思います。費用はほとんどかからなくても大丈夫だと思います。初期の本代は受講生が持てばいいので、受講生は近くで資格がもらえるのならということで受講生も見込めると思います。また、これまで資格を取りながら活動していない人の掘り起こし、再教育なども考えられたらと思います。

この2つ、ちょっと質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから、ちょっと答弁をさせたいと思います。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 今の介護職員の人材の確保ということで御質問をいただきました。

介護職員の確保ということが重要な課題となっております。介護サービスの質の向上を図る上で介護職員の専門性が必要であるということから、介護サービスに従事する職員の共通の研修として介護職員初任者研修というものが創設をされました。

この研修は、県が指定します事業者が実施をいたしております。現在、県内には28の事業所

が研修事業者として指定を受けておられますが、残念ながら町内には研修事業者はなく、近くでは下松市や周南市に事業者がございます。

身近なところで研修できることが一番いいわけでございます。町内事業所の中で県の介護員養成研修事業者指定基準、こういった県の基準がありますけど、この基準を満たす事業者として研修事業者の指定を受けられたときには、町も連携して介護職員の人材育成、人材確保に取り組んでいくことが必要であろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成24年度予算の質疑を行います。

一般会計につきましては、全般と歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号平成24年度平生町一般会計予算について質疑を行います。

一般会計予算全般についての質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 全般にちょっと一応聞きたいんですけど。

30ページの地球温暖化対策推進基金と一応ありますけど、これは、予算の内容的には、国の補助金のようなものでやってるのですか。それとも町の一般会計からの基金ですか。（「ちょっとそれ違う」と呼ぶ者あり）違うんですか、ごめんなさい。どれを聞いていいかわからん。

（「歳入」と呼ぶ者あり）これも入ってくるあれじゃないん。今、全体って言わんやった。

議長（福田 洋明君） 全般についてです。

議員（3番 久保 俊一君） 失礼しました。

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今の分をよろしくお願いします。

この温暖化のあれで、要するに、この基金ちゅうのは、平生町の一般財源でためてるのか、それとも国や県からの補助金で基金をためてるのか。それをちょっとよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） お答えいたしたいと思います。

歳入の30ページの地球温暖化対策推進基金でございますが、こちらは午前中の提案理由説明でも申し上げましたが、平生町には町税、固定資産税として歳入があります中で、風力発電にかかります償却資産がございます。そちらの固定資産税の一部を原資に町独自でこの基金をつくっております。その名称が地球温暖化対策推進基金という名称でございます。おおむね3,000万円程度まで積み増しをする予定ではございます。



この基金の利用といたしましては、24年度で3年目になりますが、太陽光発電システム設置費の助成事業に充当することとしております。この574万円につきましては、14万円掛ける41基分ということで基金から繰り入れをしております。国の補助金が原資ではございません。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 濟いません。今、一部、風力発電所からとこう何か言われましたけど、そのあと残りちゅうのは一般会計からですか。

今言われたのは、一部基金は風力発電所のものを入れとるといような回答がありましたけど。（発言する者あり）これが一部か。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） お答えいたしたいと思います。

固定資産税の中に、家屋、土地、償却資産でございますが、その償却資産の中に風力発電施設にかかわる部分がございます。その風力発電にかかわる部分の一部を基金として積み立てをしていくわけでございまして、残りにつきましては、当然、いわゆる一般の町税ですので一般財源として使用しているわけでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 濟いません、総務費で、44ページですか。

P C Bのあれで一応書いてありますよね。これは、最終的には今年度で終わりなんですか、それともまだ残りがあるんですか。その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の44ページの委託料の一番下にございますP C Bの処理の内容についてお答えをさせていただきます。

まず、この予算でございますが、処理料金といたしまして62.4キログラム平生町にP C Bでございます。保管しております。これの処理の料金と運搬経費でございます。

それで、このPCBについては、ポリ塩化ビフィニルという略称であるようでございます。いわゆるダイオキシンの類に入りまして、大きく取り上げられた事件については、米ぬか油のカネミ油症事件、これが大きな事件があったということで、平成12年にこの事件の発生の後、いわゆる特別措置法ができて、平生町にもございます、当時、町で照明器具の中に、蛍光灯でございますが、コンデンサーにこれが含まれておるということで、即座に撤去いたしまして町で保管をしておったものでございます。

これについて、今の法ができて、平成28年7月までにこれを処分しなくちゃいけないということで、国の計画に基づきまして、平生町については平成24年の10月から11月に処理の事業所のほうに搬入、いわゆる運搬して処理をしなくちゃいけないということで。これは、24年度でその処理をさしていただくということで予定をしております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 60ページの扶助費のところですが。

介護サポートタクシー事業、前年度に比べて半分以下に下がってるわけですよ、これが。これは、どういう理由からなんですか。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 介護サポートタクシー事業につきましては、これは、外出困難な要介護あるいは要支援にある高齢者の外出を支援するために23年度に新しく設けた制度でございます。23年度は、推測といいますが推計で計上しておったわけですけど、実績を見込んで24年度につきましては計上さしていただいております。それで、3月補正でも減額さしていただきましたけど、しっかり利用はしていただけるようにPRはしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 濟いませぬ、57ページで、朝、ちょっと町長も言われましたけども、地域見守りネットワークの整備強化事業か。昨年度としたら、もうけた違いで、これは福祉協議会のほうに回されたと言われましたけど、単純に事業を回したのかそれとも補助金をつけて回したのか、それちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 今、御指摘ありました地域見守りネットワーク整備強化事業

です。23年度につきましては、ハード事業の部分がございました。それで金額的にもかなり大きい金額だったんですけど、この24年度につきましては、これ、ひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者のみの世帯が増加傾向にあるということで、高齢者の孤立というものが地域課題となっておりますので、これは地域で見守っていこうという事業で。これ、町内4地区の地区社協という団体がございます。

例えば、ふれあいサロン活動とか、ふれあい給食活動、そういった活動をされております。地区によって活動内容に差異があるわけですけど、今後地域課題の一つであります高齢者の見守り活動を重点的に取り組んでいくという予算を計上いたしております。社会福祉協議会のほうへ委託料として支払うわけですけど、地区の社会福祉協議会のほうへ活動費として助成するものでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 58ページの基準超過費用、1,500万円。これは提案理由の説明がありましたけど、いわゆる高額医療費による国に是正経営勧告を受けて計画をつくって翌々年度に措置をするという約束での1,500万円。これは、どうして1,500万円というと、不足額を3,000万円と見て、保険で1,500万円見て、あと国、県、町で残りを3分の1ずつ見るという仕組みのようなんです。

それで、私は今まで一般会計からの繰り入れは、昭和50年に議員出てからしばらく繰り入れをすべきだという議論をしたことがあるんですが、その当時は、何も、事務費も全部国保で見ておまして、よそからの繰り入れは一切なかったんです。その後、大変だと改善をされて、事務費は国も見ようということとなりまして。その後、退職者医療制度ができて、ほかの会計からも国保にお金を入れてくれるという改善が進みました。その後、老人医療ができて、またほかの医療保険からお金は入ってくるという仕組みができました。その後、今度は後期高齢者ができて、私はこれは県レベルでやったというんじゃないだめって言う人もおりますけど、ある意味じゃあいい制度だと思うんですが。後期高齢者とそれから前期高齢者との保険で、これもほかの会計から保険からずっと入ってきております。

したがって、町民は、国保以外の方はほかの保険に入って保険料を払ってるわけです。それで年寄りも賄っておるわけですから、今度は町の一般会計から繰り入れることは、ちょっと若干問題があると思うんです。

それで、明確にここでそうだというぐあいに私が決めつける気もございませんが、国、県は280万円ずつ3分の1ということで入れておりますから、町も280万円でもいいはずなんですけど、940万円に、町負担分です、660万円が基準よりは若干多いと思うんですが、考え方の問題もあります。

これ、ちょっとあんまり深くは追求しませんが、町長ちょっと考えを聞いときたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、この基準超過費用につきましては、国、県、町でそれぞれ見ましょうということの金額になっておりますが。

これ、明確に法定外の繰り入れという位置づけは町としては考えておりませんで、あくまでも、これはこの7月か8月にはこれ清算をしていかなきゃならない金額だというふうに受けとめております。

そうはいいまして、なかなか今見通せない状況の中で、担当のほうとも十分相談をしながら、この金額を設定をさしていただいたと。3,000万円というのは、これがまた適切かどうかというのわかりません。そういう前提の中で、判断をさしていただいております。

きょう、先ほどから御指摘いただいておりますように、大変な、やっぱり町としても状況に置かれておるわけですから、しっかりこれからの対応も考えてやっていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁でいいんですが。

これから先、清算の状況とかいろいろ出てきますけど、しっかりと、考え方だけははっきりして運用してほしいと。安易に足りないから入れるという処置は最大限避けてほしいと、このように考えておりますから。

また、詳しい説明はそのときにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） フラワーベルト事業についてちょっとお聞きしたいんですが。

委託料と原材料費を含めると200万円近い金額をかけてるわけなんですけど、これについて削減するという考えがないように思われるんですが、その件についてお願いします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 今の御質問でございますが、フラワーベルトの整備費といたしまして56万8,000円、それに花代等を含めまして141万2,000円余り、合わせまして約200万円の予算を計上をさしていただいております。

23年度は国体等もありましたので若干この事業費もこれより多かったと思いますけど、担当課といたしましては、今の現状でこの事業を進めさせていただきたいと今考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 74ページで、アンケート集計ちゅうのは、これもう出てるということは、民間に任すちゅうことですね。

それと、今、松本議員が言われたのを、75ページのフラワーベルトの整備費、ちょっとあれして聞くんですけど。

今までの教育委員会が花いっぱい運動しよったやつ予算が全然消えとるんです。それで、これを足した分かなと、一応私自身思ったんですが。

それで、今までフラワーベルトは、去年34万7,000円で今回は56万8,000円ですか。そして、教育委員会がいろいろ花いっぱいやられた金額を足したら、これよりちょっと少なくなるんです。だから、フラワーベルトと花いっぱい運動と関連してるんか。

それと、76ページの委託料で環境調査ちゅうのが、どういう内容ですか。

よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） まず、最初に、フラワーベルトの事業でございますけど、今言われました教育委員会の花いっぱい運動のほうとは関係はしておりません。

今、75ページにあります委託料の中に、フラワーベルト整備っていうのが、先ほど申しましたように56万8,000円あると思うんですけど、これとこちらのほうの原材料費が142万円計上させていただいておりますが、これがフラワーベルトに関係する花の苗とか肥料とかそういったものの費用の計上で、先ほど申しましたように198万8,000円、約200万円の予算を計上させていただいてるところでございます。

それと、環境調査のほうでございますが、これは降下ばいじんとか河川の水質検査、それから久保田川の水質検査とか海岸の水質検査、それから低質検査、悪臭測定等を行う環境調査でございます。

以上で終わります。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） アンケートの集計でございます。

今年度、健康増進計画と食育推進計画の策定を予定いたしております。現状の把握あるいは課題の発見ということを目的に、約2,000名を無作為抽出いたしましてアンケート調査を予定をいたしております。

集計に当たっては、いろいろクロス集計などやっていきたいという思いがございまして外注を

さしていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 85ページの19番、負担金、補助金及び交付金の一番下の有害獣対策地域活動支援事業。

さっき御説明で、会費の助成や捕獲の報奨金っていう説明あったんですけども、もうちょっと詳しく、件数とか、あとこれによる効果、どんなことが期待できるのか。もし、あればお願いします。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） 今御質問のございました有害鳥獣の捕獲対策事業でございます。

これは、鳥獣法に基づきます許可を実施するため、有害獣捕獲により町内全域における農作物の拡大を防ぐためにやるものでございます。

事業の内容といたしましては、農業者などから、農協等も含まれますけれども、要請のありました有害獣の捕獲許可を受けて、猟友会の（発言する者あり）済いません。御無礼しました。

地域支援事業のことでございました。誠に申しわけございませんでした。

これは、わな猟の今年度資格を取得された方がおられます。こうした方々が地域で捕獲活動を行う捕獲者の負担軽減と捕獲活動の意欲向上を図るということから、活動体制の維持、支援をするものと、有害鳥獣の捕獲の報奨金といいますか、仮にいいますと、今まだ議決前でございますが、私どもとしましては、予定としましては、例えば狩猟者を登録して地域で有害獣の捕獲を率先してされる方、これは移動捕獲隊を除きますけれども、イノシシでございましたら1頭当たり1万円掛ける今計上分は10頭分。タヌキにつきましては、1頭当たり2,000円掛ける20頭分。それから、アナグマにつきましても同様でございますが、2,000円掛ける20頭分、これを18万円を含んでおるわけでございます。

それと、先ほど申しました活動支援につきましては、猟友会の会費とか、熊南猟友会の会費、それから共済費それから狩猟者登録の手数料、これらを含みまして、全部で1万1,455円1人当たりかかるんでございますけれども、これの20人分の22万9,000円、この両方を足したものでございます。

以上でございます。御無礼しました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 90ページの商工振興費、負担金、補助金及び交付金の産業祭。これ、今、わかってること、これ新規の事業なんで、ちょっと内容等々。決まってないこと多いかもしれないですけど、今わかることがあれば教えてください。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） 産業祭につきまして、お答え申し上げます。

今年度の新規事業といたしまして、けさほど町長が申しました目的でございますが、産業でございますので、1次産業、農業、漁業、また2次産業の工業、3次産業の商業、これらの関係諸団体の参加を求めまして産業祭をするため実行委員会を予算議決後近々にさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、今後これらに参加いただきます経済団体、関係機関などと連携を図りながら、まず実行委員会の設置と。そして、調整協議を進めさせていただきまして細かな内容等を進めていきたいというふうに思っております。

なお予算の概要でございますが、私どもといたしましては、手づくりで、初年度でございますから小さくなるかもわかりませんが、極力頑張っってやっていきたいと思っておりますが、町外に対する情報発信の費用、それからだれもが使いますようなテントとかパイプいす、共通部分ではございますがそれらの計上、新聞折込代、消耗品代、また会場等は未定ではございますし、開催日も未定ではございますけれども、できれば11月の、各種団体と調整をしまして従前とありますようなふるさとまつりといいますか、それらに発展をしていければというふうに考えておる次第でございます。

全体予算が93万5,000円ということでございます。

失礼します。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 92ページの委託料で新規事業で土砂災害ハザードマップを作成する。これは県の指定のほうを受けてそういう事業をされるという、確か2年前ですか、町

独自で土砂災害マップ配られていますよね。そうすると、それとのダブリとの絡みっいいいますか、県でやられているのに基礎データなるものは町のほうが先にもっていらっしまったわけですから、それとの関係というんですか、たまたま私、玄関口に張っているもんですから、我が家では。気がついて、どういう絡みなんだろう。町は先にそういう事業に乗り出されていて、今度は県でもやっぱり同じようになり高額な300万円という委託料を払われてそういうふうになれるということですから、ダブっているというのは変に考えじゃないんですが、どういうふうに先の町のハザードマップが有効活用されて、こういう成果で事業をされているのかということも1点ほどお尋ねいたします。

それと、土木費のほうですからもう1点ほど。

97ページの公園事業費の中の遊具点検ということで、建設課のほうで計上されていらっしまいます。まあ、朝方の一般質問の中でも多少あって関連をしてみますがけれども、この公園遊具という、まずこの2つの言葉「公園」と「遊具」ですね。まず、建設課に公園を、そりゃあ都市計とか中村住宅の空き地とかいろいろ把握されていらっしやると思うんですけど、そのほかにも各所管課で公園なるものを所管されているのと、遊具が設置されていると思います。総合政策課でも運動広場というのを所管されているんじゃないかな。総務でもありますし、また教育委員会のほうでも広場ということであれば所管をされていると思うんですけど、そういったものを一切あわせたものなのか、それともいわゆる所管課だけの遊具の点検だけなのか。

先ほど、今ちょっと言いましたけれども、教育委員会のほうでは何年か前に遊具の学校関連でやられた経緯もありますので、そのほかいろいろと推進されていらっしやると思うんですけど。

これは建設課だけの所管の遊具点検なのか、それともほかのところはどういう計画というか、されていらっしやるか。それぞれ所管課で担当されている公園がありますので。

それと、広場との絡みもありますが、いわゆる広場というのがベンチといいますが、こういうふうなものも深く考えれば考えられると思うんですが、どのように考えていらっしやるかということをお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） まず最初の92ページの土砂災害ハザードマップ作成につきましては、これは以前県が机上でつくったものを町が配布したものです。これをもとに、このたびは現地調査をいたしまして危険箇所の警戒区域の指定をするものです。県が指定したハザードマップの作成につきましては、義務づけということになっておりますので、新年度にお願いするものでございます。

それと、97ページの遊具点検でございますが、これにつきましては、建設課所管の施設のみでございます、対象が都市公園の新市児童公園、曾根児童公園、それと住宅団地のホームタウ



ン平生、それと中村団地にある遊具の劣化点検といいますが、調査をするものでございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） ハザードマップ、ようわかりました。机上でつくったやつを配布、配られると。机上じゃけえどうのこうのというのはまたそのときに、気がつかんかったけえ、今は言いませんけれど、早速はがしておきます。

それと、今の遊具の点検なんですけれど、町長にお尋ねするんですけれど、所管課でいろいろとやられていますよね。全体としてはどういう方向性で進んでいかれるおつもりなのか、お考えなのか。このことをこの場でお尋ねしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれの課で目的に沿って広場とか生かされているというふうに思っておりますし、そこに付属する施設については、しっかり点検をしながらするように、各課所管のところはしっかり守備をしてもらうようにこれからも指示をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それで所管課でというのわかるんですけれども、点検、目視かどうなのか、まあその辺のところは聞きませんが、結局数の論理というか、一遍にやったほうが結局経費もかからないしちゅう考え方もできるんじゃないかと思うんですよね。そのことを今後検討していただきたいちゅうことは申し上げて終わります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 93ページ、道路橋梁維持費の15番工事請負費道路橋梁補修事業。これ、おそらく調査された結果をもとにされるのだと思うんですけれども、対象が相当数あったと思うんですけれども、調査された上で対象 補修が必要なものが大体何件ぐらいで、そのうちの何件を今年、全部はちょっと無理かと思うんですけれど、そのうちの何件ぐらいを今年されるのか、予算を上げていらっしゃるのか、お願いします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 93ページの工事請負費1,400万円でございますが、これは従来の年2回やっています点々舗装に今回佐合島の町道の補修を加えて1,400万円という予算をお願いしているものでございまして、点々舗装につきましても当然昨年点検しておりますそのうちの、継続もあります。優先順位をつけて緊急性の高いところから工事をしていきたいと考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 社会教育費117ページですか。補助金なんですけれど、上からいけば子ども会の育成連絡協議会、これ子ども会合併50周年でイベントをするということなんですけれども、そうすると子ども会への補助金は今回計上されていないようなんですが、これで子ども会に対する補助金はすべてイベントに使われるということは、補助はないちゅうことになるんですかね。ちょっと私は聞き間違えかもしれませんので、そのことをまず1点ほどお尋ねをいたします。

それと、未来を担う平生っ子、これ青少年健全育成連絡協議会提案型で申し出を、地区で活動されている方に支援をしていこうということなんですけれど。私も何年か前までその組織ちゅうか、役割上ちょっと絡んでいた。確かそのときには財源はみんなでいろいろやってちゅうことで、いろいろやっていたんですけれど、ここにきて行政のほうに申し出されたということで、そのパワーというか、どうなのかなっていうふうに、つい今、思ったんですけれど。前は自分たちで多少なりともいろんなイベントなんかをやって、町にはなるべく迷惑をかけまい、まあ町もせんながちよるよっていう話をされていると動かれていたと思うんですよ。で、ここにきて提案型っていうことを言われていまして、少し内容の確認をさせていただければと思ひまして、この内容をお尋ねいたします。

3点目なんですけど、119ページの19番の補助金なんですけれど、やっぱり。これ、コミュニティ助成事業ということで、これもやっぱり宝くじの助成金でテントとかイベント関係の資材をやられるっていうことだったんですけれども。まあ、公民館のですね。公民館まつりとかいろんなイベントのときにはたくさんテントとかあると思うんですよ。ないのは音響の設備。まあ、これも今のところ何とか足りているんじゃないかと思っているんですけれど、今までテントとかは、例えば私もそういう立場で借りてきていましたけれども、そこの堀川公園のところのスポーツ公園の倉庫とか学校とか、いろんな形で借りて、もやい合うちゅう精神がとてもいいことだなと。学校とかですね、借りてやられれば。

で、新しくテントを購入されてやられるっていうことを聞いたように思いますので、その目的ってというか、もやい合いの精神は多少どうなのかなちゅうことでお尋ねをいたします。

以上です。

議長（福田 洋明君） 小島社会教育課長。

社会教育課長（小島 康司君） まず1点目の子ども会育成連絡協議会50周年記念の行事で

すけれど、12万2,000円は通常の行事で、あとの27万6,000円が今子ども会から出ております提案で地引網を行うというものに充てたいと思っております。

続きまして、未来を担う平生っ子の育成推進事業でございます。10万円ですけど、平生町に7地区の地区会議がございます。以前、平成19年までは各7地区に町民会議のほうから補助を出してございましたけれど、今、また現在平生っ子を育てようということで、新たに提案型を各7地区で提案していただいて、こういう事業を行いたいからこれだけの補助をお願いしますという提案型にいたしたいと思っております。

続きまして、117ページの宝くじの助成金ですけど、中央公民館の利用者協議会のほうから菊のテント4張と綿菓子機、カキ氷機、ポップコーン機、これの器械を購入いたしまして、それぞれの地域でまつりをしているのに今度は貸し出したいと考えております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第8号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 国民保険の一応18ページですか。18ページの報酬、徴収委託9万1,000円掛け一人12カ月分してあるんですけど、これは毎日お金を集めて回るわけなんですか。ということは、新聞配達なんかは、新聞集金なら月に1遍ですよ。だから、そういうその中身ちゅうか、中身を一応聞きたいんですが、この9万1,000円掛け一人12カ月分としてありますけれど、毎日半日ほどお金を集めて回っているのか、それとも週に何回かと。

議長（福田 洋明君） 洲山税務課長兼徴収対策室長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） それではお答えいたします。

この徴収嘱託員につきましては、2名今出いただいております。1名のほうは税務課のほうで賃金の計上をしております。1名につきましては町民課のほうで賃金を計上いたしております。

勤務体制ですが、月曜日と火曜日、そいで水曜日がお休みで、木曜日、金曜日、週に4日の体制でございます。勤務時間につきましては、10時15分から17時15分ということでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成24年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 7ページで借上料のパソコン。平成23年度は6万6千800円やったけど、今回は26万7千200円になっていますけれど、その根拠をちょっとお知らせください。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 7ページの借上料のパソコンでございます。

これにつきましては、平成23年度、今年1月に新しくパソコンを更新いたしました。平成23年度は1月から3月までの3カ月分を計上しておりました。平成24年度につきましては1年分、12カ月分を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例から、議案第23号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第16号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

提案理由の説明の中で延長することは申されましたが、理由は申されませんでした。改正をする理由について説明をしていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 引き続き、大変内外の厳しい状況、それから町内のおかれておる厳しい財政状況を踏まえて、引き続き町長等給料についてはこういう形でもう1年間延長していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） この条例は可決すれば8年になるんです。8年といえば随分長い間で、ならもう本則を改正されるのが筋ではないかと、このように思いますが、この点についてはどういう検討をされましたか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） これはあくまでも現町長の判断として、もう1年の延長をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 議案第18号国民保険税条例の一部を改正する条例ですが、こういうところにはずらっと数字が並んでるんですが、なかなかわかりづらいんですね、これ。これを町民平均1人当たりになると幾らぐらいになりますか。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） ではお答えさせていただきます。

一人当たり平均の年間保険税ということでお答えさせていただきます。

保険税は医療給付費分と後期高齢支援金分、それから介護納付金分の3つからなっておりまして、介護分につきましては40歳から64歳までの被保険者に賦課されるものでございまして、国保被保険者全員が対象でないことから医療給付費分と後期高齢支援金分の2つを合わせた額で対比したものでございますけれど、現行税率でいきますと、平均で1人当たり年間7万6,003円となっております。改正税率でいきますと平均で1人当たり年間8万2,279円となり、平均で1人当たりの年間6,276円の増となっております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第24号工事請負契約の締結について（変更）平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）及び議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成24年度事業計画及び資金計画並びに予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月8日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。  
したがって、本日の議事日程に日程第 3 2、委員会付託を追加いたします。

日程第 3 2 . 委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第 3 2、お諮りいたします。

議案第 1 号平成 2 3 年度平生町一般会計補正予算から議案第 2 5 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件については、会議規則第 3 5 条第 1 項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 2 5 号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3 月 1 9 日午前 1 0 時から開会いたします。

午後 6 時 2 6 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 柳 井 靖 雄

署名議員 河内山 宏 充



平成24年第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成24年3月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成24年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成24年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町スポーツ推進審議会条例
- 日程第22 議案第21号 平生町スポーツ推進委員条例
- 日程第23 議案第22号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第24号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 追加日程第1 議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議
- 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成24年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町スポーツ推進審議会条例
- 日程第22 議案第21号 平生町スポーツ推進委員条例

- 日程第23 議案第22号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例  
 日程第24 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第25 議案第24号 工事請負契約の締結について(変更)  
 平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)  
 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
 追加日程第1 議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議  
 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君	書記 岩井 浩治君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			弘中 賢治君

経済課長兼農業委員会事務局長 .....	岩見 求嗣君	
建設課長 .....	安村 和之君 佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長 .....	福本 達弥君	
社会教育課長 .....	小島 康司君	
総合政策課長補佐兼財務班長 .....	石杉 功作君	

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

. .

日程第1 . 会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において平岡正一議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

. .

日程第2 . 議案第1号

日程第3 . 議案第2号

日程第4 . 議案第3号

日程第5 . 議案第4号

日程第6 . 議案第5号

日程第7 . 議案第6号

日程第8 . 議案第7号

日程第9 . 議案第8号

日程第10 . 議案第9号

日程第11 . 議案第10号

日程第12 . 議案第11号

日程第13 . 議案第12号

日程第14 . 議案第13号

日程第15 . 議案第14号

日程第16 . 議案第15号

日程第17 . 議案第16号

日程第18．議案第17号

日程第19．議案第18号

日程第20．議案第19号

日程第21．議案第20号

日程第22．議案第21号

日程第23．議案第22号

日程第24．議案第23号

日程第25．議案第24号

日程第26．議案第25号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から、日程第26、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月7日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました 議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第22号及び議案第25号につきまして、3月12日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号中所管事項、議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号中所管事項、議案第22号及び議案第25号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般については質疑はありませんでした。

歳出については、諸支出金で、渡船事業について、今後どういった見通しを立てているのかと

の質問があり、熊南総合事務組合の渡船会計での運営となるが、基本的には、現在の運航体制を維持していくことになると思われる。町としては、財政面の支援を引き続きやっていきたいと考えているとの説明を受けました。

議案第2号、議案第5号、議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号中所管事項のうち歳入全般については、財産収入の不動産売払収入について、公有財産の管理と売払手順について質問があり、公有財産には、所管課が決まっている行政財産と総合政策課が一元的に管理をしている普通財産がある。行政財産は売り払いができないことから、普通財産に所管がえをし、町として使用する見込みがないと判断をした上で、売り払い計画を立て、入札をする流れで処分をしているとの説明を受けました。

歳出については、総務費では、情報通信費で、パソコン教室の経費はどこに計上しているのかとの質問があり、需用費の消耗品の中に、パソコン教室のテキスト代として2万円を含めて計上しているとの説明を受けました。

企画振興費では、生活交通活性化協議会委員は、どのような方がなるのかとの質問があり、公共交通の事業者、自治会関係者、地区社協等の団体の代表者あるいは推薦者、国と県の生活交通関係者、町民からの公募で、15名程度を予定しているとの説明を受けました。

交通安全対策費では、交通安全施設整備について、街路灯を設置する箇所の基準はどのようになっているのかとの質問があり、基本的には歩道側に設置するとの説明を受けました。

財務財産管理費では、修繕料の内容について質問があり、町有住宅が老朽化しており、応急用として予算措置をしているとの説明を受けました。

戸籍住民基本台帳費では、県から移譲される旅券発給事務の内容について質問があり、町で申請受付を行い、旅券センターへ申請書を送付し、返送されてきた旅券を申請者へ交付することになるとの説明を受けました。

統計調査総務費では、調査員の身分を証明するものはあるのかとの質問があり、顔写真入りの統計調査員証をつくっており、調査の際には、調査員証を提示して御協力をお願いするように指導しているが、徹底していきたいとの説明を受けました。

衛生費の清掃費では、一般産業廃棄物処理基本計画の策定は、いつごろを目標にしているのかとの質問があり、熊南総合事務組合、田布施町と協議して、24年度に策定する方向で考えているとの説明を受けました。

消防費の非常備消防費では、委託料の標高表示板設置について、標高10メートル付近に設置する根拠は何かとの質問があり、津波対策として、電柱等に約100カ所に表示板を設置していきたいと思っている。10メートルについては、日ごろより標高を確認していただき、意識を高めてもらうことを考えているとの説明を受けました。

議案第8号については、医療費がふえる中で、保険税を値上げすることにより、財政の見通しはどうかとの質問があり、医療費の高騰で不透明なところがあり、今後の動向を見ないとわからないが、健診等の保健事業に積極的に取り組むことで医療費抑制につなげていき、運営の安定化を図っていきたいとの説明がありました。

議案第13号については、借上料のパソコンは専用のものかとの質問があり、介護認定審査会専用であるとの説明を受けました。

議案第14号から議案第17号までについては、質疑はありませんでした。

議案第18号については、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料があるが、税率の上げ幅がそれぞれ違うのはなぜかとの質問があり、医療分は、医療給付費分、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度に拠出しなければならない町国保負担分、介護保険分は、町国保に割り当てられる対象者の納付額で、それぞれ国庫補助金等の各財源を差し引いて残った分を、被保険者で負担していただくもので、その負担の伸び幅がそれぞれ異なっているためであるとの説明を受けました。また、保険事業と連携し、財源の安定化に取り組まれるよう期待するとの賛成討論がありました。

議案第19号、議案第22号、議案第25号については質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第7号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第19号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第24号につきまして、3月14日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第3号、議案第4号、議案第7号中所管事項、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第19号中所管事項、議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第24号については、全会一致で承認することにいたしました。

議案第1号中所管事項については、賛成多数で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、初めに、執行部から、上水道企業費の水道料金低減対策事業補助金の補正についての補足説明を受け、質疑に入りました。

諸支出金では、上水道企業費の水道料金低減対策事業補助金において、田布施・平生水道企業団の留保財源に対する考え方についての質問があり、水道企業団では、平成26年度からの公営企業法の改正制度において、経営健全化団体にならないように、留保財源を確保していきたいという考えを持っているとの説明を受けました。

また、水道企業団には今以上の経営努力を求めたいので、水道料金低減対策事業補助金の補正額は、財政基金積立金へ修正してもらいたいとした、反対討論がありました。

議案第3号及び議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第7号中所管事項について、まず、農林水産業費の農業委員会費では、農地・農家基本台帳システム構築について質問があり、平成21年の農地法の改正に対応した農業委員会の業務の確かな業務執行の実現を図るためのもので、現行の農地情報管理システムは補修がされておらず、耐用年数も経過をしていることから、システムの入替えをお願いするものであるとの説明を受けました。

林業費では、有害獣捕獲機材の備品購入について、現在ある機材は、全部使用されているのかとの質問があり、わな猟の有資格者に全基を貸し出しているとの説明を受けました。

水産業費では、漁港建設事業費の委託料で、海岸保全測量設計についての質問があり、佐賀の松本川の河口部に水門を設けるためのものであるとの説明を受けました。

商工費では、商工振興費の補助金の産業祭は、何をするのかとの質問があり、今後実行委員会を設け、立案、実行に当たっていただき、行政主体ではなく、出店者により運営を進めていただくとの説明を受けました。

土木費では、土木総務費で、補助金の住宅・建築物耐震化促進事業についての質問があり、耐震診断については、個人で設計士に依頼していたが、新年度では、建築士会に委託し、派遣制度を設けて調査できるという制度の見直しが予定されており、申し込みがふえるのではないかととの説明を受けました。

河川費の河川維持改良費では、負担金の排水機場整備事業はどこを対象にしているのかとの質問があり、県の中川樋門と曾根樋門の排水機場の改修に伴うものとの説明を受けました。

住宅費では、工事請負費の中村団地外装改修について、中村団地は築後40年近くなり、費用対効果、耐震性の問題からも、総合的に判断をすべき時期ではないかととの質問があり、他の町営住宅を含めて、総合的に今後の住宅のあり方について検討を進めていきたいと説明を受けました。



教育費では、中学校費の学校管理費で、普通教室棟耐震補強実施設計の委託料の算出根拠は何かとの質問があり、工事はプレスを入れる工事が主体となるが、県の算出基準等をもとにして積算しているとの説明を受けました。

社会教育費の公民館費では、曾根公民館の借上料について、リース料に含まれる備品は何かとの質問があり、空調や調理台、仮設ステージなどがある。音響機器や掃除機は、備品購入費で計上しているとの説明を受けました。

議案第9号については、初めに、執行部から、「簡易水道事業等統合計画スケジュール」についての補足説明を受けました。

質疑では、統合後、一般会計からの繰入金の取り扱いは、どうなるのかとの質問があり、維持管理費相当分を含めての委託料になるのではないかと考えており、どれくらい縮減できるか協議をしていきたいとの説明を受けました。

議案第10号については、流域下水道事業維持管理の負担金の増額理由についての質問があり、流入量の増加によるものとの説明を受けました。

議案第11号については、特別会計は、いつまで維持していくのかとの質問があり、今後の方針については、これまでの経過を踏まえ、改めてお諮りしたいとの説明がありました。

議案第12号については、委託料の佐賀浄化センター汚泥減容化計画策定について質問があり、今の汚泥は、水分を含んだ汚泥で、セメント材料や堆肥として使うには、乾燥させる必要がある。費用対効果や流入量、人口推計等を総合的に判断して、一番いい方法を24年度で検討したいとの説明がありました。

議案第19号については、初めに、執行部から、第4条と第5条についての補足説明を受けました。

質疑では、第5条の改正内容で、単身者の入居条件は、年齢が関係するのかとの質問があり、今まで政令で定めていた条項の内容を、条例にうたうものであるとの説明がありました。

議案第20号については、条例中の「費用弁償」とは、どういったものかとの質問があり、通常の会議等ではなく、旅費など、必要な経費があれば支給するものであるとの説明がありました。

議案第21号については、質疑はありませんでした。

議案第23号については、改正後の住宅には、すべて入居者がいるのかとの質問があり、木造住宅に空き家が出れば、用途廃止をしており、残りはすべて入居者がおられるとの説明がありました。

議案第24号については、工事は変更後の期日までに完成するのかとの質問があり、標準工期より短い、業者と協議し、工期内に完了できると判断して完成期日を定めたとの説明がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） この際、動議を提出いたします。

ただいまからお配りしますので、平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議の審議を望みます。よろしくお願ひします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。委員会室で全員協議会を行います。全員協議会が終了次第、再開いたします。

午前10時23分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時36分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

追加日程第1、議案第1号（修正動議）

議長（福田 洋明君） ただいま久保俊一議員から、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に対する修正動議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 提案理由を説明させていただきます。

このたびの修正案は、平成23年度平生町の一般会計補正予算の歳出の27ページの諸支出金の公営企業費の上水道企業費にあります補助金1,000万円を減額し、総務費の15ページ、財務財産管理費の積立金を1,000万円増額し、2,282万2,000円とするものです。

柳井地域広域水道からの用水の受給と自己水源の二重の上水道行政により、保有先である田布施・平生水道企業団の財政は非常に厳しい状況にあります。しかし、このままの現状のようなその都度補てんしている状況を続ける限り、平生町の財政を圧迫し、同会計も健全化の道は厳しくなると思います。この状況を打破するためにも、議員の皆様におかれましては、ぜひとも平生町の財政健全化のためにも御理解と適切な御判断をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上の提案理由を説明します。

質疑がありましたら詳しいことはお答えしますので、よろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより委員長の報告並びに修正の動議に対する質疑に入ります。質疑はありますか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 修正動議についての質疑ですが、田布施・平生水道企業団は一部事務組合として構成をされておりました独立した団体、平生町とは独立した団体、相互に独立した関係にあります。それぞれが行政のレベルでいろんな予算を策定をして、年間の見通しを立てていくわけですが、この団体から出されたその予算要望について、それをその団体を構成するそれぞれの団体が必要な予算を抛出していくというのは1つの流れだと思います。したがって、私どもとしてはこの流れからいけば、相手の要請を尊重し、それを抛出していくと、これが一つの流れではないかと思います。

そして、それぞれの団体がどういう状況にあるかというのはそれなりにはそれはわかるとしても、そこで決められるべきものだと思うんですが、この田布施・平生水道企業団の予算はそこで決められる性格のものです。これについてこっち側から、このお金は出さないというようなことになれば、いわゆる相手の会計にこちらから物申すこととなりますが、これについてはどういうお考えを持っておられるのか。

それともう一つは、みずからが平生町議会から選出された田布施・平生水道企業団の議員の任務も持っておられるわけですが、これとの関係についてはどのように思われておりますか。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっとお答えが交互になるとは思いますけど、水道議員として私なりに一応1市2町水道事業のことをいろいろ話を聞いてまいりました。その結果として、私、一応柳井広域水道の1市2町、そして柳井広域企業団に二、三度足を運んで、水道事業の意見、いろいろ話を聞いた結果、田布施・平生水道企業団の抜本的な改革というのがこれが空回りしているような気が、僕は感じました。要するに、目的というか、抜本的な田布施・平生水道企業団も計画をいろいろやられていますけど、単純に同じことばかりというか、机の上の計算、いろいろそういうことで、柳井広域の話の場になかなか入れないという感じがしましたので、あえて私

は企業団も考えを変えてもらわなければいけない。単純に赤字だったら補てんしてくれ補てんしてくれという感じなんです。そして、その補てんをしない場合はどうするかということで、企業団と田布施にもいろいろお話を聞きましたけど、最終的な結論は、影響はないということを私は聞きました、それは。

それで、単純に23年度も24年度も初めから赤字予算なんです。赤字予算ということは、最終的にはもう補正で絶対金をもらいますという考えなんです。それで、最終的に23年度の収支決算にしても、赤字の割に予備費というのが1,400万円近くとっているんです。何で23年度赤字決算なのに予備費を1,300万円もとるんだらうとか、最終的にはそれを差し引いた場合は650万円の赤字なんです。そして、それをいろいろ企業団と話しましたが、今まで11回収支決算して9回赤字だそうです。それで、その都度そういうことをやっているということですので、最終的には、最初から当たり前の予算をなぜ組んでくれないんだらうかと。入る金が少なかったら出る金を今度は削減するような方法も考えてもらいたいわけです。要するに補助金、いろんな負担金、いろんな金が入らんなら、出る金を下げる。今回出る金を下げるチャンスとしたら、23年度の3月31日で委託料が切れたんです。2つの委託が。だから、そういう新しい24年度から委託するのに、そういうのをなぜ考えてやらないかと。最終的には入札でもその1社のみ、だからずっともう随意契約なんです。それで、それを今企業団でいろいろ話を言っているんですけども、皆さんも御存じのように、田布施・平生企業団でやっていますのでいろいろ考えがあると思いますので。それで私自身としては、こういうのを1,000万円なら1,000万円補正を入れないで、入れるのを防いだら、極端に言ったら、企業団が考えてそういうふうに考えてくれないかと、要するに自分らだけでももう空回りのような話ばかりしないで、柳井企業団のグループでいろいろそういう話をやってくれないかと、そういう気持ちで私自身はこういう補正を出しました。

だから、何もかも否定するわけではないんですけど、やはりもう一度考えを直してもらいたい。それで、さっき平岡議員さんが言われたように、両方から補助金を出しています。波風を立てたら僕自身も波風を立てるのがあれじゃないんですけど、しかし、だれかが何かを言わない限りは結局また同じこと。ということは、これがプラスのほうに好転したら、僕はある程度田布施とのいろんな協力関係もあるかもわかりませんが、それぞれの議員さんの考えも、そりゃ田布施の議員さんも賛同してくれる人もおれば、僕に反対してくれる人もそれはいると思います。だからそれは仕方がないということを僕自身は思っています。

はっきり言って、そういうふうに出る考え方、今までのやり方、ただ補助金を出して、両町が出しているから物は言わない、やっぱり出さんばいかん。協力体制じゃと。それはわかりますけど、そこをどうにかせんことには同じことをずっと繰り返していくということで、僕自身が判断

してこういう結果にしました。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） そうすると、提案の主な理由は、田布施・平生水道企業団に挑発的な姿勢を示すために1,000万円を出すなど、そういう今説明に思えたんです。

それともう一つ、いろいろ説明をされましたが、それは仕組み的には、田布施・平生水道企業団で私どもはあなた方を出しておるわけですから、企業団に。そこで議論されるべき問題であって、ここで議論する問題ではないんです。そこで議論をされて、例えば平生町、田布施町からそれぞれ1,000万円ずつ出された予算が否決されればいいことであって、そのときには平生町も当然出さないことになります。だから、場を間違えておられるんじゃないですか。そのところの認識はどうですか。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今平岡議員のように、一応私なりにそれは考えました。要するに、一応出して、向こうでそれをストップをしなさいという考えもそりゃ皆さんからもいろいろありました、はっきりいって。しかし、くどいようですけど、私、いろいろ企業団でお話しても、もう皆さんが補助金、そういうのをどんどん出しなさいという考えがほとんどなんです、田布施の議員さんは。それで、それやったら僕は出すのをとめたらどうかと、そういう判断でしたし、そして今、これは田布施・平生水道企業団で今言えというようなお話をされましたけど、その企業団の中身はこういうことですよということを皆さんにわかってもらうためにもいい機会だということで、私はあえてこういうことを説明しました。そういう御理解でよろしく願います。

ただ、それは田布施・平生水道企業団でやるのが本当かもしれないけれども、企業団ではこういうことですよということを皆さんに今回、御理解してもらうためにもいい機会だから、今までの流れを自分なりに考えを皆さんにお話ただけです。済みません、そういうことです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） この前の委員会で説明がありましたが、水道企業団、これは平成26年度から公営企業法の改正で、一応今の1億2,000万円ですか、留保財源を持っています。これを3億円ぐらいまでに持っていかにかいけんわけです。その辺で、経営健全化団体にならないようにということいろいろ論議がされたと思うんです。その辺のところはどういうふうに考えておられるんですか。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今淵上議員が言われたように、平成26年度から公営企業も一般会計でやるように言われています。それで、そのためにも資金が僕なりに調べたら3億円程度

要るそうです。その3億円にするためにも、今後今の状況で言えば、田布施、平生町でプラスアルファ5,000万円ほどの補助金を出さんことには恐らく3億円たまらないと思います。3年間でためようと思ったら。だから、そういうことも考えて、その水道企業団もそういう抜本的なほんとの考え、私も半年ですが、3回ほど水道企業団の議会に行きましたけど、そういう細かいことは聞いていません。ただ資料はいろいろな抜本改革をやりましたという資料はもらいました。だからその資料じゃなしに、それを1つでも実現して、目的のやったというその実行したという数字が何かで出ないのですかと、それも一応質問しましたけれども、それすら私自身にはもらっていません。はっきり言うて。だから、幾ら話し合いしても、実際にそれ一つ一つこなしていかないとどうにもならないということで、今回も今言われたように、26年度から3億円という金が要るんだから、やはり経営改革というか、もう根本的に初めから物事を変えていかなければ、恐らく3億円という金はなかなかたまらないと思います。それをためるためには、先ほど言うたように、今までの補助金プラスアルファ5,000万円は恐らく要ると思います。そういう考えで企業団の抜本的な考えですか、そういうのを180度考えを変えてもらいたいという気持ちで、純粋な気持ちでこういう提案をしました。御理解をよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。原案の賛成者、次に原案及び修正案の反対者、原案賛成者、修正案賛成者という交互の討論になります。まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算に賛成をいたしますし、修正案に反対をいたします。

一般会計補正予算としては、最後の年度の整理としていろいろな諸般の状況を考慮したり・・・・（発言する者あり）

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

.....  
午前10時57分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

議員（11番 平岡 正一君） 失礼いたしました。ちょっと私が議事進行について十分な理解がないことがありまして、修正案反対の発言は取り消したいと思います。

一般会計補正予算については、年度末のいろいろな精査をされて今回提案されたことと、いろ

んな事情から今年度中にやっておかなければならない数値の修正などがあったものと思いますので、賛成をいたします。

議長（福田 洋明君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 修正案に対する賛成討論をさせていただきます。

平岡議員からも御説明がありましたが、田布施町と平生町の一部事務組合である独立した組織である田布施・平生水道企業団は、両町民の生活に欠かせない水道事業を担っています。柳井地区広域水道企業団からの受水以来、大変に厳しい財政のもとで運営されています。数字の上では、両町からの多額の繰入金により何とか成り立っています。繰入金の額は年々増加し、当町の財政への影響も大きくなっています。平成23年3月31日の数字では、人口でいいますと、平生町では68.6%の町民の方がこの田布施・平生水道企業団の水を利用されています。言い換えれば、31.4%の方は利用されていないこととなります。一般会計から繰り出すわけですから、利用されていない約3割の方にまで補助金の一部の負担をお願いする結果になっていると考えることもできます。

このような水道会計の状況は今に始まったわけではなく、遅くとも広域水道事業が始まったときには予想できたことです。結果論として十分な対策もできずに、今回のように両町の一般会計から補てんを繰り返しています。現状のようなその都度補てんしている状況を続ける限り、水道会計に限らず、すべての会計の健全化は難しいのではないのでしょうか。

最後に1点、誤解のないように申し上げますが、田布施・平生水道企業団の職員の皆さんはほんとに努力をされています。ルールや権限や制限の関係でできないことがあるだけで、本当にできる範囲で懸命に、真摯に不断の努力で取り組まれています。このことをつけ加えまして、以上で修正動議についての賛成討論を終わります。議員の皆様、御理解をいただきまして、御賛同をよろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 次に、修正案に対する反対討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 修正案に対する反対討論をいたします。

質疑の中で、提案者からありました説明は、いろいろ調べても言うことを聞いてくれない、賛同者が少ない、したがって、これは懲罰的に1,000万円を削減をしてかかることが必要だと、このように私は受け取りました。

私どもはそれぞれ独立した団体がそれぞれ政策を持って進めることを私は尊重しておりますし、提出者、賛成者両名とも田布施・平生水道企業団の議会に私どもの代表として送り出しておりますから、そこで十分な議論をして有効な対策を見つける改革を進めていくのが一番の責務でございまして、この平生町議会に、私の言うことを聞いてもらえんからその場で私のことを取り入れてくれんから懲罰的に1,000万円を削減をすることに賛成をしてくれと、こういうわけにはまいりません。

ちゃんとしたこれから先の平生町、田布施町の信頼関係の構築、また田布施・平生水道企業団の財政の健全化、そのためにはこの両名こそがそこで十分な力を発揮していただいて初めてこの事業が成功すると思います。懲罰的に1,000万円を削減することには何の益もありませんし、平生町議会の名誉を汚すことにもなります。これは反対すべきものだと私は思います。

議長（福田 洋明君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する久保俊一議員外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議



案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算から議案第6号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第3号から議案第6号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第6号までの件は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

暫時休憩。

午前11時25分休憩

.....

午前11時35分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

大変申しわけないことをいたしました。議案第2号から6号までの件については討論なしで採決いたしました。このことが前例とならないように、今後はルールに沿って運営していきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。大変申しわけないことをいたしました。

なお、議案第7号平成24年度平生町一般会計予算から第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件については委員長の報告は承認であります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。原案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 反対討論させていただきます。

平成24年第1回平生町議会定例会議案に対して、議案第15号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第22号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

それぞれの議案について理由を述べさせていただきます。

平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算については、予算議会、決算議会でも申し上げておりますが、私は75歳で人を差別する医療である後期高齢者医療制度、この制度そのものを廃止すべきだと考えております。

もう一点、議案第22号平生町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、一般質問でも質問をいたしましたように、大幅値上げに対する低所得者への配慮が考えられていない。また利用料についてももう少し温かい手を差し出すべきではないかと考えております。この議案に反対することにより、議案第7号平成24年度平生町一般会計予算は、繰出金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 提出された今議場の議事日程にあります議案に賛成する立場から討論をいたします。

今度の定例会で一番気になったのは言葉です。いろいろな言葉が出てきました。私は、自分の経験からですが、今年死刑が確定したある青年は皆さん御存じと思いますが、あの青年は私が入社試験に作文を書くように話をしました。最後に、入社したら会社で1番の配管工になりたい、このように書いて私に出しました。それから1カ月もたたないうちにあの事件が起きました。もう一つ言葉が大変だなと思うんですが、今年の中学校の卒業式の生徒の言葉です。「未来の自分は医療関係の仕事をして、大切な人、尊敬する人をみんな助けています。夢頑張れ」と、こう書いていますが、壇上の子供を見ますと、体が不自由な生徒でした。

もう一つ、「楽しく1日を過ごせていますか、今の自分は弱いので、強くなっていたらうれしいです。いろいろ頑張ってください。」この子は壇上に姿がありませんでした。言葉でいろんなことを表現をされております。

私が今年の予算について申し上げたいのは、だんだんと一般会計が空洞化をしまいいりまして、なかなか財政の執行も厳しいものがございます。私は、生徒のこの言葉に、自分がこの1年間、ほんとに緊張感を持って町政の一端を担うものとして頑張ってきたらどうかと、このような考えも持ちました。そして、まだ大変だなと思ったことがあるんです。「かけはし」という中学校の

3年生だよりがございますが、「3月15日が公立高校の1次試験結果発表です。合否は各家庭でご確認をお願いします。結果を見にいけないときは必ず事前に担任まで連絡してください。合格の場合は13時45分から14時までに中学校に登校してください。不合格の場合は担任から自宅へ連絡をします。連絡があるまで自宅待機をしてください」こう書いています。先生も一生懸命卒業後もこうして頑張っておられるとつくづく自分の職責について考えてみました。だんだんと先ほど申しましたように、予算がこういう空洞化をし、なかなか魅力のある予算が組めない時代ですが、一日一日の仕事を緊張感を持ってやるのが大切だと思います。私は、この予算は可決をして職員の皆さんに、一つ一つの言葉も大事ですが、日に日に緊張感を持ってやっていただきたいという要望を据えたいと思うんです。

もう一つ申し上げます。議案第16号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例、昨年は反対をいたしました。今年は質疑の中で、もう一年と、こういう町長の話がございました。財政事情からという説明もございました。なら、私どもも町長と同じように腹をくくってやらなければならないという気持ちも持っております。もう一年という言葉に信用しておきたいと思うのです。もし来年も同じようなことがあれば、私は率先をして、町長と同じように平生町の財政に寄与するための行動を起こしたいと思っております。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

次に、議案第7号平成24年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号平成 24 年度平生町簡易水道事業特別会計予算から議案第 13 号平成 24 年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第 9 号から議案第 13 号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第 9 号から議案第 13 号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号平成 24 年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第 14 号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号平成 24 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第 15 号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第 16 号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例から議案第21号平生町スポーツ推進委員条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第19号から議案第21号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第19号から議案第21号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平生町介護保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第22号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第22号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平生町営住宅条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号工事請負契約の締結について（変更）平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）及び議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を一括して起立により採決いたします。

議案第24号及び第25号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第24号及び第25号の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27、同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第27、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまは予算15件、条例8件、事件2件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

新年度におきましては、第四次平生町総合計画の2年目ということもありまして、実施事業の総合計画における位置づけ、効果等も十分確認をしながら、基本目標に沿った施策を確実に実施していきたいと存じます。また、地方分権改革やまちづくり、さらには国、地方の新たな動きなど地方自治を取り巻く新たな局面にも柔軟に対応しながら行政運営に取り組んでまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましてもよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てを長とは独立した中立的、専門的な立場から審査決定をするという重要な任務がございます。本町の場合、長迫の松田宏治さん、喜多の久保徳行さん、そして秋森の下祢義彦さんの3名の方を選任いただいておりますが、そのうち、松田宏治さんの任期が3月23日で満了となります。松田さんは平成12年から4期12年の長きにわたりお勤めをいただいておりますが、任務の専門性

からも適任者と判断をし、再度、選任いたしたいと存じます。松田さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、平生町役場に37年余り勤務され、特に、税務行政に精通された方であることから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩します。

午前11時59分休憩

.....  
午前11時59分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### 日程第28．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第28、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。総務常任

委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成24年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午後0時02分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 岩 本 ひろ子